

## 平成21年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 招集告示.....                       | 1     |
| 応招・不応招議員.....                   | 2     |
| 第 1 号 (9月2日)                    |       |
| 開 会.....                        | 5     |
| 開 議.....                        | 5     |
| 議事日程の報告.....                    | 5     |
| 諸般の報告.....                      | 5     |
| 町長あいさつ及び行政報告.....               | 6     |
| 会議録署名議員の指名.....                 | 1 1   |
| 会期の決定.....                      | 1 1   |
| 同意第1号の上程、説明、質疑、採決.....          | 1 2   |
| 議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 1 2   |
| 議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 1 5   |
| 議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 1 6   |
| 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 1 8   |
| 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 3 1   |
| 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 3 4   |
| 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 3 5   |
| 議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決.....      | 3 6   |
| 認定第1号～認定第8号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 3 8   |
| 散 会.....                        | 4 8   |
| 第 2 号 (9月17日)                   |       |
| 開 議.....                        | 5 3   |
| 諸般の報告.....                      | 5 3   |
| 一般質問.....                       | 5 3   |
| 山 本 信 之 君.....                  | 5 3   |
| 原 田 全 修 君.....                  | 5 6   |
| 鈴 木 多 津 枝 君.....                | 7 7   |
| 高 畑 雅 一 君.....                  | 9 4   |
| 板 谷 信 君.....                    | 1 0 3 |
| 認定第1号～認定第8号の委員会審査報告、討論、採決.....  | 1 1 5 |

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 川根本町議会議員派遣の件.....         | 1 3 4 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件..... | 1 3 5 |
| 常任委員会の閉会中の継続調査の件.....     | 1 3 5 |
| 閉 会.....                  | 1 3 5 |

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

|     |   |   |   |    |   |
|-----|---|---|---|----|---|
| 1番  | 山 | 本 | 信 | 之  | 君 |
| 2番  | 佐 | 藤 | 公 | 敏  | 君 |
| 3番  | 中 | 田 | 隆 | 幸  | 君 |
| 4番  | 小 | 藪 | 侃 | 一郎 | 君 |
| 5番  | 原 | 田 | 全 | 修  | 君 |
| 6番  | 澤 | 畑 | 義 | 照  | 君 |
| 7番  | 杉 | 本 | 道 | 生  | 君 |
| 8番  | 高 | 畑 | 雅 | 一  | 君 |
| 9番  | 中 | 澤 | 智 | 義  | 君 |
| 10番 | 板 | 谷 |   | 信  | 君 |
| 11番 | 鈴 | 木 | 多 | 津枝 | 君 |
| 12番 | 芹 | 澤 | 徳 | 治  | 君 |
| 13番 | 久 | 野 | 孝 | 史  | 君 |
| 14番 | 森 |   | 照 | 信  | 君 |

### 不応招議員（なし）

## 平成21年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年9月2日(水)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第48号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第49号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第50号 平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分について
- 日程第 7 議案第51号 平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第52号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第53号 平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第55号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 認定第 1号 平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 3号 平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 4号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 5号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 6号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 7号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 8号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（14名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 山本信之君  | 2番  | 佐藤公敏君  |
| 3番  | 中田隆幸君  | 4番  | 小藪侃一郎君 |
| 5番  | 原田全修君  | 6番  | 澤畑義照君  |
| 7番  | 杉本道生君  | 8番  | 高畑雅一君  |
| 9番  | 中澤智義君  | 10番 | 板谷信君   |
| 11番 | 鈴木多津枝君 | 12番 | 芹澤徳治君  |
| 13番 | 久野孝史君  | 14番 | 森照信君   |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長             | 杉山嘉英君 | 副町長    | 澤本廣君   |
| 総務課長           | 小坂泰夫君 | 企画課長   | 羽根田泰一君 |
| 税務課長           | 中澤莊也君 | 福祉課長   | 柴田光章君  |
| 生活健康課長         | 羽倉範行君 | 産業課長   | 鈴木一男君  |
| 建設課長           | 大石守廣君 | 商工観光課長 | 西村太一君  |
| 教育総務課長         | 山田俊男君 | 生涯学習課長 | 森下睦夫君  |
| 会計管理者<br>兼出納室長 | 藤田至君  |        |        |

事務局職員出席者

議会事務局長 西村 一

開会 午前 9時00分

## 開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成21年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

## 開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

## 議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日出席が予定されておりました代表監査委員の風間隆さんにつきましては、所用により欠席いたしますので、御了承ください。

## 諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案8件、認定8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、平成21年5月、6月分の例月出納検査の結果について報告がありました。なお、内容につきましてはお手元に配付のとおりです。

次に、第1常任委員会を中心に実施した視察の件について委員長から報告したいとの申し出がありましたので、発言を許します。

第1常任委員長、鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、先日実施

いたしました第1常任委員会、第2常任委員会合同視察の件について報告をいたします。

参考資料として、現地でいただきました「道志村の概要」、「平成20年度一般会計及び特別会計の決算状況」、「道志村情報通信基盤整備事業の概要」、「役場内サーバー室説明資料」などを配付してあります。

また、8月28日に開きました議員全員協議会終了後の第1・第2常任委員会合同会で、道志村のブロードバンド整備事業視察報告会に参加された皆さん、欠席された皆さんからも御意見をいただきましたので、その意見については皆さんのお手元に配付してあります。

私は、その概要をこれから述べたいと思います。そこで出された御意見をもとに報告をまとめました。

保健師さんと高齢女性とのテレビによる対話や、各戸へ端末を入れたことで高齢者が近所の子供に使い方を教えてもらうなど今までにない交流が進んだ話、同報無線の難聴地区解消、回覧板が必要なくなり伝達漏れもなくなって、いろいろなイベントや教室などへの参加もふえたなどの話は印象的でした。

しかし、委員からは、機械頼みでなく保健師さんが全高齢者宅を訪問して健康状況を把握し、対話する人対人の温かみの通った行政でなければならないとの意見も出されました。一方、それが理想であるが人的にも無理があり、各戸への端末機の導入により早期発見・早期治療の指導を可能にし、重症化を防いで医療費や介護費用の抑制にもつながる、大病院との連携もとれるなどの意見も出されました。また、教育分野での活用なども期待する意見が出されました。

道志村に比べて当町は面積も広く居住地が広がっているので、全戸導入費用はどれくらいかかるか一番気になるところですが、板谷議員個人の試算ですけれども、参考として驚くほどの負担にはならないのではないかという財政状況の試算や、今の若者には世界は近い、やるべきではないかと発言された中田議員の意見、また、もっとよい方法があるはずとの原田議員の意見なども大いに尊重して、行政はN T Tや中電、国などとの協議も重ね、他自治体の先進例を調べたり町民にも十分な説明や情報提供を行い、意見も十分に聞いて慎重に前向きに、悔いを残さないように進めていただきたいことを要望して、委員長報告といたします。議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長あいさつ及び行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成21年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

先月30日に投票、即日開票された第45回衆議院議員選挙は、御承知のとおり、民主党の躍進で政権交代が確定しました。9月中旬に開かれる特別国会で新内閣が発足し、日本の政治システムが一大転機を迎えます。国民の暮らしを守るべき医療、福祉、年金制度、また第一次産業や中山間地対策など、今後の国政の動きや地方に対する施策展開を、政策立案や財源確保等に注目しながら、国民として、有権者として、また経済不況や少子高齢化など社会経済状況の大きな変化の影響を受けている地方自治体として目を離さず見守り、地域を守るために提言、行動をしていきたいと考えております。

川根本町の小選挙区投票率は83.14%で、市区町別では県内最高投票率となりました。

次に、平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾内を震源とする地震が発生しました。川根本町においても大きな揺れを感じ、震度4を観測しております。

町においては、5時20分、対策本部初動班マニュアルにのっとり、初動班（本庁15名、総合支所13名）の3分の1を確保したことを確認し、災害対策本部を本庁舎に設置、同時に総合支所内に災害対策支部を設置し、町内被災情報収集活動を展開いたしました。同報無線で各自主防災会、消防団への情報収集活動の依頼と、職員参集時の道路状況等の情報から、アマチュア無線非常通信協力会員からの町外から本町までの道路状況等を確認しながら、発災から約1時間後の6時9分にはオフロードバイク隊2個小隊を町内に派遣、幹線道路から集落間の道路被害及び各地区における人的、物的被害情報収集を開始、9時46分には町内に人的、物的被害がないことを確認しております。

消防団、自主防災会においても、おおむね午前9時ごろまでには人的、物的被害がないことを確認しております。

最終的には、町内の被害は県道接岨狭線での落石、県道川根寸又峡線の落石、林道河内線の落石の計4カ所で落石がありましたが、どれも軽微な落石で、車両の通行は当初から可能でありました。

また、寸又峡プロムナードコース天子トンネル付近などで、落石によりコースが通行どめとなりましたが、緊急工事の結果、8月28日午後1時に、地元の方々の立ち会いのもと安全確認をし、通行どめを夢の吊り橋下降点まで解除しました。全面解除は、防護ネット等の第2期工事の完成後の9月中旬と考えております。影響がありますので、なるべく早い全面開通を目指しております。

次に、昨年度開催された大井川ダム直下濁水対策に係る技術検討会で合意を得た大井川ダムの濁水対策のための調査業務について、中部電力株式会社より報告がありました。これは、設置が決定した清水化バイパスの取水堰の位置や水路ルートを決定するため、ボーリング調査や弾性波探査等を行うものです。地元関係者へも通知し理解も得ておりますので、河川法



関連等の申請・許可がおり次第、9月早々に調査が始まるとのことであります。昨年度の合意どおり、着実に事業を進めていただいている中部電力株式会社に感謝申し上げるとともに、取水堰等の設計に係る河川管理者の許可等が順調に進み、早期に施設が完成することを期待しております。

次に、本年度も、川根本町町内小学校5年生県外体験学習が例年どおり新潟県を中心に行われました。8月5日から7日まで、小学生54名と校長代表を初め教員6名、高校生ボランティア8名、町職員4名の総勢72名が参加しました。4小学校での実施は4回目となりました。事業の目的や実施内容について関係者の理解が浸透してきました。今後も、「子供たちの自立心、社会性を養い、地域のよさを見直す」、「地域を背負って立つ青少年の育成」という事業の目的が薄れることがないように、本事業に取り組んでいきたいと思っております。

8月7日から10月25日まで、韓国の仁川広域市で開かれている「仁川世界都市祝典」に、財団法人静岡県市町村振興協会の助成も受け、川根本町もブースを出しました。2009年韓国における最大イベントであり、富士山静岡空港の開港を契機に川根本町の効果的なプロモーションが期待できることから、静岡県と連携しながら出店をいたしました。

川根本町は8月14日から8月20日まで1ブースを担当し、観光パンフレットや一煎茶パックの配布、茶インストラクターによる呈茶を含む通常の川根茶とみかんフレーバー茶の冷茶サービスを行い、大変好評でありました。今後も、空港を活用した地域振興や交流人口の増大も推進していくことが重要です。本町からは職員6名、2名のインストラクター、本町独自の通訳1名が2班に分かれて参加いたしました。9月にも、広域の団体の一員として職員を派遣する予定であります。

次に、茶業関係であります。第63回全国茶品評会が埼玉県入間市で開催され、8月28日に結果が発表されました。本町からは煎茶10kgの部で10品の出展がありましたが、残念ながら1等入賞はありませんでした。川崎好和氏の2等11席が最高でありました。こうした品質の維持向上、ブランド力の向上は持続性が大事と考えておりますので、今後も、出品者、町茶業振興協議会、JA関係者と協力・連携しながら全国品評会に取り組んでいくことが大切かと思っております。

また、8月25日には川根本町各地区の農林業関係役員にお集りいただき、耕作放棄地対策事業説明会を開催いたしました。当町の農業振興、地域づくり、景観保持等のためにも耕作放棄地解消は重要な施策と位置づけております。また、本年度も予算化をしております。今後の事業推進について御理解・御協力をいただき、地区ごとの耕作放棄地の解消計画の策定を目指しているところであります。今後とも、耕作放棄地対策については積極的に進めていくつもりであります。

次に、川根本町放課後児童クラブについて現状を御報告いたします。

平成20年度の試行を経て、川根本町放課後児童クラブは本年6月1日、町内2カ所（本川根児童クラブ、本川根小学校の1階生活科教室を借用、中川根児童クラブ、生きがいの郷、

高郷を借用)で開所いたしました。開所時間は下校時から午後6時までで、川根本町シルバー人材センターの会員23名の皆様が指導や送迎に当たってくれております。

開所当初は、本川根児童クラブでは2年生1名、3年生1名の計2名が、中川根児童クラブでは1年生4名、2年生4名の計8名の利用でありましたが、夏休み前の7月24日現在では、本川根児童クラブでは2年生3名、3年生1名の計4名、中川根児童クラブでは1年生5名、2年生4名の計9名が利用するようになりました。中川根児童クラブでは、旧中川根管内の3小学校を送迎バスにて迎えに行き、帰りは保護者に迎えにきてもらっております。

本川根児童クラブでは7月27日から、中川根児童クラブでは7月28日から、夏休み期間中のクラブを開所いたしました。開所時間は午前8時から午後6時で、利用者が、本川根児童クラブでは2年生3名、3年生1名の計4名、中川根児童クラブでは1年生1名、2年生4名が利用し、保護者に直接クラブへ送迎を行っていただきました。また、中川根児童クラブの開所場所を、夏休み以降、中央小学校2階生活科室ほかへ変更し、開所しております。

6月中は22日間開所し、延べ162名が利用し、7月中は22日間開所し、延べ179名が利用いたしました。夏休み期間中には、2クラブ合同で2回のお楽しみクッキングと2回の遠足を行い、楽しそうな生活をしておりました。

以上、報告を終わります。

次に、財政関連であります。

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率4指標を公表しております。当町の実質赤字比率と連結実質赤字比率は非該当であり、一般会計並びに7つの特別会計において無理なく運営されております。

実質公債費比率は、3カ年平均で11.8%、昨年度より1.1ポイント上がっております。単年度の数値を見ると、平成20年度13.3%、19年度12.4%、18年度9.9%になっており、年々上昇しております。これは、地域振興基金創設、田代環境プラザ建設等に係る地方債の元金償還が開始となっていることが主な原因であります。合併特例債等といった交付税措置のある有利な地方債を計画的かつ有効に活用しているため、地方債現在高74億円を考えると低く保たれております。

将来負担比率は32.7%であり、昨年度より、30.6ポイント下がっております。これは、退職者不補充による退職手当負担見込み額の減、地方債借り入れの減による地方債残高の減等による将来負担額の減少と、実質公債費比率同様、交付税措置のある有利な地方債の活用と負担に充当可能である各種基金残高が好影響となっております。

各比率とも、昨年同様早期健全化基準と比べても好結果となっており、健全な財政運営であると思われれます。今後においても、これらの数値の変化、変動幅に注目し、計画的に健全な財政運営を進めてまいりたいと思っております。

ここで、川根本町における行政改革の取り組みを振り返ってみます。

平成17年3月、総務省により地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定されるなど、地方行革のさらなる推進の流れや、町村合併を経て基礎的自治体として機能を維持強化するために、川根本町行政改革大綱を平成18年10月に策定しました。大綱を受けて、川根本町定員適正化計画、集中改革プランを策定し、取り組みを進めてまいりました。集中改革プランは当初67項目でしたが、平成19年7月、平成20年8月の2回の改定を経て、現在79項目で進めております。「決められたことは周知を徹底し、着実に実行する」の考えで、79項目の改革を推進しております。

平成19年4月に行政改革推進室を総務課内に設置し、推進体制を整備しました。また同時に、町長、副町長、教育長、各課長から成る行政改革推進本部を設置し、集中改革プランの推進と課題の検討を、以後毎月1回行っております。

19年7月には、集中改革プランに対しての進捗状況の確認や、意見を述べ提言の取りまとめのほか、町長の諮問に応じ調査・審議を行う行政改革推進委員会を有識者10名で立ち上げました。委員長には、静岡文化芸術大学の片山泰輔准教授に就任していただきました。20年3月には委員会から行政改革大綱・集中改革プランへの13項目の提言をいただき、その後の取り組みに反映しております。

20年7月には、町長から委員会へ「公の施設のあり方」について諮問し、21年2月、「公のあり方」として、資料館やまびこ、文化会館、B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターの6施設の答申を受け、現在、各課、本部会等で調査・協議・検討中であります。今年度の委員会は、今までに取り組み状況の確認とともに、「職員の意識改革、人材育成」などを調査項目に挙げていただいております。

また、本年8月、委員の任期満了に伴う再任をさせていただきました。20年4月に集中改革プラン推進のための要綱、要領を制定し、補助金の適正化、既存補助金の見直しの方針策定、パブリックコメント制度の実施、附属機関の会議録の公開、職員の時間外勤務取扱規程の改定などを行っております。

今年度は全庁を挙げて行政評価に取り組んでおり、21年度はロジックモデルの構築研修、試行を経て、22年度の本格実施に向けて準備を進めております。行政改革推進委員会でも、行政評価シートをもとに議論、検証をしていただきます。行政評価を業務の中に定着させていくことで、予算、人員、時間等の資源配分の効率化と、政策に試行錯誤のプロセスを織り込みながら、同時に納税者として町民に説明責任を果たすものになると考えております。特に、政策に試行錯誤のプロセスを織り込むことが今後の事業展開の中で大事なことはないかと考えております。

今後は、各課・各室でのミーティングや各種会議等での意見集約、議論がさらに重要になると思いますので、意見の出やすい会議、意見の集約が適切にできる会議の手法も研修・実践していくことが重要課題と考えております。

川根本町でも、国・県の指示で動いたり、あるいはトップダウンで意思決定をしていく方

式も時には必要とされるかもしれませんが、地方の自立・分権が求められている現在、そして時代の大転換期を迎えた今、組織内、集落内、団体内、そして役場の中でも、的確な情報・データの共有と徹底した議論を経て、ビジョンや方針、施策を練り上げていくことが重要と強く感じております。

役場内でも、特に平成18年度から20年度の緊縮型財政運営の中で、職員の事業提案も優先順位をつけカットしてきました。結果として、職員のやる気とか提案の意欲に影響を与えたと感じております。ここで改めて、地域、団体、企業、職員が豊かで住みやすい川根本町の維持発展のために力を発揮できる雰囲気、仕組み、ネットワークをつくっていくことが求められ、今後の課題でもあると思います。

最後になりましたが、本議会では平成20年度の一般会計、特別会計の決算の審査をお願いします。平成20年度は、行財政改革、歳入に見合った歳出見直しが本格的にスタートし3年目となりました。平成20年度の歳出総額は55億9,500万円と、事務事業の効率化と集中改革プランの進展等緊縮型予算の執行により、川根本町としての持続的な財政規模が図られたと考えております。今後も、行財政改革の断行と、政府の地方財政政策等を的確に見据え、財政シミュレーション等を踏まえ、中長期的な視野で健全な町財政運営を目指してまいります。

今回提案いたすものは、同意1件、条例等3件、補正予算5件、決算認定8件の計17件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、澤畑義照君、7番、杉本道生君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの16日間に決定しました。

日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（森 照信君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

地方税法の定めるところにより、固定資産評価審査委員会が設置されています。委員の定数は3人ですが、そのうち坂本利夫氏が、本年10月25日をもって2期目の任期が満了となります。坂本氏には就任以来、委員長を務めていただいております。引き続き職務に当たっていただくよう、再任することについて御同意をお願いするものであります。任期は平成21年10月26日から平成24年10月25日までの3年間となります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

日程第4 議案第48号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第4、議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

今回の改正は、一般廃棄物処理手数料について、現在、町が指定するごみ収集袋について35・1袋につき30円としておりますが、20・、45・の収集袋を新たに加え、その手数料を1袋につきそれぞれ15円、40円とし、平成21年10月1日から施行したいとするものです。

以上、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

ごみ袋の有料化を、町長はごみ減量化につながるものだというふうにならざる言っているわけですけれども、当町も資源ごみの分別が細分化され種類もふえて、町長が言われるようにごみ袋有料化もずっと続いているわけですけれども、燃やすごみがそれで減っているのかどうかお伺いします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） お答えいたします。

可燃物の処理量を見ますと、平成18年度では1,484.49 t、平成19年度では1,486.22 tで、前年と比べますと1.73 tの増となっておりますが、平成20年度では1,436.65 tで、前年比で49.57 tの減少を見ております。また、平成20年度と21年度の8月分までを比べますと、平成21年度では14.85 tの減少となっております。

また、昨年からはじめましたマイバックの推進につきましても、町民の皆様のごみへの関心、それから御理解をいただき推進が図られ、ごみの減量にもつながっていると思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 分別が細分化されてごみが減っているということもあるし、先ほど課長が述べられた、マイバックによるレジ袋の減少ということも町民の方の大きな協力によってごみが減少しているという報告をいただき、本当にうれしいなと思うんですけれども、まだまだ生ごみは、若い世帯の方々が出しているごみの中には、私は近所しか見られないものですからこういう意見を言うわけですけれども、もったいないというか堆肥なんかにはできるのになと思われるようなものも時々見受けられます。

そういう中で、私は以前からこういう町の指定ごみ袋に対して、レジ袋は確かに減っているわけで、マイバックも行いますし、協力者もふえていますし、各家庭にたまるレジ袋はふ

えていることは事実だと思います。でも、全くなくなっているかというところではないと思います。私もマイバックを使うようにしていますけれども、それでもいろいろな袋がたまっていきます。

そういうときに、この袋でゴミが出せたらわざわざ町がつくったゴミ袋を使わなくても、二重にゴミを出さなくていいのにとおもいながらいつも出すわけですけれども、このことをこれまでも何回も町に、町長にも要望してきたんですけれども、町長は有料指定袋によってゴミの減量化にするというふうな認識であるということですが、今回このように3種類の袋にふやしてそれぞれの家庭に合ったゴミ量に対応しようということについては、私は一歩前進かなと思うんですけれども、もう一つ考えて、要らない人まで、まだ袋がある家までこの指定袋にさらに二重に入れるということをしなくて、島田市のように町と商店と話し合いをして協力していただいて、町の指定袋のかわりに例えばレジ袋を買う人、有料で買っているわけですけれども、そういう人にはそれでゴミが出せるようにするとか、そういう話し合いをする考えはないか伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私の基本的な考えというのは、やはり受益者負担、一定の負担が必要だろうということで、有料化でゴミを減らすということもあるんですけれども、無料化の場合にはそうした歯どめの一つが外れるのではないかとということで、受益者負担のことで無料化に対する影響というのを考えて、こうした有料ゴミ袋制度をやっております。今回45<sup>・</sup>の袋をつくったというのも、女性の会等の方から、現在の35<sup>・</sup>では小さ過ぎるのだというような御要望を受けて、それだったら、料金は一定の料金がかかりますけれどもつくりますよということで御要望にこたえた経緯がありますので、現在のレジ袋がそうした要求に対応できるかということ、少し小さ過ぎるのではないかと感じております。

また、基本的には有料制度、あるいはリットル当たり幾らということで計算をしておりますので、小さなレジ袋に対してどう対応するか、技術的な課題とか、逆に利用者の負担というふうにもなってくるのではないかと、そんなふうにも考え、現在の3種類のごみ袋で行って、その中でまた課題があれば今回やったような対応をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第5、議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

今回の改正は、平成21年5月22日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成21年10月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の額を見直すため、所要の条例整備を行うものです。

内容につきましては、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするために、支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円引き上げ、「35万円」を「39万円」とするものです。

以上、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の  
処分について

議長(森 照信君) 日程第6、議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の一般会計決算において、地方交付税の増加及び国の補正予算による特定財源の確保により、歳計剰余金が3億2,098万円となり、繰越明許費繰越額を差し引くと2億8,331万5,000円の実質収支額となるため、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に編入するものです。

なお、川根本町財政調整基金条例に剰余金編入の規定がないことから、地方自治法第233条の2のただし書きの規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 全協でも説明を聞きまして、今も町長の提案理由の説明を聞いたんですけども、こういうふうに歳計剰余金が出たからといって、議会の議決をしなければ基金に積み込めないというか、経験がないことですので、私は全く。これまでは剰余金は、財調などに補正予算で計上して繰越金として上げて、それを財調に積み立てるということがされていたと思うんですけども、今回の説明では、条例に剰余金編入の規定がないから議

会の議決を求めるものだという説明があるんですけども、そのところが今までと何か方法というか基準が変わったのかどうか、わかりませんので、説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

今回の議案でありますけれども、平成20年度の決算において生じた剰余金であるということで、今回の処分方法については地方自治法、また地方財政法等で認められているものですが、積立金として補正予算に計上することより、決算における積み立てをすることで、将来の地方財政の安定のため、財政調整基金として積み立てをするものであります。

なお、このように決算による剰余金処分であること、議決をいただくことは、予算に計上することなく基金に編入することでありましてけれども、これは平成21年度予算が圧縮されることと、それから、単年度会計システムとして、必要繰越財源として積み立ての根拠がわかりやすいということで判断したものでございます。

以上であります。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ということは、必ずしもこういう形でなくても、今までのように予算に計上しておいて基金に積み立てるということもできるというふうに解釈していいんじゃないかと思うんですけども、説明を聞いていると、将来の財政安定のためにという言葉が全協でも、先ほどもあったんですけども、こういう形で積立金の根拠を明らかにすることによって、何か縛りというんですか、財政を安定させるためにこういうときには使えるけれども、こういうときには使えないよとか、そういう何か縛りが、制約みたいなものが出てくるんでしょうか。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） これはあくまでも積み立てることによるものでございまして、取り崩しに対する制限等はあるものではございません。

議長（森 照信君） 再々質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

議長(森 照信君) 日程第7、議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,144万1,000円としたいものです。

今回の補正は、6月議会での追加補正に続いて、国の平成21年度補正予算関連の経済危機対策に係る地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、公共投資臨時交付金対象事業である地域情報通信基盤整備、美しい森林づくり基盤整備事業及び普通交付税額の決定によるものが主なものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は6,883万5,000円の増額です。これは、町道の交通安全対策、県道川根寸又峡線交通整理に係る補助金の財源更正、地区の回覧用袋、役場庁舎及び北部振興センターへの太陽光発電施設設置費、山村開発センター等の修繕費を計上するものです。

第2項企画費は8,122万6,000円の増額です。これは、庁舎広告塔、温泉スタンドフェンスの修繕、集会所修繕経費、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金事業関連の携帯電話関連事業等の事業費を計上するものです。

第5項選挙費は1,050万3,000円の増額です。これは、10月に執行される参議院議員補欠選挙費です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は425万8,000円の増額です。国民健康保険、老人保健、

介護保険事業特別会計への繰出金、及び後期高齢者医療費では国・県補助金の返還金を計上するものです。

第2項児童福祉費は470万3,000円の増額です。これは、国の経済危機対策の一環である子育て応援特別手当の経費であります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は4万2,000円の増額です。これは、乳がん、子宮がんの早期発見のための受診率向上を目指した国の施策によるもので、扶助費の追加と補助金による財源更正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は8,379万4,000円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用対策事業経費、強い農業づくり交付金を活用し、瀬沢製茶協同組合の機械の向上更新への補助金、及び経済対策臨時交付金を活用した茶業施設等再整備事業費補助金、茶業技術センター改修工事、農道1路線の開設経費であります。

第2項林業費は2億2,619万5,000円の増額です。これは、公共投資臨時交付金関連の美しい森林づくり基盤整備としての橋梁耐震補強を含めた林道寸又線経費、有害鳥獣捕獲委託料、土地開発基金からの林道寸又峡線用地購入費、経済危機対策臨時交付金を活用し2路線、町単独事業での2路線及び治山1カ所の工事費等を計上するものです。

第7款商工費、第1項商工費は1,768万円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用し、好評であった商工会プレミアムつきお買い物券発行事業への補助金の追加と、韓国向けポスターの作成、及び先日の地震により被害のあった寸又峡遊歩道の工事費です。

第8款土木費、第1項土木管理費は37万8,000円の増額です。これは、土地開発基金から町道用地購入費及び林道補助事業への人件費振替による補正です。

第2項道路橋りょう費は8,639万7,000円の増額です。これは、経済対策臨時交付金を活用し8路線、単独で7路線の工事費、小規模修繕等を計上するものです。

第9款第1項消防費は2,430万5,000円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用し、救助工作車更新に係る島田市への委託料、災害対策としてブルーシート購入、行政防災無線中継局蓄電池交換工事費と、防火水槽標識設置に係る工事費から需用費への変更です。

第10款教育費、第1項教育総務費は245万7,000円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用したさゆり幼稚園運動場整備への補助金と、教職員住宅の消防設備設置に係る設計費等であります。

第2項小学校費は3,334万円の増額です。これは、南部小、本川根小の国有財産払い下げに係る測量委託、登記手数料、経済危機対策臨時交付金を活用したトイレ改修工事費、及び情報通信技術環境整備に係るデジタルテレビ、パソコン、理科教材等の備品購入費であります。

第3項中学校費は1,160万3,000円の増額です。これは、小学校と同様、トイレ改修工事、情報通信技術環境整備等による備品購入費であります。

第4項社会教育費は1,734万7,000円の増額です。10月25、26日に開催されます第24回国民

文化祭が参議院補欠選挙と重なるため、人員補充に係る部分の川根本町実行委員会交付金の追加と、経済危機対策臨時交付金を活用した赤石太鼓運搬車両購入事業、資料館やまびこのトイレ改修工事費及び光熱水費等を計上するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は280万円の増額です。これは、5月に崩落した林道平田線の測量設計費を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は2億855万8,000円の増額です。普通交付税の決定に伴い増額するものです。

第11款分担金及び負担金、2項負担金は64万円の増額です。これは、上長尾地域振興センター改修工事に係る地区負担金です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は3億5,143万円の増額です。小中学校のデジタルテレビ、パソコン等の情報通信技術環境整備補助金、理科教育施設整備補助金、子育て応援特別手当、林道寸又峡線整備に係る美しい森林づくり基盤整備交付金、県道川根寸又峡線交通整理に係る地域活力基盤創造交付金、携帯電話伝送路整備に係る地域情報通信基盤整備推進交付金、がん検診向上に係る女性特有のがん検診推進事業補助金、及び6月追加補正で計上しました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の未計上分であります。

第14款県支出金、第2項県補助金は5,932万円の増額です。これは、携帯電話基地局整備に係る携帯電話等エリア整備事業補助金、瀬沢製茶協同組合の機械更新に係る強い農業づくり交付金であります。

第3項委託金は1,046万9,000円の増額です。これは参議院議員補欠選挙委託金です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は185万3,000円の増額です。これは、前年度の老人保健、介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第2項基金繰入金は4,000万円の増額です。今回の補正による財源不足を財政調整基金で補うものです。

第18款第1項繰越金は59万3,000円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は300万円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用緊急対策事業に係るものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告に従って、順を追って質疑をさせていただきます。

最初に、13ページですけれども、2款1項9目、続いて10目で、本庁、総合支所に太陽光

発電施設を設置するというので、7月の説明のときよりは見直されまして、駐車場に屋根をつけるのもやめてということで予算も減額して計上されているわけですが、合わせて4,000万円ぐらいの減額になっています。

私はそのときも少し言ったんですけれども、子供たちが環境問題に関心を持つような取り組みとして、当町でこういう案が出た後も新聞にかなり、静岡市とかいろいろなところで小中学校あるいは保育園、幼稚園、そういうところに太陽光発電をつけて環境問題に子供が関心を持つような活用を図ろうというふうな取り組みのニュースが出ていました。そういうことを担当の職員の方もごらんになっておられると思うんですけれども、見直しをしたわけですが、そこまで大きな見直しをすることはできなかったのかどうかお伺いします。

それから、同じページの2款1項8目自治会振興費の11節需用費の消耗品費に52万3,000円、これは簡単なんですけれども、回覧用のバックを購入するというので、個数を聞くのを忘れたものですから、何個購入の予算なのかお聞きします。

それから、14ページ、次のページですけれども、2款2項3目のまちづくり事業費のところ、15節工事請負費78万9,000円について、温泉スタンドのメタンガス濃度が高いということでそれを抜く工事と、スタンドの周りにフェンスを張るという説明だったんですけれども、これをやるともう今後ガス抜きをする必要がない、それで穴をあけることで自然と抜けていくのかどうか。

それからもう一点は非常に大きな問題なんですけれども、現在ほとんど垂れ流しているという状態を見ると、1億何千万もかけた探索から掘削の事業なんですけれども、1億、2億を超す事業なんですけれども、周りにあふれた温泉をただただ地中に流しているという、胸が痛むような状況をずっと続けているわけです。何度か町民の方々からも、ちょっと高齢者が入れるような簡単な施設をつくってほしいとか、足湯はどうだとか、それこそ温水器を屋根につけて余り燃料がかからないような使い方もあるんじゃないかとか、いろいろな意見が出されているわけです。そういう活用法を地元でもやってみたいという要望もかつて来たりしたわけですが、新町になって地元の人たちと相談したことがあるのかどうか伺います。

それから、4点目ですけれども、同じページで2款2項4目のコミュニティ施設管理費ですけれども、15節工事請負費192万2,000円が上長尾の集会所、19節の補助金で103万6,000円が坂京の集会所ということで、各地元負担の合計が64万円、その他の財源が多分地元負担だと思えるんですけれども、この64万円の内訳ですね、各地元のそれぞれの負担額とこの64万円の計算方法についてお伺いします。

それから、18ページですけれども、4款1項4目健康増進費の20節扶助費のところ、4万2,000円ということで上がっています。クーポン券を使用する検診費用の扶助費ということですが、全額国が、100分の100ということだったと思うんですけれども、一般財源で減額65万5,000円、国からの補助が69万7,000円ということで、その陰に隠された実際に動く

数字というんですか、それがちょっとわからないので、そのクーポン券を使った扶助費、ここに上がった扶助費の計算の根拠と、クーポン券を発行する対象人数、それから4万2,000円増額になる理由について説明を求めます。

それから、19ページの6款1項3目農業振興費、13節委託料の耕作放棄地についてですけれども、実態調査委託料として600万円計上されているわけですが、この調査を委託することで何を調べて、何を明らかにして、その情報をどのような人たちへどこまで出していくつもりなのか、事業の今後の計画なんですけれども、それについてお聞きします。それから、ダブりますけれども、調査期間と、その調査をした後の調査をどのように利用して取り組んでいくのかお聞きいたします。

それから、21ページですけれども、6款2項5目林道費の17節公有財産購入費1,390万円について、購入する面積、単価、そしてその単価は何を基準に用いた単価なのか。それから、今回もう既にお買い上げしていて、買い上げなければならない理由なんて通告では書いてあるんですけれども、買い上げてあるものを開発基金に支払うということですが、買い上げなければならない理由、それから、ほかの林道を整備するときもこのような買い上げをしているのかどうか。

それから、8目に美しい森林づくり基盤整備交付金事業費2億172万5,000円というのが出ていますけれども、これは寸又右岸林道整備事業費に係る費用だと思うんです。これについて、事業費の50%が国庫補助で一般財源が1億1,072万5,000円今回計上されていますけれども、説明では後から90%が交付されるということだったんですけれども、美しい森林づくり基盤整備交付金事業ということで交付されてくるのか、どのような形で入ってくるのか伺います。

そして、これで購入した全部について整備をしてしまう予定なのか、通行可能となるのか、いつから通行ができるようになるのか。それから、購入して整備することは大体地元の要望でもあり必要性もあったわけですが、購入してまで整備することのメリット、それから森林管理署や中電が使用すると思うんですけれども、工事費を負担してもらうのかどうか、あるいは使用料をもらうことなども考えているのかどうか、そういう交渉をしているのか。たくさんですが、一応文書で出してありますので、一つ一つお答えをお願いいたします。

それから、21ページです。6款2項6目治山費250万円の工事請負費ですが、これは全額一般財源になっているんですけれども、なぜ全額一般財源なのかについて説明をお願いします。

それから、24ページの8款1項1目土木総務費、17節公有財産購入費203万2,000円についてですけれども、これも先ほどの林道費のところで購入するのと同じようについでにどうか、これまで森林管理署より借りて町道として使っていた部分について、土地開発基金で購入してある分を基金に返すということですが、今までは借地料などはどうしていたの

かお聞きいたします。

それから、27ページですけれども、10款4項1目社会教育総務費の18節備品購入費で1,178万5,000円、赤石太鼓グループへ太鼓の運搬用車両を購入して無償貸与をするという説明です。活発な活動を進めて町の宣伝にも大いに貢献しておられるわけですが、そういうことは非常に評価できてありがたいことなんですけれども、こういう理由によってこのようなことをするということが今後ほかのグループでも、このような行政に貢献する活動をするグループに対して要望にこたえていくというか、これを前提に考えていくのかどうかお聞きします。それから、車検料などの維持費はどこまで町が持つのかどうかもお聞きします。

それから、10款4項4目資料館運営費の15節工事請負費273万円についてですけれども、トイレ改修ということで、浄化槽が詰まって排水が流れなくなったというか、ちょっと聞き落としまして確認する時間がなかったものですから再度お聞きするわけですが、ポンプが壊れるということはよくあるんですけれども、浄化槽が詰まるというのはどういうことなのか、ちょっと聞いたことがないものですから、説明を求めます。

以上です。お願いします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

まず、2款1項9目の庁舎管理費及び2款1項10目の総合支所管理費における太陽光発電装置についてでございますが、今回設置を予定する太陽光発電システムにつきましては、設置方法といたしまして、折り屋根方式、それから陸屋根工法、傾斜屋根工法、壁面工法等を検討いたしましたが、結果といたしまして陸屋根工法が安全性、効率・効果性にすぐれているということで判断をさせていただいております。

また、重量についてはパネル1枚が約18.5kg、これが本庁舎でありますけれども112枚、それから総合支所におきましては84枚が想定をされます。このほかに固定用の基礎が8基以上、それから傾斜架台であるH鋼等を見積もりますと、本庁舎の場合には5 t程度が予測をされます。

それぞれの施設の想定によりまして規模等は異なるわけではありますけれども、地震等災害時を想定しますと、構造計算上組み入れられておられない旧施設ですね、それぞれの施設においては安全性への不安等があることや、常時建物内に人がおられるというような場合に、不測の場合に避難中にパネル等の落下というような想定、これも否定できないということもございます。構造上や利用状況からの安全性から附属棟への設置、それから現在新設されました、構造計算がなされております北部地域振興センターへの設置をお願いするものでございます。

なお、附属棟設置の場合におきましては、本庁舎3階からパネル等の設置状況の見直しができることなど、利用状況やそれらの説明、また目視できるということから、教育等の観点、説明等の資料をつけて環境教育または学習等に促していきたいと思っております。



それから、自治会振興費についてでありますけれども、回覧用バック、これは249の班がございまして、これらの往復ということを考えますと約498袋が想定されます。なお、これらのそれぞれの班、地区の状況等をあわせた中で柔軟な対応を図りたいと思っております。

それから、2款2項4目のコミュニティ施設管理費でありますけれども、上長尾集落センターにおきましては、工事費199万2,000円の3分の1の負担ということで、64万円を11款の負担金歳入ということで今回予算計上しておるものでございまして、坂京地区集会所におきましては、総体事業費の3分の1の地元負担を差し引いた103万6,000円を補助金として今回計上させていただいております。双方とも地元負担は3分の1になるというものでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項3目の15節工事請負費78万9,000円の補正について、温泉スタンドのメタンガスを抜くとか、フェンスを張るとか、今後はガス抜きが必要はないのかとの質疑についてですが、これについては、従来も定期的にガス抜きをするということではなく、今まではタンクの上にパイプがついており常にガスを抜いていたわけなんですけれども、今回の改修は、そのパイプを3m以上にしなさいと、またフェンスも設置をしなさいという指摘のため、実施するものです。

また、垂れ流している、資源の無駄ではないかということも質疑の中で言われておりましたけれども、これについては、現在の温泉スタンドになるときに利活用の議論は多々あったと思います。現状がベストと判断されて現在に至っていると思っております。また、近年もそのような議論は行っておりません。

以上です。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 18ページの4款1項4目健康増進費の御質問ですが、これは、当初予算では子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診では40歳以上の方全員を対象に受診率等を勘案しまして予算計上をしております。このうち、今回この事業の対象者は、子宮頸がん検診では20歳から40歳までの5歳刻みの方でありまして、151名、それから乳がん検診は40歳から60歳までの5歳刻みの方252名の方が対象となっております。この補助対象となる方たちの分のみの受診率を勘案しまして計上をさせていただきました。

また、この事業は4月1日までさかのぼって適用されますので、クーポン券発送前に一部負担金を支払い受診をされた方が既におりますものですから、その方たちに一部負担金を払い戻すための扶助費として4万2,000円を計上させていただきました。

以上です。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 農業振興費、13節委託料の耕作放棄地再生利用対策実態調査委託

料600万円についてですが、その委託料で何を調べるかということですが、1つとして、再生利用の対象となる耕作放棄地の植生や農地の基盤、また用排水路や進入道路の状況を確認いたします。2番として、再生利用活動計画の基礎資料となる荒廃程度の区分を調査いたします。3番目として、権利者詳細意向調査に必要な調査票の作成を行います。これはアンケート形式で行います。それから4番目として、上記調査の結果を取りまとめ後、台帳と位置図データを作成いたします。

それから、この情報はどのような人へということですが、地区協議会の情報として耕作者の掘り起こしや、また担い手への情報提供とあっせんに利用いたします。ですから、町の協議会とか地区協議会に情報が流れます。個人情報もありますので注意して扱います。

それから3番目、調査期間ですが、10月上旬から1月下旬を見込んでおります。それから、その情報の取り組み、どのように使うかということなんですが、調査結果を受けて、町協議会と再生利用に当たっての意見の交換を行います。それから、町協議会との協議を踏まえて地区・地域協議会の再生利用計画を策定いたします。それから、調査結果及び地区協議会との協議を踏まえて町の再生利用計画方針を策定いたします。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは続きまして、建設課に関係いたします質問につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、6款2項5目の林道費でございますが、17節公有財産購入費、面積、単価という質問でございますけれども、面積につきましては9万2,985.50㎡でございます。それから単価ですが、単価につきましては1㎡当たり150円ということですので。それから、単価の基準についてでございますけれども、関東森林管理局国有林野部管理課鑑定官によります鑑定評価額をもとに双方で協議を行いました。その結果、150円ということで決定をさせていただきました。

次に、林道敷地を買い上げなければならなかった理由という御質問でございますけれども、今回、森林管理署からこの林道用地を買い上げるということになった目的でございますけれども、この林道を町関連の林道としまして一般車両が安全に通行できるように整備を行い、災害時や観光シーズンの交通渋滞をするときの県道川根寸又峡線の迂回路として使用ができるようにしたいというものでございます。国有地内の林道につきましては、町が事業主体となりまして整備を実施するということが原則できませんので、今回、整備を進めるに当たりまして用地を買い上げるということになったものでございます。

次に、ほかの林道も用地を買い上げているのかという御質問ですけれども、現在、川根本町が整備を進めております林道はすべて民有林内でのもので、用地の買い上げ等は現在行っておりません。また、国有地に関係いたします林道はこの林道寸又線のみでございます。したがって、林道用地を買い上げたという例は今までにはございません。

次に、林道費の8目ですが、美しい森林づくり基盤整備交付金事業で事業費の50%が交付金として交付され、残りの町負担分についても最大90%が交付金として交付されるということだが、いつどのような形で入ってくるのかという御質問ですが、町負担分のうち、最大90%が地域活性化・公共投資臨時交付金として交付をされる予定でございます。また、交付の率につきましては、各市町村の財政力指数等によって決定されますが、現時点におきましては決定されておりません。また、交付の時期につきましても詳細は決定しておりません。

次に、この交付金事業で工事を施行することで、今回買い上げを行った路線の全線が整備をでき通行可能となるのかという御質問ですが、今回買い上げを行いました路線は延長が約8.6kmと長く、現状ののり面や路肩のり面等の状況を考えますと、安全に車両を通行させるためには今後まだまだ計画的に改良工事を実施する必要があるとございます。したがって、今回の交付金事業が完了してすぐに一般車両が常時通行できるという状態ではございません。今後も、できるだけ有利な補助事業等を使いながら計画的に改良工事を進めていきたいと考えております。

それから、購入して整備することのメリットはという御質問ですが、現在の林道寸又線の現状では県道の迂回路としての使用ができる状態ではございませんが、計画的に整備を進めていくことによりまして非常時の迂回路として利用ができ、行楽期の渋滞緩和、災害時の孤立等の解消になるものと考えております。

次に、森林管理署や中電がこの林道を使用すると思うが工事費を負担してもらおうとか使用料をもらう等は考えているのか、またそういう交渉をしたのかという御質問ですが、今回の補正にかかわります工事費の一部を負担してもらいたいというような話は中電とはしてはございませんが、今後の維持管理費にかかわる部分についての費用につきましては、応分の負担をお願いし、管理協定書を提携するよう、現在、中電と協議中でございます。

なお、森林管理署につきましては、今回の買い上げによりましてこの林道沿線に国有林等はありませんので、今後、この林道を森林管理署が定期的に使用するということはないと思われしますので、費用負担等の交渉等は考えておりません。

それから次に、6款2項6目の治山費になりますが、工事請負費250万円はどこか、またなぜ全額一般財源かという御質問ですが、工事の実施箇所につきましては原山地区になります。それから、本来でありますと補助事業として県に要望し事業を実施するということではございますが、この箇所につきましては現場が急峻でございます。また、沢の水によりまして山の斜面が崩れ始めております。また、斜面の上部には茶畑、農業用の倉庫等も建っております。このまま放置しておきますとこれらに影響が出てくるといった状況であり、緊急の対策が必要と判断をしたため、今回、町単独事業として補正をお願いするものでございます。

それから、8款1項1目土木総務費の17節公有財産購入費203万2,000円は、森林管理署より今まで借り受け町道として使用していた4路線分の代金を土地開発基金から支出し、今回基金に返すということだが、購入前はどのようにしていたのか、また借地料はどのようにしていたのかと

いう御質問ですが、購入前は借り受け契約書を結び借地料を支払っておりました。借地料は合計で年間10万4,165円でありました。

以上です。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 10款4項1目社会教育総務費の中で備品購入費についての質問でございますので、お答えをいたします。

今回予算計上した理由といたしましては、赤石太鼓の設立経緯や、当団体が町の活性化とコミュニティーづくりを目指しての活動や、事業を伝承し町の発展、観光PRに寄与していることの実績等も考慮し、また、さらなる活動の推進に期待するものでありますけれども、特にこの団体の構成については、小学生、中学生、高校生、一般のシニアの方で構成をされております。会員は80人ぐらいでありますけれども、大学生以下については59人ほどいると聞いております。学生等未就業者も多い中でボランティア活動を展開しており、他の団体のような利益を追求する団体でないということも一つの理由であります。ケース・バイ・ケースの対応も考えられますけれども、全協でも御意見がありました今後については、上司と検討する中で一定の基準を設けての対応も必要かと思っております。

それから、車検料などの維持管理費の件でございますけれども、これは今まで同様、全額団体のほうで負担をお願いすることとなります。

それから、資料館運営費の関係で工事請負費の説明を私がしましたけれども、ちょっと説明の仕方がまずかったかもしれません。この工事については、トイレ室から浄化槽までの排水管の詰まりの改良工事でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再質疑をします。

まず最初に、14ページのまちづくり事業費のところの温泉スタンドの活用の件ですけれども、答弁のちょっと確認ですけれども、近年議論を行っているというふうに言われたんでしょうか、行ってないと言われたんですか。確認です、それは、行っているというふうに聞こえたものですから、ぜひ行っていただきたいと思っておりますので、行う気がないか再度質問します。

それから、18ページのクーポン券、4款1項1目の検診扶助費の件ですけれども、4月1日にさかのぼって受診した方がおられて支払うものという説明で、それについてもまた国から来るんでしょうか。それは今回の補正には、国の補助には入っていないんでしょうか、確認をいたします。

それから、21ページの6款2項5目林道費の公有財産購入についてですけれども、買い上げたということで私もかなり抵抗したんですけれども、課長の先ほどの説明で国有地の森林

整備は町ができないので買い上げることにしたという、これは最初にこういう買い上げをしたいという説明をされたときと同じ説明なんです。私たちは多分この説明を聞いて、整備をするのは必要だから、迂回路も欲しいし観光時期の渋滞解消も必要だしということで、皆さん承認したと思うんですけども、この国有地の林道整備を町ができないということはないというのを、その後、何度かの交渉の中で森林管理署も、森林法により貸与という形で整備もできるということを確認しているわけです。そういう説明がなかったんですけども、担当としてというか行政としては、こういうふうに国有地の林道整備は町としては買い上げないといけないから買ったという、その理由をまだ使うおつもりか伺います。

それから、この整備ですけども、今後計画的に改良していくということで、この2億近い財源を充ててもまだ当然、全域の整備はできないということなんだろうけれども、どれくらい全体では整備を必要と考えているのか。それから、今回の補正で上がった分でことしの行楽シーズンの迂回路として使えるのかどうか。この3点をお聞きします。

それから、23ページの8款1項1目の公有財産のほうですけども、今までは借り受けという契約をしていて年間10万4,165円を払っているということですけども、最近ではいつ払ったのか、ことしの予算にもあるかどうか、ちょっと気がつきませんでしたのでお聞きいたします。

それだけです。よろしくをお願いします。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項3目のまちづくり事業費の補正についてですけども、ちょっと表現を聞きづらかったかと思いますが、議論は行っておりませんと答えましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

（発言する声あり）

企画課長（羽根田泰一君） 今の質疑なんですけれども、今後使う予定とか言われていますけれども、これについては、先ほど私が申しましたようにいろいろ、平成4年からずっと掘削やったということで、現在やっているのはベストがということで現在も事務方としては対応しておりますので、そのように考えております。

以上です。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 18ページの4款1項4目健康増進費の関係ですが、受診費用の10割を補助されるということでありますものですから、この中には13節のほうに65万5,000円、それから20節の扶助費4万2,000円が補助対象ということで、補助金合計69万7,000円を計上いたしております。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

国有林道を町でも施行できるんじゃないかというお話でございましたけれども、森林法によりますと、民有林の中の林道につきましては国庫補助を受ける都道府県、市町村等が工事をするという事です。それから、国有林の中の林道につきましては国有林野事業特別会計により整備をされるということであつたわけですが、国有林の林道でも鈴木議員が言われるように町が工事を施行できるという場合がございます。それは、国有林道と町側とで併用協定を結ぶか、また区間協定、また費用負担割合協定といったようなものを協定として結んであれば、民有林サイドといえますか、町のほうで仕事ができるということでございます。

それから、寸又右岸林道全体を安全に通行できるようにするにはどれくらい費用がかかるかということでございますけれども、これは今現在、全体計画、概算の計画を委託に出してありますので、それが終了すればはっきりすると思いますが、今時点ではちょっと把握はしてございません。

それから、ことしの事業が終われば迂回路として利用できるかという御質問だったと思いますが、先ほども申し上げましたけれども、ことしの事業が終わっても、即、常時一般車両が通行できるという状況ではございません。

それから、土木費の公有財産購入費の件ですが、先ほども言いましたけれども、年間で借地料10万4,165円の支払いをしておりましたが、これは平成18年度の実績になります。というのも、平成19年度からは契約を解除してあります。町でこの部分を買上げるという前提で、19年度には契約を解除してあります。

以上です。

議長（森 照信君） 再々質疑ありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 18ページの4款1項4目のクーポン券ですけれども、4万2,000円増額する分についても国から来て計上されているということですね。国から入るということで、今回の補正にこの分も。補助金が69万7,000円の中に入っていますよということでしょうか。

次に、右岸林道の件ですけれども、常時通行は今回の工事では無理だという先ほどの2回目の答弁だったんですけれども、ことしの行楽シーズンのときには通せるようになるのかどうかということで先ほどお聞きしたんですけれども、随時必要に応じて通すという方針で工事をやられると思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。この2点。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 寸又右岸林道について総括的に、今の質問も含めてお答えさせていただきます。

これに関しては、去年というか、奥泉の手前の崩落事故以上のバイパス道路の整備の必要性、あるいはそれ以前から、地元からそうした交通渋滞の緩和のために整備が必要ということで、今回踏み切ったわけでありまして。そして、やはりこれが相当な工事量になることは当

然承知しておりましたけれども、どこかでスタートしなければ始まらないということでスタートして、またこういった緊急経済対策で、あるいは国の補正予算等で予算がつきましたので、今回着手させ、今、全体像も把握しながら工事を進めていきたいというふうに考えております。当面の間、一般車両の通行は特殊な事情を除いてできないのではないかとこの町として責任が現在では持てない状態でありますので、一定の整備が終わった段階で非常時とか、あるいは交通渋滞時に通行を可能にしていきたいというふうに、現在、方針は持っております。

また、何で土地を買ったかということに関しては、やはり町の林道に登録しないと今後の補助事業等の活用ができませんので、1,300万かかりましたけれども、それに登録することによって町の林道としてのさまざまな補助事業の採択が受けられますので、そういう意味では、採算というか、1,300万の支出に関しては非常に有利な方向に行くのではないかと。それと、先ほど課長が言ったように、国有林のままですとさまざまな手続とか協議が必要ですので、そうした事務手続きの煩雑さ、あるいは緊急の場合の利用の問題、迅速な判断ができるという意味でも町の林道として管理していきたいと考えております。工事を始めましたので、地元の方々あるいは交通緩和になるようになるべく早く工事は進めますけれども、まだ、今年度は当然工事にかかっておりますし、すぐに一般的に通れるという状況ではないと考えております。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の質疑は既に3回となりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第52号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第8、議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,925万9,000円としたいものです。これは、医療費軽減事業調システム導入に係る補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は70万8,000円の増額です。これは、平成20年度において医療費軽減事業調ベシステムを導入する予定でありましたが、医療制度改正の影響により2月に入っても様式等が定まらなかったため、補助金等の申請に間に合わず、20年度において導入を見送り、平成21年度に計上するものです。なお、保守点検料は1年目のため不用となります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は70万8,000円の増額です。これは、医療費軽減事業調ベシステム導入に係る一般会計からの事務費等繰入金であります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） すみません、これは通告していませんけれども、通告しなければならぬ質疑ではありませんので、質疑をします。



確認をしたいんですけども、医療費軽減事業調べシステム委託料、7ページの歳出のほうですけども、このシステム委託料というんですけども、全協で乳幼児医療費とか、いろいろな負担をもとの負担額に戻すという、ちょっとメモがありますがよくわからないものですから、もう一度説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） お答えいたします。

このシステムは、療養給付費等の国庫負担金、それから調整交付金等の申請に必要な数値を求めるシステムですが、これの関係で、乳幼児医療費制度、母子家庭等医療費、それから重度障害者、精神障害者等の医療費扶助の一部負担金が軽減されておるといことですが、それを普通の2割負担、3割負担にする制度となっておりますものですから、そこら辺の数値を求めるためのシステムでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ちょっとよく説明がわからないんですけども、これまで軽減をしていた分を軽減をなくすということですか、2割負担にして。そうすると、個人ではなくて、町がそういう助成を住民にしていた場合に、国に申請すると言いましたよね。やっぱり対象は個人なんでしょうか。その軽減していたのをもとに戻す対象は町なのか個人なのかお聞きします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 給付費に対する国の負担金、それから調整交付金等も負担率等が決まっておりますが、その分を対象額から外すというような、軽減部分を外されるというようなことでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その軽減分を外される相手はだれですかというのを先ほど2回目で、町なのか個人なのか。個人の人たち、例えば乳幼児医療費補助を受けていたとか、母子家庭の医療費補助を受けていたとか、重度障害者、精神障害者の補助を受けていた人たちが軽減をなくされて2割負担になってしまう、そういうシステム改修だということなんでしょうか。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 個人のほうへの負担は影響がございません。国保が負担増となるような形になります。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回となりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 緊急の時間の中でよく調べることができなかつたんですけれども、ただいまの答弁によると個人への影響はないということですが、市町村が運営する国保に対する負担増になるという答弁だったわけですね。それは、やはり国がたくさんいろいろな形でばらまきをしていたにもかかわらず、こういうことで地方が軽減をしていることに対して、国庫負担調整率というんですか、そういうものをもとに戻しますよと、市町村国保財政を結局は、金額にしてどれくらいなのかわかりませんが、市町村も圧迫する。

国保というのはもともと、本当に所得の少ない人たちが保険ということでお金を出してそれに市町村が上乗せをして、国はその前に50%補助していたのを38.5%に切り下げるかということで、本当に自治体に責任が重くなっている運営を強いられているわけですが、そういう中で、またさらにこういう今の時代の要請、母子家庭の医療費補助とか重度障害者、精神障害者の医療費補助はあって当然で、それは続けますよと、でも国保に対する国の責任はもう削りますよと、自治体がやりなさいと、こういう考え方を聞いて私は賛成することはできないということで、反対討論をします。

議長(森 照信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番(久野孝史君) 今の国保に対する国の政策とかありますけれども、これは、乳幼児医療とかそういったものの軽減をするための国保の中の事務の調べに対する軽減措置の委託料ですので、これは国保の被保険者にとってプラスの面として見ていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、この案については賛成いたします。

議長(森 照信君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 平成21年度川根本町老人保健特別会計補  
正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第9、議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016万3,000円としたいものです。

これは、前年度の老人保健の実績に基づき支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金について精算するための補正と、平成21年度において国庫負担金分、県負担金分、支払基金の審査手数料分の概算交付がなくなったため、一般会計で立てかえるものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は財源更正です。これは、平成21年度の概算交付がなくなったことに伴う一般会計からの繰入金の補てんです。

第2款諸支出金、第1項償還金は236万8,000円の増額です。これは前年度精算によるものです。第2項繰出金は59万5,000円の増額です。これは、前年度の財源不足額について一般会計繰入金で対応したため、立てかえ額を一般会計繰出金として返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は5万2,000円の減額です。現年度分審査支払手数料交付金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は58万4,000円の増額です。現年度分概算交付の減額と前年度分の精算による増額との差額分です。

第3款県支出金、第1項県負担金は59万4,000円の減額で、概算交付がなくなったことによるものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は302万5,000円の増額で、国・県負担金の概算交付がなくなるため、一般会計から繰り入れをするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) これも通告していなくて、今開いて気がついたんですけれども、

歳出7ページの医療諸費、3目審査支払手数料のところは財源更正になっています。財源更正の内訳が全く記載されていないんですけども、これは、どこからどこに移って補正がゼロというふうになるんじゃないでしょうか。財源内訳が全く載っていませんけれども、これでいいのかお聞きします。

議長（森 照信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

補正額の財源の内訳の関係ですけれども、特定財源は国・県支出金、地方債、その他という区分になっていますけれども、そうした中で差し引き勘定、その他のところで処理ということで御理解をいただきたいと思います。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第10、議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,458万6,000円としたいものです。これは、出納整理期間中に収納した前年度保険料を広域連合に納めるものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の後期高齢者医療7ページをごらんください。

第1款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は8万6,000円の増額です。これは、出納整理期間中に収納した分について広域連合会に支払うものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の後期高齢者医療5ページをごらんください。

第5款繰越金、第1項繰越金は8万6,000円の増額です。これは前年度繰越金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 平成21年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第11、議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,002万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,772万7,000円としたいものです。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金についての精算と、地域密着型サービス運営委員会費用の追加の補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万5,000円の増額です。これは地域密着型サービス運営委員会委員報酬であります。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は683万9,000円の増額です。これは介護給付費準備基金への積立金です。

第7款諸支出金、第1項繰出金は125万8,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は182万5,000円の増額です。これも、前年度の地域支援事業分の交付額が所要額に対し超過となったため、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は297万8,000円の増額です。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は351万3,000円の増額です。

第5款県支出金、第1項県負担金は282万2,000円の増額です。これらは前年度の介護給付費交付金の精算による追加交付です。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は10万5,000円の増額です。これは地域密着型サービス運営委員会の経費分を繰り入れるものです。

第8款第1項繰越金は60万9,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

- |       |       |                                      |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第12 | 認定第1号 | 平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第13 | 認定第2号 | 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第14 | 認定第3号 | 平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第15 | 認定第4号 | 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第16 | 認定第5号 | 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第17 | 認定第6号 | 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第18 | 認定第7号 | 平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第19 | 認定第8号 | 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |

議長(森 照信君) 日程第12、認定第1号、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、認定第8号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会

計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。  
会計管理者兼出納室長（藤田 至君） それでは、認定第1号から認定第8号まで一括で御説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成20年度川根本町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の1ページをごらんください。

歳入ですが、1款町税は収入済額14億4,307万円で、前年度対比1億2,008万6,000円、9.1%の増となりました。収入増の要因は、固定資産税及び軽自動車税の増によるものです。その他、町民税、町たばこ税、入湯税はマイナスとなっております。不納欠損額は388万2,000円、収入未済額は4,806万6,000円であります。

2款地方譲与税は収入済額6,728万3,000円で、前年度対比587万5,000円、9.6%の増となりました。自動車重量譲与税、地方道路譲与税であります。

3款利子割交付金は収入済額381万5,000円で、前年度対比6万9,000円、1.8%の減となりました。

4款配当割交付金は収入済額135万8,000円で、前年度対比154万5,000円、53.2%の減となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は収入済額58万4,000円で、前年度対比167万3,000円、74.1%の減となりました。

6款地方消費税交付金は収入済額8,105万円で、前年度対比1,133万2,000円、12.3%の減となりました。

7款自動車取得税交付金は収入済額4,017万3,000円で、前年度対比99万4,000円、2.4%の減となりました。

8款地方特例交付金は収入済額1,142万6,000円で、前年度対比511万5,000円、81.0%の増となりました。地方特例交付金の増と地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたことによるものです。

9款地方交付税は収入済額25億2,884万8,000円で、前年度対比3,342万円、1.3%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は131万7,000円で、前年度対比6万5,000円、4.7%の減となりました。

11款分担金及び負担金は収入済額が3,245万6,000円で、収入未済額が156万7,000円出て、前年度対比91万2,000円、2.7%の減となりました。

12款使用料及び手数料は収入済額6,435万1,000円で、前年度対比1,406万3,000円、17.9%の減となりました。主に、ウッドハウスおろくぼが指定管理になったことの収入減です。収



入未済額が141万2,000円出ております。

13款国庫支出金は収入済額 1 億7,501万7,000円で、負担金、補助金及び委託金で、前年度対比6,663万8,000円、27.6%の減となりました。

14款県支出金は収入済額 4 億9,396万5,000円で、前年度対比6,514万4,000円、11.7%の減となりました。その主な要因は県補助金及び委託金の減によるものです。

15款財産収入は収入済額3,918万1,000円で、前年度対比84万円、2.2%の増となりました。収入未済額が37万2,000円出ております。

16款寄付金は収入済額102万7,000円で、前年度対比72万4,000円、239.0%の増となりました。

17款繰入金は収入済額 1 億3,902万4,000円で、基金繰入金で、前年度対比2,471万4,000円、21.6%の増となりました。

18款繰越金は収入済額 1 億3,708万9,000円で、前年度対比4,395万4,000円、24.3%の減となりました。

19款諸収入は収入済額 1 億4,971万7,000円で、前年度対比2,113万2,000円、16.4%の増となりました。貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入等の収入であります。収入未済額が167万9,000円出ております。

20款町債は収入済額 5 億510万円で、前年度対比4,910万円、10.8%の増となりました。

歳入合計、収入済額59億1,585万5,000円で、前年度対比5,461万5,000円、0.9%の増となりました。不納欠損額388万2,000円、収入未済額5,309万8,000円であります。

次に歳出を説明いたします。3ページをごらんください。

1 款議会費は支出済額6,888万7,000円で、前年度対比20万4,000円、0.3%の増となりました。

2 款総務費は支出済額11億8,983万1,000円で、前年度対比 1 億3,652万5,000円、13.0%の増となりました。総務管理費、徴税費が主なものであります。

3 款民生費は支出済額 9 億4,677万4,000円で、前年度対比6,744万8,000円、6.7%の減となりました。社会福祉費、児童福祉費の減がその要因となっています。

4 款衛生費は支出済額 5 億6,647万9,000円で、前年度対比5,059万8,000円、8.2%の減となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5 款労働費は支出済額206万1,000円で、前年度対比10万5,000円、4.9%の減となりました。

6 款農林水産業費は支出済額 4 億5,709万円で、前年度対比 1 億1,052万6,000円、19.5%の減となりました。林業費の減がその要因であります。

7 款商工費は支出済額 2 億4,354万7,000円で、前年度対比2,348万9,000円、10.7%の増となりました。

8 款土木費は支出済額 2 億8,176万6,000円で、前年度対比6,963万円、19.8%の減となりました。土木管理費を初め、道路橋りょう費、河川費、住宅費すべて減であります。

9款消防費は支出済額 3億1,866万2,000円で、前年度対比4,990万8,000円、13.5%の減となりました。

10款教育費は支出済額 4億6,513万円で、前年度対比4,237万8,000円、8.4%の減となりました。社会教育費以外はすべて減となっております。

11款災害復旧費は支出済額1,512万2,000円で、前年度対比4,368万8,000円、74.3%の減となりました。農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費であります。

12款公債費は支出済額10億3,952万1,000円で、前年度対比 1億4,479万1000円、16.2%の増となりました。

13款予備費は支出がありません。

歳出合計55億9,487万5,000円、前年度対比 1億2,927万4,000円、2.3%の減となりました。翌年度繰越額 4億2,687万9,000円、不用額は 2億5,824万8000円であります。

歳入歳出差引額は 3億2,098万円であります。

次に、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について概要を説明いたします。決算書、国保 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は収入済額 1億9,296万8,000円で、前年度対比 8,274万1,000円、30.0%の減となりました。不納欠損額293万6,000円、収入未済額3,677万2,000円であります。

2款使用料及び手数料は収入済額 9万2,000円で、前年度対比 1万2,000円、11.9%の減となりました。

3款国庫支出金は収入済額 2億1,206万8,000円で、前年度対比3,192万4,000円、13.1%の減となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4款療養給付費交付金は収入済額9,330万9,000円で、前年度対比 1億8,306万円、66.2%の減となりました。制度改正により、退職被保険者の対象年齢の引き下げによる減であります。

5款前期高齢者交付金は 2億9,236万2,000円あります。制度改正によるものです。

6款県支出金は収入済額4,433万5,000円で、前年度対比298万2,000円、6.3%の減となりました。県負担金及び交付金であります。

7款共同事業交付金は収入済額8,830万6,000円、前年度対比402万8,000円、4.8%の増となりました。

8款財産収入は68万8,000円で、前年度対比20万6,000円、42.8%の増となりました。

9款繰入金は6,130万8,000円で、前年度対比2,189万9,000円、26.3%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10款繰越金は 1億2,768万8,000円で、前年度対比863万7,000円、6.3%の減となりました。

11款諸収入は74万8,000円で、前年度対比156万2,000円、67.6%の減となりました。延滞金及び加算金、預金利子及び雑入であります。

歳入合計11億1,387万8,000円、前年度対比3,622万2,000円、3.1%の減となりました。不納欠損額293万6,000円、収入未済額3,677万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。裏面の国保2ページをごらんください。

1款総務費は支出済額2,629万6,000円で、前年度対比969万4,000円、27.0%の減となりました。総務管理費、徴税费、運営協議会費、趣旨普及費であります。

2款保険給付費は支出済額6億6,348万4,000円で、前年度対比257万円、0.4%の減となりました。療養諸費を初め高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費等であります。

3款後期高齢者支援金は1億1,554万4,000円であります。新制度によるものです。

4款前期高齢者納付金は15万5,000円であります。新制度によるものです。

5款老人保健拠出金は支出済額1,472万3,000円で、前年度対比1億3,239万2,000円、90.0%の減となりました。制度改正によるものであります。

6款介護納付金は支出済額4,752万4,000円で、前年度対比158万2,000円、3.2%の減となりました。

7款共同事業拠出金は支出済額9,769万6,000円で、前年度対比710万1,000円、7.8%の増となりました。

8款保健事業費は支出済額1,111万円で、前年度対比363万1,000円、48.6%の増となりました。制度改正により、特定健診が保険者の義務となったことによる増であります。

9款基金積立金は68万8,000円で、前年度対比2,479万3,000円、97.3%の減となりました。

10款公債費は支出がありません。

11款諸支出金は支出済額486万2,000円で、前年度対比428万3,000円、740.7%の増となりました。

12款予備費は支出がありません。

歳出合計は9億8,208万7,000円で、前年度対比4,032万6,000円、3.9%の減となりました。不用額7,369万7,000円であります。

歳入歳出差引額は1億3,179万1,000円であります。

次に、平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。決算書、老保1ページをごらんください。

老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度に制度改正があり、歳入歳出とも減であります。

まず歳入であります。1款支払基金交付金は収入済額7,000万円で、前年度対比5億8,304万7,000円、89.3%の減となりました。

2款国庫支出金は収入済額4,303万1,000円で、前年度対比3億7,185万1,000円、89.6%の減となりました。

3款県支出金は収入済額1,079万5,000円で、前年度対比9,160万7,000円、89.5%の減となりました。

4 款繰入金は収入済額1,006万5,000円で、前年度対比 1 億676万5,000円、91.4%の減となりました。これは一般会計からの繰り入れであります。

5 款繰越金はありません。

6 款諸収入は収入済額36万6,000円で、雑入で前年度対比21万6,000円、37.1%の減となりました。

歳入合計 1 億3,425万9,000円で、前年度対比11億5,348万8,000円、89.6%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は支出済額 1 億1,842万2,000円で、前年度対比11億4,781万2,000円、90.6%の減となりました。

2 款諸支出金は支出済額1,583万6,000円で、前年度対比567万5,000円、26.4%の減となりました。一般会計繰出金であります。

歳出合計は 1 億3,425万9,000円で、前年度対比11億5,348万8,000円、89.6%の減となりました。不用額は244万8,000円であります。

歳入歳出差引額は 0 円であります。

次に、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。決算書、後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

平成20年 4 月から導入された新制度であります。

まず歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は収入済額7,383万3,000円あります。収入未済額は42万円でありました。

2 款使用料及び手数料は4,000円あります。

3 款繰入金は2,297万4,000円でありました。

4 款諸収入は9,000円で、延滞金と預金利子であります。

歳入合計は収入済額9,682万1,000円、収入未済額42万円あります。

続きまして歳出ですが、1 款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額9,672万5,000円でありました。

2 款諸支出金は 1 万1,000円あります。繰出金であります。

歳出合計は支出済額9,673万6,000円で、不用額1,486万3,000円あります。

歳入歳出差引残額は 8 万5,000円あります。

次に、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。決算書、介護 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1 款保険料は収入済額 1 億3,006万6,000円で、前年度対比21万2,000円、0.2%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額11万7,000円、収入未済額は248万6,000円あります。

2 款使用料及び手数料は収入済額 1 万5,000円で、前年度対比3,000円、26%の増となりま

した。手数料であります。

3 款国庫支出金は収入済額 2 億2,315万9,000円で、前年度対比1,399万5,000円、6.7%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4 款支払基金交付金は収入済額 2 億7,020万3,000円で、前年度対比2,351万4,000円、9.5%の増となりました。

5 款県支出金は収入済額 1 億3,053万4,000円で、前年度対比605万3,000円、4.9%の増となりました。県負担金及び補助金であります。

6 款財産収入は収入済額14万6,000円で、前年度対比 7 万3,000円、100.6%の増となりました。

7 款繰入金は収入済額 1 億6,090万9,000円で、前年度対比2,905万4,000円、22.0%の増となりました。一般会計からの繰入金であります。

8 款繰越金は収入済額1,202万2,000円で、前年度対比480万9,000円、28.6%の減となりました。繰越金であります。

9 款諸収入は14万2,000円で、前年度対比10万1,000円、249.7%の増となりました。預金利子及び雑入であります。

歳入合計は 9 億2,720万1,000円で、前年度対比6,606万7,000円、7.7%の増となりました。不納欠損額11万7,000円で、収入未済額248万6,000円であります。

続きまして歳出ですが、1 款総務費は支出済額2,972万1,000円で、前年度対比157万4,000円、5.0%の減となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は支出済額 8 億6,982万4,000円で、前年度対比8,095万5,000円、10.3%の増となりました。介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費、その他諸費、特定入所者介護サービス等費であります。

3 款財政安定化基金拠出金は支出がありません。

4 款基金積立金は支出済額14万6,000円で、前年度対比 7 万3,000円、100.6%の増となりました。

5 款地域支援事業費は支出済額1,601万円で、前年度対比233万3,000円、17.1%の増となりました。これは、介護予防啓発事業の特定高齢者把握事業、生活機能評価検査の新設により増となったものであります。

6 款公債費は支出はありません。

7 款諸支出金は支出済額1,088万8,000円で、前年度対比430万6,000円、28.3%の減となりました。一般会計繰出金及び償還金であります。

歳出合計 9 億2,659万1,000円で、前年度対比7,748万円、9.1%の増となりました。不用額 1,135万3,000円あります。

歳入歳出差引額は61万円あります。

次に、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、簡水1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は収入済額69万円で、前年度対比338万円、83.0%の減となりました。

2 款使用料及び手数料は収入済額1億1,899万7,000円で、前年度対比125万8,000円、1.0%の減となりました。収入未済額が973万円あります。

3 款財産収入は収入済額116万9,000円で、前年度対比65万2,000円、126.1%の増となりました。

4 款繰入金は収入済額1億2,003万6,000円で、前年度対比4,537万1,000円、27.4%の減となりました。一般会計からの繰入金及び基金繰入金であります。

5 款繰越金は収入済額354万6,000円で、前年度対比20万2,000円、5.4%の減となりました。

6 款諸収入は収入済額184万3,000円で、前年度対比99万7,000円、117.9%の増となりました。雑入であります。

歳入合計2億4,628万3,000円で、前年度対比1億8,502万1,000円、42.9%の減となりました。収入未済額973万円であります。

次に歳出ですが、1 款総務費は支出済額3,845万9,000円で、前年度対比438万1,000円、12.9%の増となりました。

2 款水道事業費は支出済額7,906万4,000円で、前年度対比1億3,052万4,000円、62.3%の減となりました。水道管理費と水道建設費であります。

3 款公債費は支出済額1億2,791万5,000円で、前年度対比4,917万5,000円、27.8%の減となりました。

4 款予備費の支出はありません。

歳出合計2億4,543万9,000円で、前年度対比1億7,531万8,000円、41.7%の減となりました。不用額1,158万9,000円あります。

歳入歳出差引額は84万3,000円あります。

次に、平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。決算書、温泉1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は収入済額487万5,000円で、前年度対比25万6,000円、5.5%の増となりました。収入未済額が55万2,000円あります。

2 款財産収入は収入済額2万6,000円で、前年度対比4,000円、20.2%の増となりました。

3 款繰入金は収入済額2,073万4,000円で、前年度対比303万4,000円、17.1%の増となりました。一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金は収入済額48万1,000円で、前年度対比10万5,000円、28.2%の増となりました。

5 款諸収入は収入済額12万円で、前年度対比11万9,000円、119.6%の増となりました。延

滞金であります。

歳入合計2,623万7,000円で、前年度対比352万円、15.5%の増となりました。収入未済額55万2,000円であります。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額890万8,000円で、前年度対比28万5,000円、3.1%の減となりました。

2款温泉事業費は支出済額1,709万円で、前年度対比407万円、31.3%の増となりました。

3款基金管理費は支出済額2万6,000円で、前年度対比4,000円、20.2%の増となりました。

4款予備費は支出がありません。

歳出合計2,602万5,000円で、前年度対比378万8,000円、17.0%の増となりました。不用額83万4,000円であります。

歳入歳出差引額は21万2,000円であります。

次に、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。決算書、診療所1ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

1款診療収入は収入済額3,157万4,000円で、外来収入及びその他診療報酬収入であります。

2款使用料及び手数料は収入済額35万円で、手数料であります。

3款繰入金は収入済額1,513万円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金は5,000円であります。

5款諸収入は1,000円でありました。

歳入合計4,706万円であります。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額4,144万9,000円あります。

2款医業費は支出済額559万8,000円あります。

3款諸支出金は支出はありませんでした。

4款予備費は支出がありません。

歳出合計4,704万8,000円で、不用額306万3,000円あります。

歳入歳出差引額は1万2,000円あります。

以上、簡単に決算の概要を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 次に、平成20年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、監査委員から御報告をいただきます。監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、平成20年度決算審査の結果について報告いたします。

なお、先ほど議長のほうからもありましたけれども、代表監査委員の風間隆さんが所用により出席できないということですので、私が監査報告をいたしたいと思えます。

審査の期間は、平成21年7月21日、22日、23日、28日の4日間行いました。審査の場所は、この川根本町役場会議室で行いました。

それでは、総括的な報告をしたいと思います。

平成20年度一般会計及び7つの特別会計決算について関係課長の出席を求め、慎重な審査を行いました。

審査の方法、審査に付された各決算について、関係法令に違反することなく適正に執行されているか、計数は正確に処理されているか、予算がその目的に従い執行されているか、財政運営は効率的に行われているか等について、関係帳簿及び証拠書類と照合調査し、関係課長及び担当者に説明を求め審査手続を実施しました。

審査の結果並びに総括意見、平成20年度の決算を主に平成19年度決算と比較すると一般会計歳出で約1.3億円の減額となっています。減額の主なものは農林水産業費、土木費であります。これに対し、歳入では県支出金の減額が大きくなっています。審査に付された歳入歳出決算及び関係書類は一般会計並びに各特別会計とも法令に遵守し作成されており、計数処理は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

総括的な意見として、1、町税及び国保税の収入確保はもちろん、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すること。

2、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら有効・適切な運用を期すること。

3、事務事業の見直し、事務の改善合理化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に平成20年度決算について事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図るとともに、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

なお、担当者より提出された決算資料はまことに的を射たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え、総括といたします。

細かい数字の計数については先ほど会計管理者のほうからも説明がありましたので、この決算審査意見書をもって報告にかえたいと思います。

あと、これから議会での決算審査が始まるわけですが、これについて私のほうから3点ほど留意点をお願いしたいと思います。

まず1点目は、予算には計上されているけれども執行されていないという事業があります。これはどんな理由からかということ。こういう事業は「かわねほんちょうことしの仕事」という冊子の中で町民全部に広報してありますもので、そこら辺のところを頭に入れた中で審査していただきたいなど、そんなふうに思います。

2点目としては、予算の流用や予備費支出、これが本当にやむを得ない措置であったかどうか、これについて審査していただきたいと思います。というのは、予算の流用や予備費の支出というのはそのまま議会の関与なく執行がなされるということで、議会の権限の制限というような形になりますので、こら辺のところをしっかりと見ていただきたいなどと思います。



そして最後に3点目として、当初予算のときに審議されたことが予算執行にどのように生かされているかを確認していただきたいと思います。というのは、平成20年度の予算審査のときに、予算特別委員会の審査状況報告書というものを議会のほうで出しています。これは委員長、副委員長を初め丁寧に審査していただいたもので、20ページぐらいの審査報告書になっていると思います。この審査報告が今度の決算にどのように生かされているか、こちら辺のところも頭に入れた中で審査していただきたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13人の議員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は議長を除く13人の議員を選任することに決定しました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月3日から9月16日までの14日間、休会としたいと

思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月16日までの14日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時59分

## 平成21年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成21年9月17日(木)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 山本信之君  | 2番  | 佐藤公敏君  |
| 3番  | 中田隆幸君  | 4番  | 小藪侃一郎君 |
| 5番  | 原田全修君  | 6番  | 澤畑義照君  |
| 7番  | 杉本道生君  | 8番  | 高畑雅一君  |
| 9番  | 中澤智義君  | 10番 | 板谷信君   |
| 11番 | 鈴木多津枝君 | 12番 | 芹澤徳治君  |
| 13番 | 久野孝史君  | 14番 | 森照信君   |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長             | 杉山嘉英君 | 副町長    | 澤本廣君   |
| 総務課長           | 小坂泰夫君 | 企画課長   | 羽根田泰一君 |
| 税務課長           | 中澤莊也君 | 福祉課長   | 柴田光章君  |
| 生活健康課長         | 羽倉範行君 | 産業課長   | 鈴木一男君  |
| 建設課長           | 大石守廣君 | 商工観光課長 | 西村太一君  |
| 教育総務課長         | 山田俊男君 | 生涯学習課長 | 森下睦夫君  |
| 会計管理者<br>兼出納室長 | 藤田至君  |        |        |

事務局職員出席者

議会事務局長 西村 一

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員は9月2日と同様ですので、御了承願います。

## 諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月2日から10日まで決算特別委員会を開催し、平成20年度一般会計及び各特別会計決算の認定審査を終日熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（森 照信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、山本信之君、原田全修君、鈴木多津枝君、高畑雅一君、板谷信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

1番、山本信之君発言を許します。1番、山本信之君。

1番（山本信之君） 1番、山本信之です。一般質問を行います。

災害発生時における川根本町の要援護者への避難支援について。

去る8月11日早朝の地震については、皆さん記憶に新しいところであり、私も地震発生後間もなく、5時20分ごろには区内を一巡し、一部の区役員の人たちと区内における被害ゼロを確認し、消防団の本部設置を激励し、大事に至らなかったことに胸をなでおろしました。

振り返ってみますと、これが多少にせよ避難を余儀なくされるような事態になったとき、一体どうなったんだろうと考えさせられたのが、ひとり暮らしの高齢者、重度障害者への避難支援の対策でした。

川根本町における避難支援プランの策定はどの程度確立・整備されているのか、町長に

お聞きいたします。

議長（森 照信君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

災害発生時における川根本町の要援護者への避難支援についてであります。

災害発生時における要援護者の避難に関する御質問ですが、本町は高齢化が県下一であり、ひとり並びに2人暮らしの老人の方も大勢いらっしゃいます。この地域にとって、災害時における要援護者の避難対策は防災上大きな課題となっております。こうしたことから町では、災害時の要援護者支援体制を確保するため、平成17年、18年度において民生委員の方の協力及び町からの直接郵送によりひとり暮らし高齢者や寝たきりの高齢者、重度障害者を対象とした実態把握調査を行いました。

その結果、本人が希望された方という前提で災害要援護者として465名を登録いたしました。また、要援護者の承諾を得て自主防災会に当該情報を提供し、災害時には要援護者を最優先で支援する体制を整えるよう依頼しているところであります。高齢者や障害者などの要援護者については避難に時間がかかったり、自力で安全な場所への避難が困難なことが多いことから大きな被害を受けやすいと言われております。特に大規模な災害が広範囲に発生した場合などを考えたとき、要援護者の安全を確保するためには、基本的には身近な方々の支援、隣近所を初めとした地域住民の相互の助け合いが必要不可欠となります。こうした点からも、自主防災会における支援体制に期待するものですが、町としても要援護者情報の更新や対象者への情報伝達方法、災害時の対象者の安否の確認方法、各自主防災から災害対策本部への情報伝達方法など、有事に備えて要援護者を支援する体制の整備を図っていきたくと考えております。

突発的な地震が起きた場合など、やはり先ほど申し上げましたように、地域を核とした助け合いが必要であり、また町といたしましても、さらに、けがを負われた場合などを想定し、各地区にヘリポートとして使用できる空き地等の確保・点検あるいはリスト化を図って、そうした場合にも備えるつもりであります。また、このリストに関しては、日々変化するものでありますので、完璧なものとは考えておりませんが、常に地域の方々の情報を得ながら更新し、また地域の方々もこうした要援護者リストを核としながら情報の更新に努めていただきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 私は、今回、旧中川根だけでしたが、数人の区長さんにこの点を聞き合わせてみましたが、対策を進めている地区は皆無の状態でした。この最もたる理由が、その基本となる要援護者リストの開示の問題でした。確かに個人情報法も大事なことです。しかし、そこにこだわり過ぎて人命云々ということになっては、元も子もありません。

このことにつきまして、町長はどのような考えかお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは、旧中川根町時代にこの要援護者リストを作成し、区に協力を依頼したときから出てくる問題であります。そのときも、区長様のほうから、そうしたリストをいただいてもなかなか責任は負いきれないというような話、あるいは今、議員御指摘のように、個人情報の問題もあるではないかというような指摘、さまざまな意見が出されてきております。

そうした中で、町としては、やはり基本的には、こうしたリストがあるかないのでは発災時の対応が大きく違うということで、先ほど申し上げたように、これが完璧ではありませんけれども、これを核にして、それを通常の日常の自主防災活動あるいは自治会活動で情報を補足しながら、いざ事があったときにリストを開き、この人は大丈夫か、あるいはこのごろあのうちのおじいさんが、おばあさんが具合が悪いから様子を見ようか、そうした形で使っていただきたいというふうに考えております。基本的には、リストを配布したときに、この情報を提供するのかもしれないのかということをお聞きしておりますが、やはりご本人が自分で何とかするから、この情報は出してほしくない、あるいは自分で何とかまだ動けるからいいよというようなことを言われている以上、一義的には、その方針あるいは気持ちを尊重していきたいというふうに思っております。

しかしながら、地区の近隣の方々の情報として、このごろどうもおじいさん、具合が悪いから少し様子を見ようか、そういうきめ細かな、あるいはその時々への対応というのは地域の方、自主防災会にお願いできればというふうに考えております。地域の住民を守るのは、当然行政の大きな仕事ではありますが、こうした広範囲な地域の住民を守るためには、地域自主防災会のそうした日ごろの活動、そして発災時の臨機応変な対応を期待するところでもあります。

議長（森 照信君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 国内で発生が心配される災害、地震だけでなく、集中豪雨などの大規模水害等についても、高齢者、障害を持つ方たちの被害がどうしても多くなりがちと予想されます。それらの被害を食いとめ、減災につなげるのには、やはり日ごろから各地域において援護が必要な人の個別情報をきちんと把握し、万一の際の支援体制を整えておくべきではないかと思えます。町長はどんな考えかお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今まで申したように、その情報の更新あるいはチェックというのは、自主防災会と連携しながら、地域の細かな情報と町の組織力を生かしながら対応していきたいというふうに考えております。

また、今までの防災訓練というのは、通常の突発型地震あるいは予知型地震ということ想定して避難訓練等を行ってまいりましたが、今後はそれのみならず、御承知のとおり異常

災害等が発生しておりますので、風水害、特に水害等の発生を予測された場合の避難場所あるいは避難経路の確認等も含めた防災訓練等を行っていかねばならないというふうに思っております。

また、今、要援護者の搬送訓練でありますけれども、今年度の9月1日には青部地区、下泉地区、徳山地区等で要援護者の搬送訓練などを防災計画にのせ訓練を行ったという報告をいただいております。

こうした各地区においてもそうした地域の実情を生かした訓練というのを、地域の特質を生かして訓練を今後とも行っていただくよう呼びかけていくつもりでありますし、また住民の中の必要な訓練というのを行っていただきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 山本信之君。

1番（山本信之君） プライバシーの侵害等で個人情報の開示が難しい場合、このような問題はどのような対応が必要か、町長の考えをお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどから申し上げておりますように、この要援護者リストというのはある程度個人の情報が入ったものでございますので、自治会の自主防災会長様には発災時に活用していただきたい。また、日ごろの訓練のときにもそうしたことを想定しながらやっていただきたいということで、情報の取り扱いには十分注意するようにお願いしてあります。

しかしながら、実際するときには、先ほど何回も言いますように、常日ごろの近所づき合い、あるいはそうした各地区、そして各班の情報の連絡により、そのときに必要な方を声をかける、そうした日ごろの呼びかけ運動、あるいは災害時の確認というのを十分していただくようお願いをしているところであります。

議長（森 照信君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 万が一の災害時には、高齢者及び要援護者が不安のないように支援をお願いし、私の質問を終わります。

議長（森 照信君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

次に、5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番（原田全修君） おはようございます。

私は、新町誕生4年になりますこの1期4年を振り返りまして、町長の施政の総括、どのような見解であろうかという点についてお伺いをしたいと思っております。

まず、平成17年9月の9,000人の小さな町、新町の誕生、これにつきましては住民の悲喜こもごもと申しましょうか、不安と期待の交錯する中で船出をいたしました。小さな町と言っても輝ける町でありたいということから、それぞれこの4年間は努力をされてきたと思っておりますが、まず、町の町たるゆえんは自主・自立の活気がみなぎっている、そしてそれはまさに老若男女と申しますか、すべての町民に将来への希望を抱ける町政がしかれているかということでもあります。それは産業、経済、雇用の問題、人口問題にきちんと対応ができ



ているかということではないでしょうか。そのようなことから、以下の具体的な見解を求めるものであります。

3点であります。

1番としまして、当町の主要産業である茶業、林業、観光及び製造業の振興策とその成果についてお伺いをいたします。

2番目に、雇用の場の確保、定住化の施策等、人口流出防止策及び人口減少防止策とその成果についてお伺いをいたします。

最後に、公共事業の計画、発注に当たって地元の経済効果や地元の事業要望への対応など附帯的な行政サービスにどのような配慮がされてきたかについて伺いたいと思います。

この中で、成果につきましては、通年的に目標に対する結果という指標で極力あらわしてご説明をお願いしたいと思います。

なお、これからの質問におきましては、私が過去15回の中で一般質問の中で扱わせていただきました。今回の重点的に取り扱う事項につきましては、議会だよりレベルで町民の皆様を紹介がされているようなことを再質問をさせていただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（森 照信君） ただいまの原田全修君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、川根本町における基幹産業である茶業への振興支援策と成果でございますが、平成18年11月、第60回全国お茶まつり静岡大会を当町で開催し、「お茶のくに しずおか」が誇る「山のお茶」を全国にアピールし、過去、最も一般消費者の来場者が多く、茶業界と消費者が直接ふれあうことができ、今後の全国お茶まつりの方向性を示す上でも大変意義のある大会となりました。

本年度、第63回埼玉大会においては、普通せん茶の部で産地賞3位の成績に終わりましたが、昨年度の第62回熊本大会では農林水産大臣賞と産地賞のダブル日本一に輝く成績を上げるなど、各種品評会において川根茶ブランドの維持・強化につながっております。

静岡空港が開港しまして、空港内の呈茶コーナーにおいて川根茶のもてなし、韓国仁川市においての川根茶PR等、川根茶、リーフ茶のすばらしさ、おいしさをさらにアピールしてまいります。

また、志太榛原農林事務所が中心となって、行政機関、民間会社を巻き込み「自慢のお茶トップセールスの会」を発足し、地域における各界の代表者が率先して来客者に地元自慢のお茶をPRしております。

消費地、消費者が求めるさまざまな種類のお茶に対応できるよう、産地として新たな製造法（釜炒り茶）や「おくひかり」による新ブランド化を目指し、天空の茶産地、天空銘茶「奥光の黒ラベル、赤ラベル」の商品開発と流通経路の確立、商品PRを推進して積極的に

消費拡大につなげていくものであります。

なお、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ、体験等を通じてPRを行うグリーンティ・ツーリズムツアーを平成19年度から実施しており、川根茶のファンをふやししながら、今後とも積極的にお茶の消費拡大に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

また、生産基盤の整備と経営の安定を図る施策として、山村振興対策事業による集落道、地域支援活用総合交流促進施設等の基盤整備や生産性の向上が図られてきております。

平成20年度の「てん茶」事業の取りやめについてですが、新たなてん茶事業への取り組みに関しましては、現状の茶況等を総合的に判断していくつもりで、川根地域としててん茶の必要性、優位性等に対する地域の理解を得た上で取り組んでいきたいと考えております。

町単独事業により省力化施設整備、茶園改植、自力作業道開設等の支援をしており、過去3年間の実績として省力化施設整備（乗用型摘採機14台）、特産物振興事業（茶園改植1,240a）、自力作業道開設（53カ所）、多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業（防霜ファン更新1地域、茶工場建設補助1工場）を実施してまいりました。

県営中山間地事業によりヒロヲ地区、茶園造成（改植面積4.4ha）、各地域においては農道整備、水路整備、給水スタンド、農村公園等、厳しい財源の中、町負担の少ない国県の補助制度を活用して事業を実施しております。

また、平成19年度から実施しております農村の自然景観を守る対策として、農地・水・環境保全向上対策事業に地名地区を含む5地区が取り組みを始めております。また、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止を図る中山間地域直接支払事業を6集落（74.5ha）において実施しております。

なお、近年の茶価の低迷、農家の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大等が大きな問題となっていることから、平成21年度当初予算9月補正予算において耕作放棄地減少に向けての取り組みに対し、本年度から5カ年計画により、地域単位での農地管理業務のモデル的取り組みの実践に向けて取り組んでいき、耕作放棄地のこれ以上の拡大の防止と減少に向けて地域農業者の皆さんと協力して取り組みたいと考えております。

林業関係につきましては、森林整備として各種補助事業により除間伐等を促進しておりますが、過去3年間の除間伐実績は1,330ha実施されました。今後も効率的・効果的な除間伐の実施を促進していきます。

また、基盤整備として、森林組合おおいがわに高性能林業機械を導入いたしました。これら高性能林業機械を用いて生産コストを削減していくためには、林内作業路が必要不可欠と認識し、森林組合やその上部組織と協議しながら、土木建築業者も含めた開設技術研修や町の国県補助金へのつけ増し補助の強化を図っております。現在、木材価格は非常に低迷しておりますことから、低コスト化は最大の課題と認識しております。

現在は全国的に着目され、各所で事業が実施されております木質バイオマス事業につきまし

では、当町においては全国でもいち早く木質ペレット事業を核にバイオマスタウン構想の策定を試みましたが、企業との共同による事業開発も実行し、先駆的な取り組みとして重点的に取り組みましたが、結果として中断をすることになりました。なお、林業や木材業を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあり、木材のバイオマス資源としての期待は、国内のみならず世界的にも高まり続けている状況にあります。同時に、資源としての課題やエネルギーへの転換方法、加工流通などの個別課題も明確になってきております。引き続き可能性を求めて研究を続けていきたいと考えているところであります。

森林セラピーや森林レクリエーションは、総合計画で自然環境分野の自然の利活用に位置づけているところであります。森林資源や観光資源の面的な活用は、資源そのものの充実に加え、それを提供する人的な資源が非常に大切であります。現在、エコツーリズムネットワークを中心に活動が活発になってきております。

また、町有林と9人の林家でF S C森林認証を取得し、環境に配慮し、社会に貢献し、経済的にも自立した森林管理を目指す取り組みをスタートしました。現在は町の民有林面積の7%ですが、新規加入の申し込みもあり、町の林業をリードしつつ、林業の社会的役割を全国的にアピールする事業として評価してまいります。県内にも木材を加工する業者がC O C認証という木製品を生産する認証を取得する動きが加速化してきており、新しい木材の流通形体ができつつあると認識しているところであります。

また、県当局や県森連にも注目され、林業ならば川根本町というイメージを少しずつ持ってきていただいたと感じております。これはF S C森林認証というだけではなく、まさに林業者各位や先人の長年にわたる実践と御努力のたまものですが、F S C森林認証の取得と普及啓発の活動が町民各位の努力を広くアピールする手段になっていると評価しているところであります。

また、菌床しいたけ製造及び共同出荷施設が年度内には稼働する予定であります。町としては、当時の生産組合からの要望に対し緊急に対応し、国県の補助金による事業遂行をサポートしました。今後は、農事組合法人と、その組合員の皆様の御努力により産地化を目指していくわけではありますが、菌床しいたけ生産者の方々の生産基盤の安定が図られるものと考えております。当事業に関連して若手の新規就農も実現し、新たな生産者にもしいたけ菌床を供給できるようになったことから、農業経営の多角化にも大いに期待ができるものです。この事業につきましても、菌床しいたけの産地化という目的と、その具現化に奔走されている組合員の皆様の汗と努力のたまものと認識し、今後も町を挙げて支援をしていきたいと考えております。

次に、観光の振興策とその成果についてであります。現在取り組んでおります事業として大きく分けると2つあります。

まず1つは、森林セラピーやグリーンツーリズムと深いかかわりのありますエコツーリズムの推進であります。

6月議会において提出、可決させていただきましたが、町内にエコツーリズムを普及・推進するために中核となる地域コーディネーターを養成し、エコツーリズムによる新たな産業を育成するための基盤と仕組みづくり、地域振興と雇用創出の拡大を図りたいと考えているところであります。これはふるさと雇用再生特別対策事業費補助金を活用して実施するもので、現在、専門の業者と契約を結び、新たな雇用者を地域コーディネーターとして養成し、エコツアー企画実施のためのガイド組織の支援、エコツアー受け入れ先との連携及び受け入れ先の掘り起こし、宿泊事業者や旅客事業者等の連携調整、またコーディネーターを中心としたガイド組織、ツアーの受け入れ先、宿泊事業者等が連携したエコツーリズムを推進するための事業組織を確立して、自立運営による新たな産業化と、さらなる雇用拡大の推進を目標に進めているところであります。

2つ目としては、地方の元気再生事業であります。

議員御承知のとおり、平成20年度より取り組んでおりますこの事業は、空港、高速道路の整備を生かした奥大井観光振興プロジェクトを目標に、各地に所在する伝統文化やお茶等の地域資源の一層の活用を図りながら、当地域に近接して整備される富士山静岡空港や新東名高速道路を生かし、交流人口の拡大に向けた観光地づくりを進めております。

本年は、その一歩としまして、商品開発により観光客の満足度を高め、大井川地域の観光力の向上を図りたく、フレーバーティー等のお土産品の開発に取り組んでいます。

2点目としては、首都圏からマイカー、バスによる観光客を呼び込むための観光地づくりの一つとして、まちかど博物館を付加価値とした誘客の手法や、当地域を地域まるごと博物館郷として長期的・安定的に運営するための人材育成・組織づくりに取り組んでおります。

具体的には、まちかど博物館の目的、コンセプトを明確にし、再確認することや、キャッチフレーズをつけて、わかりやすく、魅力的に。かかわっている人が理解し、行動できるよう、また住民が参加し、主体的な運営ができるよう、まちかど博物館を目指した仕組み、工夫、ノウハウの取得や博物館のストーリーづくり等を行い、空港・新東名、最近の観光ニーズを踏まえ、地域資源を生かした交流人口によるまるごと博物館の開館を進めているところであります。

また、外国人観光客誘致促進のためのパンフレットや商品プログラムの作成、今回の補正でご承認いただきました海外エージェント向けポスター作成においても準備を進めているところであります。

次に、製造業の振興策とその成果についてであります。3月定例会時、議員の一般質問の答弁と一部重複する点もあるかもしれませんが、お許しください。

平成21年3月10日付で川根本町商工会様より、経済危機・雇用危機に係る支援のお願いについて要望があり、その中の一つに緊急雇用調整助成制度の会社負担20%に対する上乗せ助成の支援要望がありました。当町としましては、中小企業主が一時的に休業、教育訓練等の場合、賃金等の一部を国が助成する制度であり、具体的な要望があれば上乗せすることが妥

当かどうか検討する予定でありました。その後、商工会様より具体的な要望はなく、7月中旬ごろには関係する会社様などの懇談の場を持ちましたが、景気も次第に回復に向かっているとのことでありますので、今後の状況を見ているところであります。

次に、雇用の場の確保等でございます。

ご承知のとおり、昨年からの金融ショックに始まった世界的な不況により、町への新たな事業所等の進出等、新たな雇用の場の創出は極めて困難な状況となっております。しかし、この不況下におきましても、町内において国の支援をいただきながら緊急雇用対策を実施し、今年度に町道や林道、登山道などの維持管理や、新たな福祉人材育成のための2級ヘルパー養成事業（26人参加）などを実施して、着実に成果を上げております。

また、今回の議会でも議決いただきました補正予算におきまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業と合わせ、各地区からの土木事業等の要望の早期実施のため、約3,600万円ほどの事業実施予算を計上いたしました。これらの事業の実施についても雇用対策の一環と考えております。

次に、人口減少防止策についてですが、町の総合計画では定住対策を重点的に進め、平成28年度の目標人口を7,800人と想定しております。この定住対策の大きな事業の一つとして、既に皆様ご承知のとおり、昨年度までに地名の若者定住促進住宅16戸の建設が完了し、現在16世帯、51名が入居しております。その中で、子供が17名おりますが、住宅に入居後生まれた子供も6名ほどいるなど、成果が上がってきております。

住宅建設や改築はほぼ計画どおり進みましたので、今後は、ことしの3月に策定した川根本町住宅総合計画に示させていただいたように、既存の資源を活用するなどして財政的な負担を軽減しつつ、各地域への経済効果の高い施策を実施していくべきと考えております。若者定住促進家賃補助、空き家登録制度、就業者家賃補助等検討を進めております。

また、平成18年度から実施しております緑のふるさと協力隊の事業におきましては、地球緑化センターから派遣された3名のうち、研修の終わった2名が町内に定住していただいております。今後も、総務省の地域おこし協力隊や農水省の田舎で働き隊制度などの活用を検討しております。

また、同じく平成18年度から実施し、現在4年目になっているちゃっきり娘養成講座でも、これまで定住に結びついた事例はありませんが、プライベートでも本町の行事に参加したり、お茶のイベントのスタッフとして協力していただくなど、将来の町内の定住に向けて大きな期待を寄せているところであります。

このほか、今後の予定といたしましては、現在さまざまな補助、支援制度で間伐など森林管理が行われていますが、施行の団地化などで事業量の安定、資源としての活用などを進め、雇用の場としての定着、新規雇用の拡大も図っていきたいと考えています。

また、現在進めている荒廃茶園対策や遊休農地の活用として自然環境を生かした多品種の農産物を茶業の複合経営として生産し、地産地消はもとより、情報ネットワークを構築して、

町内にも出荷できる体制を整備し、農業就労対策、茶価低下による農家所得の補てん向上に資することが必要と考えています。官民協働して就労環境を整備し、人口減少を軽減させ、総合計画の目標人口の確保について努力してまいります。

最後であります。公共事業の計画、発注に当たって、地元の経済効果や事業要望への対応がなされているかという質問であります。町道、農道等の土木事業を計画するに当たりましては、各地区から提出された要望書の内容を精査の上、町で実施すべきもの、県で実施すべきもの等に区分し、町で実施すべき事業については緊急度や事業効果、優先順位等の高い箇所、国や県の補助事業が活用できるものから実施しております。9月補正に係る事業箇所につきましても、要望書の中から緊急度、事業効果等を考慮し決定したものであります。

緊急性が特に高い箇所につきましては、小規模修繕工事により、その都度、優先的に工事を実施しております。小規模修繕工事に伴う労務単価、経費等につきましては、静岡県設計標準単価により設計積算をしております。また、県で実施すべきものについては県土木事務所、農林事務所等に要望を行っております。

なお、各地区からの要望書につきましては、6月現在で提出していただきましたが、その後の状況等により、追加の要望が生じた場合には、随時要望書の受け付けを行っております。

次に、業者選定に当たりましては、金額が比較的小規模であり、また専門的な技術及び建築業許可を必要としない事業につきましては、極力、地元業者を指名するとともに、実施事業に関する許可や実績を有する地元業者があれば、専門的分野でなくとも指名選定業者として盛り込み、請負機会の向上などに積極的に対応しているところであります。

また、平成20年度より執行している低入札調査制度により、価格競争による事業の品質低下防止を図るとともに、請負業者への経費的な圧力や、それに伴う雇用者への負担を軽減することにつながっているものと考えております。

次に、発注に当たっては、補助事業について補助金内示があり次第速やかに発注できるよう、関係機関との連絡を密にするるとともに、町単独事業につきましては地域のバランス、緊急度等を考慮し、発注が一時期に集中しないよう配慮しております。

本年度につきましては、当初予算に加え、繰越事業であります地域活性化生活対策臨時交付金や経済危機対策交付金などを利活用し、例年にも増して多くの事業の早期発注に努めてまいりました。6月までの事業発注件数につきましては、平成20年度、昨年でありますけれども38件に対し、平成21年度では55件、9月議会までの件数につきましては平成20年度67件に対し、平成21年度では85件となっております。85件の内訳ですが、落札金額が総額4億8,307万円、そのうち町内業者の落札は51件、2億662万円であり、比率では、件数で63%、落札金額では43%となっております。

以上、原田議員の質問にお答えをいたしました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 町長からいろいろなお話を聞かせてもらいましたが、実は、私の質問

の趣旨は、振興策、もちろん今説明されたようなものでいいわけなんです、その成果たるやどうであったかということをお聞きしたい。これが1期4年間の総括であろうと思うんです。やってきたということ、イベントの実施をした、事業を開催したということは、今まで的一般質問の中でも、あるいはその他の機会でいろいろ聞いておりましたが、成果というものが今回は必要ではなからうか。私が聞いているのは、極力、指標的なデータで示されたい、そういうふうな願いをしてあります。

1点事例を申し上げます。昨年の6月議会で、農家の所得収益という指標で茶業の現況を把握をしているかという質問をした際に、担当課長のほうから、当町の10a当たりの農家の所得が13年度は31万9,000円であったと。18年度が27万9,000円であったと。これは5年間で12%ものダウンをしている、下がっているわけですね。しかし、現在平成21年度、どのようにこういったような収入が減っているか。そういったような形でどのように評価しているかということであります。例えば、平成21年度は前年に比べて荒茶の生産量が90%、取引単価が、前年比が90%、2割もの減になっている。そうしますと、平成13年度以降は相当な降下をしているということになるわけですね。

こういったようないろいろな対策はしておりますが、相当経済的なダウンがあるということ。これについてどういうふうに総括をするかということであるわけです。差し当たって茶業についてもう一度、10a当たりというこの辺のところの価格を中心にした町長の総括をお願いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在21年度の10a当たりの農家の所得が幾らかというデータは、私自身はここには持っておりませんが、基本的に、町の農業政策の基本的な考え方として、川根茶を売りやすくするためのブランド化あるいはPRという部分、そしてそれを高品質のお茶をつくるための基盤整備、そういった分に関しては行政の支援をしながら農家の努力あるいはやる気というのを維持していこうという。中間のいいものをつくり、あるいはそれを生かして所得を上げていくというような部分に関しては、さまざまな農家の就業形体や規模、そして現在のその家計の中の農業の占める位置でさまざまなことがあろうかというふうに思っております。全体的に見れば茶価が下がっておりますので、農家の所得というものが下がってくるというのは予想できますけれども、町としては、そうした基盤整備の部分とPRという部分というのを大きな、主要な施策ととらえておりますので、一概に数字のみにとらわれていうよりも、その部分は当然反映していきますけれども、余り数字にこだわるといっても、町としてやるべきは何かということを重点的に絞って事業をしております。

もし課のほうでそうしたデータの的なものがあれば、補足説明を、課長お願いいたします。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 今現在、そういう資料は18年当時の結果しかありません。

以上です。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 答えになっていないということを先に申し上げておきますが、数字にとられるなんて話ではなくて、これは農家はもとより、この町全体の経済といいですか、産業といいですか、こういったところで一つの指標としてこれは重要なデータであるからということで、概念的にどのくらいを把握しているか、この程度のことは当然トップである町長は把握しているだろうと思ったものですからお聞きしたわけですが、そういう数字がないということですから、仕方がありません。

ただ、私は、市場に任せるといようなやり方は、これは町の政治ではないというふうに思っております。町長、先ほど言いましたやる気を出す政策ということ、これは重要なことなんです、ではその結果がどうであったかということは、町長よく、そのプラン・ドゥ・チェック・アクション（PDC）を回しながらやっていきますということを言っておりましたけれども、PDCがなっていないではないですかということになるわけです。その数字が下がっただけではなくて、現況の今の農家の状況は、概念的で結構なんです、どのようにとらえているかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、こうしたデータは5年ごとの農林業センサスがもとになると思いますので、基本的には、先ほど言ったように18年度のデータというのが基本的なデータになって、また今後の平成23年度ですか、全国調査あるいはそうしたもののデータを加味しながら所得に関しては一つの指標になってくるだろうと思っております。現状においては、茶価の低迷という、いわゆるリーフ茶あるいは茶の流通経路、あるいは使用実態というのが大きく変わってきております。高級茶に関しては一定の需要が確保されていますけれども、中級以下のお茶については在庫があると。消費が低迷しているということで、そこら辺の戦略というのも必要ではないか。あるいは大きな影響を与えている飲料系の原料としての需要についても、現時点では二番茶から四番茶、秋冬番ですか、そこら辺の技術が確立されて、そちらの需要が伸びているように、一番茶、二番茶で収入を確保している川根地域の農家にとっては、状況としては決していい方向ではないというふうを考えております。

また、そういったことを踏まえて、一茶のみ生産する場合の対策とか、先ほど言いましたように、お茶との複合経営を考えていく施策とか、さまざま農家の労働力状況あるいは経営状態あるいは兼業の状態等をあわせて、さまざまなパターンというのをつくっていくことが必要であろうかと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 先ほど、私なりに調べた数字がそのぐらいいものになっていくんだろうということなんです、13年度から18年度の5年間で12%ダウンしていると、それ以降、この21年度までにこういった概数を当てはめていきますと四、五十、下手すると50%ぐらいいってしまう。半額くらいになってしまうというようなことになるわけですね。これは本当



に死活問題なんですよ。ですから、5年ごとの集計でしかデータが把握できないなんて、こんなばかなことをやっていたらこの町は5年たったらだめになっていた、沈んでいたという話になるわけですから、これは毎年やるべきでありますし、そこで、先ほど言いました政策がどうであろうかと。P D Cを回してもらってチェック・アクションをきちんとやってもらわなければならないと思います。そういう政治姿勢が私は必要だと思っております。その点についてはどうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げましたように、農家の基盤整備に関しては他町に負けないレベルを維持して、それをまた活用していただいております。また、新たな需要としては、多面的な茶園を維持するための対策とか、あるいは現在大きな課題となっております荒廃農地の減少あるいは転用の対策等も取り組んでおります。そういったことを通じて農業の底上げというのを図っていきたいという考えであります。

もちろん農家の農業所得に関しては、データは下がっていても、仮に家計全体でどうあるのかという、そういった視点も必要ではないか。もし、先ほど出ましたようにしいたけとの複合経営で維持できれば、単にお茶の価格が下がったとしても、経営としては一定のレベルを維持できるというようなことも考えられますので、そうした総合的にどう年間の就労状況あるいは所得を上げていくかということに力を入れ、その分で我々行政がやるべき部分と、農家の方あるいは協業体のやるべき部分としっかり考えながら、またそれを連携しながらやっていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私が入手できたのは平成17年度のデータということで、市町の指標、平成19年度静岡県総務部からの抜粋という、こんなようなところも入手した資料の一つなんですが、例えば平成20年度の静岡県の総務部の資料、こういったようなところを見みると、もう少しまた資金の数字があり、そして川根本町の産業課になりますか、その担当部署の個別のデータ、これをつなげていけば、私の質問にもお答えがあったと思うんですが、これは残念です。

ですから、本当に真剣に茶業というものに行政がかかわっていくとなれば、こういった農家の所得や収入、こういったものはどうなのか、こういったものをしっかりつかんだ上で具体的な政策の展開を図ってってもらいたいと思っております。イベントをやったからいいとか、行事をやったからいいではないわけですよ。結果的に、懐にどれだけ入ってくるのか、どうやったら減るのを抑えるのか、そういったようなところをぜひ意識してもらいたいと思っております。

町長の話の中で、静岡空港に川根茶の販売コーナーといいますか、販売ブースというものをつくったと言われました。私も現場を見てまいりました。私は、これが川根茶をP Rしている積極的な姿勢だとは思えなかったんですが、現在どんなような形でそのブースの展開、

それから観光客といいますか、飛行場へ来るお客さんに対する川根茶のPRをしているか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私は、それぞれ町の産業の流れの中で時期というのがあって、やはり川根本町が誕生したときに、そうした全国的なイベントを打ちながら、川根本町というのを全国に知らしめる、そういう時期もあったと思いますし、イベントが決して、それでやったからいいというわけではなくて、そういったことが必要な時期と、今度はそれを受けて、そのPR力とかネームバリューを使う時期、さまざまな時期がありますので、一概にイベントがどうこうということは少し当てはまらないのではないかと考えております。

現在、空港の呈茶コーナーというのは、各県内の産地が持ち回りで一定の期間そこを受け持つ形で、その土地のお茶を呈茶をしているところであります。川根本町ももう既に何回か出ておりますけれども、その期間は丁寧ないれ方で川根茶の高級なお茶を提供して、さすが高級茶の産地だねという川根茶イメージのアップにつながっていると感じております。大体1日220人ぐらいが限界でありますので、当町としては、お茶のインストラクター、あるいはJAさん、さまざまな関係機関と連携しながら人材を配置して、こういうお茶をつくっている、こういった気持ちでお茶をつくっている、そうした物語もつけながらお茶を説明しております。現時点では、世界緑茶協会もかかわっておりますけれども、その理事会等で川根茶はいつ出るのというような問い合わせもあるというようなことであります。

また、実際に行ったスタッフも、九州へ飛び立ったお客が、帰りにまた、おいしかったから寄ってくれたという話も聞いております。これに関しては、各産地が持ち回りですので、川根本町がずっとやるわけではありませぬけれども、今後もそうしたチャンス、与えられたものは当然やっていきますけれども、枠があれば、積極的にそこに出て、川根茶をPRしていきたいというふうに思います。1日200人というのは、私は決して少ない数字ではないというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私が知らないところでいろいろなそういった事業が展開されているとするなら、私の質問はちょっとうまくないわけなんですけど、よろしいですか、今の毎日200人くらいというのは、これは年間を通してそのぐらいの可能性があるということなんですか、お聞きしたい。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大体1回の期間が1週間程度でございますが、それを何回か繰り返すことで、ことしは川根本町茶業振興協議会、あるいは川根茶業組合等が受け持っておりますので、5回そういうチャンスがあるかと思って、もう既に2回は行っているはずですが、あと3月までそういった機会がありますが、そこは全力を挙げてやっていきたいと思っております。今後も。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） ということですよね。イベントを打ったときにどのぐらいのお客さんが来たということなんですね。私は、こういう政策というのは、例えば年間を通じて平均200人くらいのお客さんが訪れてくれるようなブースの持ち方、あるいはイベントの持ち方、そういった工夫をして初めて川根茶というところがPRできてくるのではないかと思うんです。ですから、物珍しさだけでイベントの展開期間中だけ何人集まったから効果が出たなんていうことではなくて、結果的に、農家の懐が豊かになってきつつあるというような何か実感がそういったところをつかまえられるというようなことが必要ではないのかなと思っています。まだまだ足りないと思うんです。ブースの面積はどのぐらいかお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ブースの面積は、私も数字持っていませんけれども、7名が座れて、それに対するカウンターの反対側にスタッフが入り、その後ろに湯茶の接待の水回り等があるような形で、空港へ行けば売店の前にございますので、どこかの町が、行けば必ずやっている状況であります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私が行ったときにそういうイベントをやっていなかったものですから、川根茶どこにあるのかなと見て回りましたら、隅のほうにありました。小さな、40cm四方くらいでかね、このぐらいのところに川根茶というふうに看板が書いてありました。私は、これ間違っていますかね、通常そのくらいの販売面積なのか、あるいはもっと大きな販売面積になっているのか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 御承知のとおり、空港は空港ビルを民営が運営しておりますので、その中で一般のそれぞれの業者の方が入って販売をしておりますので、例えば川根茶の業者の方が入れば、そこが川根茶になりますし、牧之原茶、さまざまな方が入ればということで、私が言っているのは、共有スペースの中での呈茶コーナーの話でありまして、販売に関してはそれぞれの企業あるいは農家の方々の販売戦略の中にあるかと思っております。行政として一定のブースを持ってという部分は、空港の隣接の、現在は3市町が空港の広告のスペースがありますけれども、そのほかに関しては行政が入って云々というスペースはございません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 行政が入って販売をするなどと言っているわけではありません。この川根茶という高級茶というものをどのようにPRしていくか。ですから、ほかのお茶をないがしろにするつもりでももちろんありません。一生懸命やっているという姿勢が、そういったブースの面積にもあらわれてくるんだろうと思っております。私が見たときは、残念ながら川根本町のお茶は一つもありませんでした。川根町のある業者さんのお茶が置いてありま

した。これで一生懸命川根茶をPRしているのかなと、これは非常に疑わしいというふうに感じて、これは行政としてもそういったところへはかかわって行っていただきたい、業者の指導もして行っていただきたい、いろんな政策がそこにあるかと思っております。ぜひ今後は、そういったことでありますとするならば改良の余地はたくさんありますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

このお茶に関してはもう一つ、農山村活性化プロジェクト支援交付金制度、これによっててん茶工場をつくるという話が昨年挫折をいたしました。このときの総事業費3億5,000万、このうちの国、県からの補助金が2億5,000万、こういう形で、この2億5,000万が実はどこかへ消えてしまったと、こういうふうな形になるんです。このときに町長は、私の質問で今後どうするんだというお話をさせてもらったときに、このようにお答えされています。「今回の20年度から22年度の計画においては、できればてん茶工場が再構築できるような修正ができればと、今、県、国にお願いしているところであります」。その後はどうなったのかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、新たな担い手とか、そうした部分の確定的なものができておりませんので、このことに関しては次の計画、23年度以降のそうした交付金事業の中で計画が実現できるかどうか、そういった部分に入ってくると思っております。現在の計画の中では、主体というのが確定しておりませんし、また茶況も大変厳しい状況ですので、実現するなら次の計画の中でというふうに考えております。町としては、何回も言いましたように、さまざまなお茶の原料を提供できる産地としての定着を図りたいと考えておりますので、てん茶というのもまたそうした原料としての粉末も大変需要が伸びてきておりますので、そうした主体が早く出てくること、あるいはそういったものと協議をしながら、そういう体制ができるように努力しているところであります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 農水省は、川根本町からのこういったプロジェクトの提案について、てん茶工場は仮に延期になってもやむなし、しかし、もっと別の事業に切りかえて申請をしてくれれば、それによっては評価をして、そして採択の可能性は十分あるというふうに言っていたわけなんですね。先ほど私が申し上げたように、この茶価の低迷、それから量的にも減っている、こんなようなことから、非常に厳しい状況の中にあるときに、てん茶工場だめだったと、次は23年度からの何かに期待をしている。これでは茶業に対する真剣さがないではないかというふうに思うんですよ。ですから、23年度からというものについては、何か計画的なものといいますが、そういったような候補の事業といいますが、こんなふうにしていったらどうだろうかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは、今までの議論の中で何回も出てきたわけでありましてけれども、

町が直営でやるとか、あるいは町が主導というのではなくて、そういったそれぞれの経営戦略の中で農家の方あるいは農家の連合体が、こうしたことをやりたいというそういう前向きな気持ちにこたえてきたのが今までの実績であります。そういった形で新たな茶工場の再編あるいは新しい工場の建設、そして今やっておりますしいたけの生産工場、そうした流れで、今後、では我々が地域の方と話しててん茶工場をやるよということになってくれば、それを我々は前向きに、積極的に支援していきますという話でありますので、すべてのことを第3セクにしる、町が主体的にやるというようなことは、今後の農政においても余り好ましいことではないと。我々は基盤整備とPRというのをしっかりやると。それを生かすのが協業あるいは農家の仕事ではないかというふうに考えております。

23年度何かやるのではなくて、そういったことが上がってくるように我々も積極的に働きかけをしていく。そこにてん茶が上がってくれば、それにこたえていきたいし、また茶工場の再編というのも大きな課題になっておりますので、その事業を使って新たな茶工場を再編するということがあれば、それに対してもそういった事業を使って対応をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 町長の姿勢の基本というのはそういったところであると。これは従来からの枠から脱皮してないなという感じがするわけなんです。私は、かつてその質問の中で、宮崎県の東国原知事がトップセールスをやっておるという事例の中で、そういう展開も必要ではないか、こういうようなお話もさせていただきました。これは有用であると。そして町長は、もちろんそういった方法、さらにそれ以外のPRでもって川根茶の露出度を高める工夫をしている。まさにPRをしなければならないということを書いてくれているわけですね。そういったことですから、そういったPRも含め、あるいはいろいろな事業の指導もしながら、そういった形で官民一体というのは、課題を共有してやっていくんだと思うわけなんです。町長の場合は、やる気を出す政策をして、あとは事業者任せなんだと。何となく丸投げのような感じがするわけですね。ですから、その成果というものがそこに出てこないといえますか、数字もつかめないといえますか、そんな形になっているんじゃないでしょうか。こういったような施政は、やはり改善していく必要があるだろうと思っています。その点についてはいかがですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もちろん丸投げしているわけではなく、さまざまな支援策というのを総合的にやっているつもりであります。また、私もトップセールスを、お茶に限らず、林業しる、観光にしるしているつもりでありますけれども、やはりトップセールスというのは、先ほど議員が御指摘されたようにイベントの一環でありますので、そうしたものよりも、やはり地道に地域の方々が一生懸命やっていく、あるいはそうしたグループをつくって地域の資源を生かしていく、そういう活動をしっかり支援することが中長期的には所得の向上、あ

るいは所得は上がらなくても、現状の所得を維持できる。そしてここに定着し、暮らし続けられると、そこにつながっていくというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 似たような話になるわけですが、先ほどちょっと町長も触れておりました菌床しいたけの件なんです、菌床しいたけ云々を言うわけではありません。私は、森林林業木材産業づくり交付金制度事業というのが平成20年度から、これも農水省のほうで展開をしているわけなんです、この菌床しいたけを扱うときに、この我が町の課題としてはこういうふうに言うておりましたね。民有林は当町は約2万ヘクタールあって、今後、計画的な伐採や間伐を適切に実施していくことが重要だと。林業生産活動は材料の低迷、担い手の減少により厳しい状況にある。これらの課題に対処するために菌床しいたけをやると。これは、課題と実際の具体的な一つの事業が完全にリンクしていない。一番の課題に取り組んでいないという感じがするわけです。これに関して、ずっと以前、このような大井川材の市場拡大の取り組みについて伺うということで質問した際に、町長は、一般的な製材工場というようなものをここへつくっても余り意味がないから、もっと特徴を生かした、この地域の特性を生かした新しい分野に進出できるようなピンポイントの取り組みというのが今後必要と思われる。私は、具体的におもしろいといえますか、ユニークな製材工場的なものがここにできて、林業・木材産業、こういったものが活性化していくというふうに期待をしていたわけなんです、この4年間たって、何も動いてなかったなと思うんです。ピンポイントの取り組みというのはどういうことだったんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） しいたけとどうつながっていくかあれですけども、まずピンポイントの話をして、私はこれだけの民有林が成熟して、同じように一般的に使われている柱材の生産とか、そういったことをやったとしても、それは大手の沿岸沿いの地域の、あるいは大量に船を使ってものを動かす製材にはかなわないだろうと。九州、中国に大量の製材工場ができておりますので、それは無理だろうと。ただし、ここで、例えば今やっているようなFSCの製品を使って、環境に優しい材であるとか、あるいは今、修正材の中の表面だけを国産材で、中を外材でやるというような、そうしたハイブリッドの修正材ができておりますけれども、その表面の国産の部分を受け持つとか、あるいはさまざまな特殊のものをピンポイントで、少量多品目を生産するような工場なら、あるいは太刀打ちできるんじゃないかというようなこと言いました。それについても、ではそれを町営でやるかということではなく、やはり新たな林業のグループがそういったことに取り組んでいく、そういったことが期待されるわけで、すべて町営でやる、あるいは町が主導でやるということに関しては、持続性に課題があるだろうというふうに思っております。

また、しいたけに関しては、多分、議員は計画書の中の冒頭の地域の状況から引いてこられたと思いますけれども、もちろん大きな目標としてはそういうことがありますけれども、

今回そうした中で、地域の林業・森林業の活性化のために一つの施策としてしいたけ栽培を行うと。そうなれば当然、しいたけの産地化になれば、では原木林をつくりましょう、あるいはそういった発展的な展開も可能なわけで、そういうふうにその文言はとらえていただければありがたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 菌床しいたけについて云々するわけではないというふうに申し上げたんですが、それはそれでしっかり事業が成功するように祈って、また町のほうからも御支援をお願いしたいと思うんですけども、私が申し上げるのは、この94%もの森林というものが全く最近動きがとまってしまっているかのように、これ町長、林業家ですから、私よりもよっぽどの博学であるわけですが、私のほうは素人ですから、そんなとらえ方しかできませんが、実は、この大井川材が動かないということは 動かないといえますか、どうしたら動くのかということ、やっぱり町長の胸の中にあるように、やはりピンポイントの何らかの事業を起こしていくということが必要だと思うんですね。

実は、森林林業木材産業づくり交付金の使い方について、浜松市は大型製材工場を新設するという動きが今あるというふうに聞いております。この話については、私は非常に興味を持っておりましたので、当町にも天竜材に負けない大井川材というものがあるわけですから、交通の便も非常にいい環境にあるわけですから、ぜひそういったようなものを取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思ったわけです。

ですから、しいたけはしいたけで、これはもちろん悪くはないわけなんですけど、本来の課題でありますところへ目を向けた林業政策、これは山を持っている人だけではなくて、私は、雇用の場の確保というもので大きく産業はこの地域に貢献できるのではないかと。ですから、製材工場だけではなくて、山で働くというそういう雇用の場をつくることのできるという、こういう大きなメリットがあるということで、そのような取り組みをお願いしたいなと思ったわけです。今後、そのような考え方はあるんでしょうか、どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 森林に関して言えば、これだけの森林面積をこれから管理し続けなければなりませんので、また地球温暖化を言うまでもなく、国、県挙げてそうしたところに資金を投入しているという流れは、多分、政権交代でも変わらないというふうに思っておりますので、そういった意味では、先ほどの最初の答弁で言いましたように、それを雇用の場として確保することは可能であろうというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、管理された山あるいは管理された山から来た材木をどういうふうに加工・流通させるかについては、まだまだ現在の消費というか、需要とか、あるいは流通コストを考えれば、一概にこの地域に一般的な製材工場をつかって云々ということに関しては、まだまだ研究の余地があるだろうと。島田、金谷には頑張っている製材工場があり、この地域の製材工場というのは大変厳しい状況の中で今経営をしておりますので、そうした民間が

非常に苦勞しているところの中で、なかなか行政指導で新たなものをやりましょうというのは難しい状況にあると。ただ、雇用の場としては、森林は、もうその傾向出ておりますけれども、森林を管理し続けるための雇用の場としては十分可能性があるし、現在その方向に行っているというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 先ほどの農山村活性化プロジェクト支援交付金制度、それから今申し上げております森林林業木材産業づくり交付金事業、いずれもこの自治体の中でのみの事業でなければならないということではないんですね。自治体をまたいでもいい。あるいは県内の中で市町が連携してやってもいいという、こういう事業であるわけですから、先ほど言われた例えばこの林業、木材産業については金谷町にも大きな工場があります、こういったところと、要するに島田市と川根本町との連携、あるいは先ほど浜松の話を見せてもらいましたけれども、現在、春野町へ製材工場をつくっていきたいという話がある。成功するかどうか分かりませんが、こういう話もあるわけです。こういったところとしっかり手を結んで連携をしてやっていくということが必要ではないかと思うわけですね。これが上手な交付金を使う方法ではないのか。自分の町だけで何とかやっつけていこうではなくて、連携してやっつけていこうということが大事ではないのかなと思うんですが、その点についてはどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今言ったように、必要があればそういった連携もやりますし、また町の中でやりたいというような事業があれば、それはその中でやっていきます。それはそのときの状況によって、決して広域でなければ、あるいは町単独でなければというものではないと思います。少なくとも、方向としては流域単位で物事は考えていくのが一つの今までの流れだし、効率的な事業展開が可能だというふうに思って、そういう意味では、この地域には、上流には東海パルプの社有林がありますし、また下流には東海パルプの製紙工場、そして先ほど言いました製材工場、そして志太榛原平野に元気な公務店等も、町内も含めてございますので、そういったさまざまな連携というのは十分可能だというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私は2期目を迎えるに当たって大事な時期だということでこの問題を提起しているわけでありまして。プラン・ドゥー・チェック・アクションの今はチェック、そしてアクション、次のプランへつなげていくという、こういうところでこの話をさせてもらっているわけなんです。町長は2期目をしっかりやっていきたいという本当の意思があるならば、私はこのくらいのことはこれからやっていくんだと、この4年間を振り返ってここが足りなかったからこのくらいのことはやっていくんだという強いメッセージがきょうは聞けるかなと思ったんですが、残念でありました。

私、時間がありませんので最後にさせていただきますが、雇用の場の確保あるいは定住化、そして製造業に対する支援というような、こういったようなことをまとめてお話をさせても



らいます。実はこの1、2月は大変な製造業に経営不振が到来いたしまして、あと何カ月持つかというような大手の企業がありました。商工会を通じて、特に区長のほうに要望のありました緊急雇用調整助成金ですね、これは80%が国からの助成制度で、20%が自己資金だと。しかし、あの時期で20%の自己資金は大変なんだというようなことから、何とか町の割り増し、付け増しがいいのかという強い要望もあったわけなんです。結果的にいろいろなことを検討した結果、ある大手の製造メーカーは大量の解雇をしたという現実があります。そのときに、20%の事業者負担、これに町の付け増しをするかということについては、今後検討していきたいというお話があったんですが、それについてはどのように今後、もし同様な事態が生じた場合にはどのように対処しようというふうにお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） データの取り扱いの差があるのかもしれないけれども、現時点では大量解雇とおっしゃいましたけれども、生産も、人間的にも8割程度まで回復しておりますので、大量解雇がそのまま続いているという認識は持っていません。

また、今後、この経済不況の第2波が来ることも予想しておかなければなりません。そのときには、やはりしっかりとした対応というのをとっていかなければならんというふうに思っております。

ただ、今回の、今月で約1カ年ですけれども、困ったときの何とかしていただきたい、急激に回復したときには、今度は何とか雇用を確保できないのかというような、非常に短期間でこのごろは需給供というものが乱高下する。そのときに行政の支援の仕方とか、あるいは支援のスピード、あるいはどういうふうなところに対応していくのかというのは、今後、今回の1年間の状況を踏まえながら行政の対応というのをしっかりやっていく。必要なときには対応する。あるいは逆に、先月は何とか人を雇ってくれと言ったのに、3カ月後は、来月は人が足りないから何とかしてくれないか、そういうことに対して本当に、そのリアルタイムでこたえていっていいのかどうか、そこら辺のことも含めて、やはり常日ごろから企業との連絡調整、あるいは何を行政としてやっていくべきなのか、あるいは何を期待しているかということはやっていかなければならんというのは、今回の1年間の私の経過した反省というか、今後、そういう連絡を密にしていかなければならんということを強く思っているところでもあります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今のそういった反省といいますか、これからの対応というものを認識されているということは非常に結構だと思います。ぜひそうやっていただきたいと思います。ですが、実はこういった製造業のようなハイテクの企業は人こそ資源なんですよ、人・物・金と、まさに人なんです。こういった技術者を解雇せざるを得なかったという現状、それから今、ありがたい話なんです。約8割くらいまでに回復してきたというその某企業の社長の話を、つい最近承っております。

今、ハイブリッドの車だとか、あるいはエコカーということで、従来のエンジンのこういった自動車の部品の製造も忙しくなってきたという、少し将来のことを考えますと、人をあのとき解雇しなければよかったなという思いがあるということでもあります。しかし、今となってはそれはできませんので、新規に採用していきたい。しかし、なかなか応募もないと。こんなようなところで、本川根町があつたときに誘致した大きな工場は、町がいろんな形でバックアップもしますし、いろんな支援もしていきますという背景のもとに来てくれるわけですから、やっぱりその辺のところは現状においても、当町としては、たくさんの雇用をお願いしてあるあの工場に対しては相当なバックアップもしていく必要があるだろうというふうに思っております。要するに緊急雇用調整というものは相当な意識を持って取り組んでいくべきだと思っております。その点についてももう一度お聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） その制度そのものよりも雇用調整という意味では、町内にはさまざまな企業あるいは大小、中小企業、零細あり、建設業からあるいは製造業いろいろありますので、そういったことも踏まえてやって、もちろん量的には四百数十人の方が関連しておりますので大きな存在です。その存在というのは大変大きな影響がありますので、そういった量的な問題と、あるいは行政が行う公平性あるいはそのバランスも含めながら、そうした対応というのは今後検討していかなければならんかなというふうに思っております。重要だから、あるいはそこだけを、あるいはそこだったらどんどん支援をするということではなくて、やはりどなたにも一つの理解が得られるような、もちろん全く同一ではないかもしれませんが、そうした緊急性あるいは必要性、あるいは地域貢献度を加味しながら対応をしていくことが必要かと。

また、前々から言っているように、こういった地域では新たな新規企業の誘致は難しいから、現在ここで頑張ってもらっている企業あるいは団体に対しては積極的に支援しますよというのは、どの代表にも私も言っておりますし、その中で行政としてやるべきことは今までもやってきたつもりであります。ただ、困ったからそのとき何とかということをして即対応するのが本当に行政の姿勢としてはいいのかということがありますので、今後、そういったことを想定しながら、行政の対応というのは常に内部的にも検討を重ねながら、このような緊急事態のときに対応できるように、すべきことは早急にできるように内部は調整をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 困ったときに即対応というのが大事であろうかと思っておりますので、早急にこういった制度なり、仕組みを検討していただきたいと思うんですが、実は青部バイパスがかなり工事が遅延していると、完成がおくれているというようなこともあって、これは産業道路でもあるわけですね。観光道路でもあります。ライフラインでもあるわけなんですけど、これが一つの非常に大きなネックになっているということも申し上げておかなければ

ばなりません。私は、本社工場、こういった話ですからもうわかっている方はいらっしゃると思うんですが、先ほど雇用というものも、やはりもうちょっと行政といいますか、町全体がそういう意識でやっていってくればありがたいと。しかし、雇用もなかなか難しいという話になりますと、あの場所で本当にこれからやっていけるのかどうか、それから輸送コストの問題もあります。そうしますと、いろんな形で青部バイパスだとか、あるいは上長尾バイパスだとか、こういったことも関連してくるわけなんですね。

では、仮に今の場所ではふさわしくないという話になりますと、川根本町から多分出ていくことになるかもしれません。私は、経営者の選択肢というのは非常に流動的だと思っております。ですから、この町にどうしても残っていただきたいという意識があれば、先手、先手で、困ったことがあったらぜひ相談してくださいという体制をつくっておくべきだと思っております。そういう危機意識を持つべきだと思っておりますが、そこについてもう一度お聞きをしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今言われたことは危機意識ということではなくて、常日ごろからそうした企業のニーズと行政側の対応というのを日々話し合っていくことが必要だろうと。一昨年ですか、特定の企業でつくる特定の企業等の懇談会というのを持ちましたけれども、こうした緊急事態が発生して、まだ会が浅かったので、それは機能していなかったということもありますので、私が言っているのは、これは企業に限りませんが、地元の経済団体との連携というのは常日ごろやっていかなければ、いざというときに対応が後手、後手に回るとし、過大な期待を持ったり、あるいは向こうの窮状がわからなかったりということがありますので、これをやはり行政の責任として、そういった場を常日ごろから持つていくことが必要ではないかと思っておりますので、そうした情報連絡あるいは役割分担については日ごろから話し合っていきたいというふうに考えております。

また、企業側から、大変自動車の生産が厳しくなったときに、新規の技術開発の支援があったわけでありましてけれども、車の生産が元に戻ったら、それは結果として立ち消えになってしまいましたので、そういったことについても、やはり日ごろから、仮に一時的にその部品の調達がふえたとしても、やはり新規開拓をしていただくということは我々も求めたいし、それに対する支援は惜しまないつもりであります。自動車に関しては言うまでもなく、電気自動車というのが大きくありますので、いずれにしろそういったことも視野に入れながら考えていかなければならない。そういった意味では、生産がふえたからその新規開発をやめるのではなくて、そこについても、大変かもしれませんが、将来を見越してやっていただく。それに対して行政が支援していく。そういうところに企業と行政の役割分担があるんじゃないか。単純に雇用の調整だけが行政の役割ではないというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 雇用の調整をするのが役場の役割である云々なんていうことではなく

て、そういったこともしっかり意識をした政策が必要だろうということでもあります。

定住化の施策ということで、これを最後にさせてもらいたいと思うんですが、地名に若者定住化住宅というものを建設をしました。これは長い目で見て、悪い政策ではないのかもしれませんが、私は根本に、その定住化する条件というのは、やっぱり働く場所がある、雇用の場があるという、このところをどうやって確保していくかということだろうと思うんですね。ですから、そういったことを確保して、働く人たちが住む場所も同時に整備をするんだということであって、新しい今後の住宅政策も、実はベーシックな部分でそういったものがしっかり政策として背景になれば意味がないと思うんですね。ですので、雇用の場をいかに広げていくのか、つくっていくのかということが大事だろうと思っております。

そういったところで、先ほど言いましたお茶にしても、森林にしても、あるいは観光にしても、どんどんもっと交流人口増も含めて、人のにぎわう場所というものをいかにしてつくっていくかが課題だろうと思っております。町長は第2期目の町長選に出馬するという強い意思をお持ちのようですので、この地域を本当に活気のある町であるというふうにお思いなら、ぜひその辺のところ、最後に強いメッセージをもらえたらありがたいと思っておりますので、その辺をお聞きして、最後にしたいと思えます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私の基本的な政策の中に、やはり定住と交流というのがあります。やはりその2つがこの地域のこれからを担う大きなキーワードだというふうに思っております。また、そのためには、地域の資源というのを磨いていかなければならん。それを磨くためには行政と民間というか、地域の方々が連携していかなければならんというふうに思っておりますので、これはしっかりやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、暮らしを守っていくためには、先ほど山本議員からありましたけれども、地域の住民との連携あるいは自立した地域組織というのが必要でありますので、その地域コミュニティをしっかりと支援していく、その中でさまざまな暮らしを守り、あるいは活性化していく、その地域コミュニティを守ることと、その観光も含めて地域を元気にするためには交流人口をふやしていく、そしてその中から定住人口もふやしていくという、これが大事なことかなというふうに思っております。行政としてやるべきことをしっかり精査しながら、そこに集中投資をしながら住民のやる気を喚起していく。

そして住民がやる気になるのは2つあると思えます。1つはしっかりとした情報を提供していくことで、新たな取り組みを行う。そしてもう一つは、それを支える行政、役場が住民の信頼を得るような組織体であるべきだろうと。そこは非常にトップの責任が多いただろうというふうに思っております。役場も頑張っているからおれらも頑張ろうとか、あるいは役場に相談すれば何とかなるからという安心感、そうしたものを持ちながら地域コミュニティと連携しながら地域づくりをしていきたいというふうに考えております。

大きく言えば、4年間の地ならしが終わり、いよいよこの次の4年間というのは、真の川

根本町の立ち上げだろうというふうに思っております。それを支える、これから議論になりますけれども財政とか、そうした制度の調整をやってきたつもりでありますので、それを基盤に真の川根本町の立ち上げをしていきたい。そして、それを修正チェックしていくのはこの議会の場であるだろうと、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思えます。

これで原田全修君の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

最初に、新型インフルエンザの大流行などの不安が広がっていますが、当町でも大事な子供たちを守るためにインフルエンザの予防接種に子供への補助を創設する考えがないか伺います。

インフルエンザは、新型、従来型ともに大流行の予防にワクチン接種が有効と言われておりますが、接種費用は、従来型のワクチン接種で5,000円前後、新型インフルエンザでは6,000円から8,000円と言われており、子育て家庭にとって負担の重さは接種者の減少につながる事が予測され、大流行の原因となりかねません。新型インフルエンザは、現在ワクチンが足りないこと自体大問題であります。国民の不安を高めている状況で、厚労省は重篤になるおそれが高い人から優先順位を考えており、仮にさきに発表された優先順位で、1歳から小学校入学前の子供を3番目という厚労省案が決定しても、自己負担の重さから受けない子供が多ければ、集団生活が基本の子供たちからの大流行になりかねません。大流行を防ぐためにも、だれもが参加しやすい感染予防対策として、集団生活で感染・流行のリスクが高い子供の接種費用を補助して負担を下げ、当町での大流行を防ぐ考えはないか伺います。

また、1、昨年、ことしとインフルエンザの予防接種を受けた子供の数と罹患・流行の状況について。

2、町内・町外の医療機関別の1人当たり接種費用について。

3、県内の自治体の接種費用への補助状況について伺います。

次に、買う義務もない官行造林の買い取り中止を求めます。

当町は、国との契約を理由に、毎年300万円前後の官行造林における国の持分権利の購入を行ってきていますが、平成19年度に議会にも諮らずに今後20年間の契約延長を行ったことが昨年末に判明しました。その裏には森林管理署の強い誘導があったことも予測できますが、たとえそうであっても、町が議会にも諮らずに契約を延長し、それを理由に19年、20年と支出したとすれば、20年間という長期にわたる総額7,000万余と予測される契約延長は債務負担行為そのものであり、当然、議会に諮るべきものですが、町長も言われたとおり、伐採した収益を五分五分に分けるだけの最初の契約を延長しただけの契約内容であり、そこからは権利購入の義務など発生しないはずだとすれば、購入の義務などないと思うのです。

私は、このことを林野庁へ出向いて確認し、町長にも報告し、町長も、国との協議に道をつけていただいたと評価していただいたところですが、その後どのような対応をされておられるのか伺います。

21年度の予算でも300万円の購入予算が計上されていますが、支出しなければならない根拠がなくなっている以上、執行することは何の根拠もない無駄遣いであり、貴重な税金で仕事をする行政に許されることではないと考えます。それより、むしろ林業破壊の国の政策のもとで死活状況に追い込まれながらも、ほかへ逃げることもできずに懸命に森林を守り、環境保全、国土保全に努めてこられた林業家や、森林保全に取り組んできた地方自治体に対し、国は厚い支援こそ急がれます。官行造林の保全を含め森林保全を進めている自治体への国の支援こそ強く求めていくべきであることも、3月議会で町長に同意をいただいていることですが、その後、あるいは今後の町の対応を伺います。

また、今後は、林道開設や整備などで官行造林を伐採する必要性が生じた場合には国に伐採を協議し、収益を折半する方法をとるように交渉することもぜひ行うべきと思われるのですが、町長の考えを伺います。

最後に、町職員などの宿泊施設になって久しい徳山診療所やたれ流しのままになっている温泉スタンドの活用について伺います。

徳山診療所は老朽化が激しく、そのままでは医師を招聘することもできず、町内最大の徳山区が、あるいは藤川、水川も含む北部地域が、近い将来、無医地区になってしまうとの住民の強い不安から、県の補助を受けて約1億円近くかけて建てかえたものです。その後、せっかく就任された鈴木医師への行政の対応のまずさから問題をこじれさせましたが、鈴木医師も、今では御自分で建てられた医院で診療を行っておられ、すぐ近くにもう一つ同様の診療所を置く必要性はなくなっているのではないのでしょうか。それより、徳山に定住を考慮される鈴木医師の相談に乗り、一日も早く住民の安心を取り戻すことこそ行政の務めと考えますが、町長の考えはどうか伺います。

長年続いている現状は、県の補助金返還にもなりかねないものと思いますが、どうですか。鈴木医師の協力も得て、保健センター的な利用に変えて、町民の健康を守る方法や、あるいは北部地域の生きがいの里に変える方法、または子供やお年寄りが集える憩いの家などとし

て住民に開放する方法など、いろいろ要望も届いていますが、町はいつまでこのままにしておかれるのか。今後の対応など町の計画を伺います。

また、梅島地区に設置している温泉スタンドは利用者も少ないと思われませんが、1日平均何ぐらい、何人ぐらい利用されているのですか。町は、温泉スタンドとして利活用を選択しましたが、1億円余もかけてせっかく自噴させた温泉を10年余りも地中にたれ流し続けているのは、温泉スタンドの利用を選択したときの理由からもかけ離れており、あくまでも町民の健康福祉に活用するとの理由で掘った約束にも違反していると思います。地中へたれ流しているのは、町民への、特に温泉に入れることを楽しみにして多額の支出を認めた高齢者への約束違反であり、屋根に水道水を上げて温め、自噴している温泉水に入れて、ぬるい分だけをわかすなどの経費のかからない方法を考えて、小ぢんまりとした簡易な施設を整備して、町民の福利厚生、健康づくりに役立てるべきだと思えますが、町長のお考えを伺います。

以上3点、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、インフルエンザの予防接種に子供にも補助創設との御質問でございます。

予防接種を受けた子供の人数につきましては、任意の接種のため人数を把握することはできません。また、罹患・流行の状況ですが、平成20年度について各小中学校に聞き取り調査をした結果、小学生75名、中学生30名との回答を得ております。

医療機関別の接種料金ですが、乳幼児等の接種料金はわかりませんが、高齢者の料金につきましては2,700円から4,557円となっており、低年齢になるほど接種ワクチン量も少なくなるため、これより若干低いと思われれます。10月から富士市が県内において初めて子供のインフルエンザ予防接種費用に対し市単独で補助制度をスタートさせるとの情報があります。

平成13年度の予防接種法の改正により、65歳以上の高齢者及び60歳、65歳未満の特別な障害のある一部の方に対するインフルエンザ予防接種については、高齢者の場合、インフルエンザにかかると肺炎など合併症を引き起こす率が高くなり、死に至る場合もあるため、個人の発病または重症化を防止する目的で定期接種対象疾病となり、その費用についても一部交付税措置され、接種費用の一部を補助しているところであります。

インフルエンザの罹患あるいは重症化をあらかじめ防ごうとする方の全員がこの予防接種の対象となることから、子供も接種対象になりますが、子供のインフルエンザワクチン接種については、現時点で国が定期予防接種に位置づけておりません。今後、国、県等の動向を見ながら、子供へのインフルエンザ予防接種費用補助につきましては検討してまいりたいと思っております。

次に、新型インフルエンザ対策に関することですが、9月8日に新型インフルエンザワクチンの接種に関する政府案の提示がなされました。現時点での検討状況であり、今後変更も

あり得るわけですが、次のようなことが国から提示されているところであります。新型インフルエンザワクチン接種は、接種対象者の自発的な意思による任意接種として位置づけられ、接種の目的は発症そのものを予防するものではなく、あくまでも重症者や死亡者の発生をできる限り減らすことにあるとされております。新型インフルエンザの診療に直接従事する医療従事者と重症化するおそれが高い者などに対し優先的にワクチンが確保されている計画で、国がこれから医療従事者、基礎疾患等を有する者の選定基準を定めていきます。その選定基準に基づいて各医療機関がワクチン必要数を計上し、都道府県が取りまとめて国へ報告し、その結果に基づいて国が配分量を決定するという流れになります。

新型インフルエンザワクチン接種に係る実施主体は国となり、接種を受託する医療機関との契約締結を行います。今後、この新型インフルエンザワクチン接種を進めていくには、国、県、各市町、そして医師会、各医療機関ごとにそれぞれの役割があり、市町村自治体は郡、市、医師会と受託医療機関の選定に係る作業を進め、接種対象者となった方々へ順次通知発送等で接種の周知を図っていくこととなります。このように、国、県の支持を受け、適時必要な役割を果たしてまいります。

以上のように、新型インフルエンザワクチンの接種に関しましては、国が主体となって接種対象者の優先順位や進行プログラムを計画しているところであります。

今後、国の動向等を見きわめ、また新型インフルエンザの動向等も見きわめ、町としてこのワクチン接種に関してどのような支援が行えるか、随時検討していきたいと考えております。

次に、徳山診療所跡地の利用計画ですが、現在のところ計画はありません。以前にも健診事業等に利用できないかと検討しましたが、間取りや各部屋の広さなどに問題があり、利用しにくいといった経緯があります。また、補助金も平成22年度で処分制限期間も終了するため、今後、地域の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

また、医師からの地域医療等について意見交換する場として、町内医師連絡会を設けて年二、三回開催しているところであり、この会の中でも意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

徳山診療所については以上であります。

次に、官行造林の買い取りであります。

中川根町公有林野等官行造林地の経過は3月議会の一般質問において答弁をいたしております。かつての官行造林地の面積1,032.82haのうち平成20年度末の返地済み面積は780.65ha、官行造林地面積は252.17haであります。官行造林地の持分譲渡及び返地につきましては、森林管理署と町との協議により、毎年度、町からの申請により買い受けを行っているところであります。

議員がおっしゃっている根拠とは、国からの強制であることは承知しておりますので、このことは議論にならないと考えております。また、この部分の私の答弁として、町が買い受



けを申請することの可否に絞って回答することといたします。

現在のところ、本年度の持分譲渡を協議しているのは13林班の一部であります。有償での譲渡を協議しております。これまでは主として林道開設を目的に持分を買い受けておりました。この場合は、林道南赤石線の上側に位置し、一部が大札山のハイキングコースとなっております。このことから、町としては積極的に町管理の山林として他の町有林と一体に管理をしていきたいと考えております。F S C森林認証林に組み込み、環境性、社会性、経済性に配慮した森林管理を実践していくフィールドとしていきたいと考えております。

この林分は54年生のヒノキ単層林であり、約6haございます。また、天然性林が14haございます。生産を目的として植林された人工林であります。町としては、この林分を全伐して換金すべき山とは考えておりません。それは森林の持つ多面的な機能や周辺の山々の状況を踏まえてのことです。現段階では有償にて持分譲渡をする方向で協議に入っておりますが、当該山林の状況及び町の考え方を森林管理署に申し述べつつ調整をしていきたいと考えております。

しかしながら、比較的換金性の高いヒノキ造林地でありますことから、森林管理署との協議は難航することと推察しております。

次に、自治体への国の支援の部分についてお答えします。

まず、官行造林地は国が管理すべきものであります。この2月に国に対して、官行造林地の施業計画について意見を述べさせていただきました。この段階での意見書の内容としましては、除間伐の促進と水源涵養機能の充実及び自然植生の保護、さらに持分譲渡の際、立木評価額の検討を申し述べております。その後、官行造林地の林況を把握し、森林管理署に当町の意向をさらに具体的に伝えていくよう担当職員に申しつけております。これまでは官行造林地の管理をすべて森林管理署にゆだねている状況でありましたが、現在契約している林地につきましては地権者として積極的に意見を申し述べていくこととしております。

ただいまの質問においては、官行造林地を含めた国の支援策に対する町の考え方を問われておりますが、官行造林地は管理者としての国の責任、そしてその他の林地については国の施策としての要望をしていきたいと考えております。

3番目の伐採を依頼する交渉につきましては、伐採面積が少ない場合や地形などで収益は大きく変わってくるものであります。伐採計画時期と全く重なった場合は別としまして、林道等の事業主体からの依頼ということになれば補償という選択肢となると推察いたします。町が事業主体となった場合や、町からの要望に基づく林道等の開設の場合は、やはり従前のおり町へ持分を譲渡して伐採というのが手法として考えられます。しかしながら、この持分譲渡に際しましては、林業振興であるとか、森林管理の効率化であるとか、そもそも林道開設に係る町の財政的負担だとかをお伝えして国の譲歩や支援をお願いしていきたいと考えております

さて、林業に関する質問の中の2番目に、林家に対する国の支援につきましても言及され

ております。

平成21年度国の補正予算において3年間の基金事業として森林整備加速化・林業再生事業が予算化されましたが、政権交代により現在保留されております。現行の林業への補助制度は、公共造林事業という事業主体に対し直接補助金が交付される仕組みで成り立っております。当町は従来から、施業内容に対し施業内容に応じた付け増し補助制度を実施し林家を支援している状況であります。林業に関しましては、国からの直接的な支援は施業に関する内容となっているわけでありませぬ。

一方、間接的な支援施策としては、施業の低コスト化への助成、木材加工流通への支援というものが上げられます。これは、木材が国際流通商品であることへの対応策という側面も有しております。消費者が国産木材を使用する経費、外国産木材への対抗策といえるものが含まれております。ここへ来て、量的には横ばいではありますが、国産木材のシェアが急激に上昇してきております。これは海外の情勢が急展開していること、議会冒頭にも申し上げましたが、特にロシアの木材動向が変化していることと、中国の需要が増加していることなどが原因であると承知しております。

こうした中で、当町は先駆的に国際森林認証を取得しました。まだ民有林の7%ですが、浜松市にも波及するなど、県内外の注目を集めております。

また、施業集約化の動きも出てきております。全国規模の低コスト林業の研修会場として、先祖代々管理をしてきた山林を提供していただける林業家の方もいらっしゃいます。当町においては、加工を続けていた林業をもう一度産業として引き上げる、その中で先人の皆さんが実践されてきた技術を森林認証という制度の中で環境への配慮、社会に対する貢献、経済的な自立として整備しながら、広く理解を求めていきたいと考えております。

このような流れは、木材が多角的に流通・消費されていくことが前提となります。木材の流通・消費は一つの地域で成立するものではございませんので、町としましては、林家や町に対する森林整備における国の一層の支援と国の施策としての国産材の流通、消費の拡充を強く求めていきたいと考えております。

最後の、大きく分けて3番目、温泉スタンドの活用についてお答えいたします。

現在のふれあい温泉スタンドの状況についてですが、平成19年2月に実施した温泉分析によりますと、泉温13.1度、湧出量毎分4.2㎡（自噴湧出）、ほとんど無色・透明・無臭、ガス発生ありという状況です。町民の方々がいつでも自由に温泉の持ち運びができるよう無料であり、スイッチ一つで約20㎡の温泉が出るよう施設が整備されております。

利用者はどのくらいかということですが、集計装置はついておりませぬので、現場で聞くと、常連の方で毎日使用している方も数名いるとのこと。設置されている大きなタンクに湯がなくなったという苦情は現在ありませんので、そう多くの利用がされている状況ではありません。

温泉スタンド事業の経過をひも解きますと、平成3年7月、関係者によります検討の結果、

現在の場所が温泉湧出の最有望箇所として決定され、平成4年県知事に掘削許可をいただき、同年11月から掘削を開始し、翌年の5年9月までに揚湯試験、泉質分析検査を行い、湧出に成功したわけであります。掘削の深さは1,500mでありました。平成6年1月、簡易温泉スタンドを1年間湧出状況観察期間として設置いたしまして、無料で町民の方々に利用いただき、平成7年9月、中央温泉研究所に温泉保健施設基礎調査を委託し、有効利用を検討しながら水中ポンプによる揚湯試験、エアーリフトによる揚湯試験、秋田技術研究所の地熱による再生システムの調査、現地視察を行うなど、議会や関係機関の方々にも御意見をいただき、慎重に検討した結果、当時の湯量で毎分1.5・で少量という結果も記録されております。ガスの性質上、普通ポンプも使えず、高額な特殊ポンプになること、地上へのポンプ設置する技術に期待したが不成功の結果であったことなど、温泉を利用しての施設は最優先事業としての位置づけから遠のいたことが記録から伺いとれたところであります。

そこで、自噴されている温泉を利用するため、現在のスタンド1基、休憩所1棟、駐車場4台分、ロッキング舗装したミニ公園的な温泉スタンドを設置したものであります。設置の目的は、温泉を合理的に活用し、町民の健康増進並びに福祉の向上に資するため、拠点施設として設置するというものであり、竣工を迎えたところであります。

今後、利活用については、議員から御提案もいただいたところですが、現時点で新たな投資や施設の整備は考えておりません。この利用については、一定の結論が出たものと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初のインフルエンザのワクチンへの補助についてですけれども、町長は国の動向を見ながら対応していきたいということを何回か言われたんですけれども、国の動向を見なければならぬという理由はないんじゃないかと思うんです。町として子供たちを守る、子供を育てているお母さんたちがインフルエンザの接種をするときに、子供たちにかかる料金負担を軽くしてやろうという気があるのかなのか、そのところをお聞きしたんですけれども、どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 通常のインフルエンザのみの状況でしたら、先ほど言いましたように小中学生に対する医療費の補助を拡大した当町が次になすべきことは何なのか、あるいは、さらに拡大する必要があるかどうかも検討した上で、拡大するなら何が必要かという中で、例えばこのインフルエンザワクチンの重要性が上がってくれば、そこに投資していこうというような話になってくるかと思えます。こうした町民の、あるいは特に健康的にも弱い立場にある子供たちの健康を守るために町が財政的な支出をしていくということに関しては、財政的な余裕が許せば必要なことではないかということで、そういう次元で考えるわけですが、今回はそれにプラスアルファとして、今後流行が予想される新型インフルエンザという

ものの対策も検討していかなければなりません。国として、例えば子供たちに対して積極的にというか、ほぼ指示があって、子供たちにインフルのワクチンを接種するという方針が固まり、なおかつ接種料金が高いために子供たちが接種できないというような状況が発生すれば、当然そこで行政としての一定の支援というのが必要ではないかというふうに思っております。

そう考えれば、これからの状況を踏まえながら、まず当初は新型インフルに対する対応を協議し、今後、毎年発生する通常インフルエンザに対してどのように対応するかということ、先ほど言いましたように国の動向を見ながら、新年度予算も踏まえて対応をしていきたいというふうに考えております。

ただ、議員からはインフルエンザということで御指摘がありましたけれども、我々として中学3年までの乳幼児医療費の無料化の次に何をやるべきかということは、さまざまな角度から検討した中で、このワクチンの接種ということになっていけば、それに対しての財政動もやぶさかではないというふうに考えておりますが、まだここでやるとか、やらないとかという段階にはいっていない。まず新型インフルエンザの動向をしっかりと見きわめていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） どこでその動向を見きわめて協議をするんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 1つは、新型インフルエンザの対策本部会を持っておりますので、そこで新型インフルエンザに関しては一括対応しておりますが、そこで、では子供たちを守るためにどうするかという検討をしていく。また、私も今から町民の選択を受けますけれども、通常は11月、12月に新年度の予算というのが固まってきますので、そうした中にどのような形で入れていくのかということも含めて、必要があればそこに織り込む、あるいは必要がなければ別な方策を考えていく、そういうスケジュールを組んでおります。どこで考えるかといえば、当然、役場のインフルエンザの本部会、あるいは通常の本部執行部会の中で考えていきます。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私は、二、三人のお母さんですけれども、出会って、子供を2人、3人持っていらっしゃる方ですけれども、通常のインフルエンザについて、去年だったんですけれども、子供3人にインフルエンザを受けると、1人5,000円かかるということで、先ほど町長が言われた金額とはかなり違うなと思ったんですけれどもね。そうすると、3人の子供にインフルエンザの予防接種をやりたいけれども、本当に1万5,000円ぐらいかかって大変なんだよと。これがせっかく子供の乳幼児医療費500円になるんだから、それで受けられるようにしてもらえないかしらということを言われて、役場の担当にも言ったことがあります。そういうことを考えていただけないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） だから、行政としてどこまで支援の枠を広げていくのかという、またいろんな御批判があろうかもしれませんが、さまざまな支援制度をする中で、その中でインフルエンザワクチンが含まれている考え方もありますし、あるいはこれはこれで多くの方々にインフルエンザの注射を受けて重症化しないように、あるいは万が一そういったインフルエンザで後遺症が残ることがないようにという対応を政策でやる。まだまだ施策の選択が現時点ではされておられませんので、その中で、これが最重要課題となれば、そこに、先ほど言っているように支援をすることに対してはやぶさかではない。ただし、まだほかにやることがあるのではないかと検討もしておりますので、現時点、ここでやる、やらないということは申し上げられません。

ただ、新型インフルに関しては、状況を見ながら、これは町としてワクチンが必要になれば、あるいはそれをどうやって多くの方に接種していただくかということについては、必要があれば早い動きをしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の考えの中に、答弁の中に、町長のポリシーというんですか、子供を守ろうという、乳幼児医療費補助の拡大のときもそうだったんですけれども、もう何度も何度も繰り返し聞いても、町長は優先順位というふうなことを繰り返し言われておりました。命にかかわることに優先順位なんていうのは、私はないと思うんですよ。やれることならやるというのが行政の長の姿勢ではないでしょうか。通告を出してありますので、もし仮に通常のインフルエンザに補助をした場合、例えば今の500円は自己負担でやるよと、それ以外のところを補助しますといった場合に、行政はどれぐらい財源が必要だと考えているんでしょうか。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） お答えいたします。

子供への接種料を現在つかんでおりませんもんですから、現在の高齢者の方の金額を使いまして試算した結果、中学生では204名ほどおります。それが62万3,000円ほど。小学生が342名ほどおりますものですから、105万円ほど。それから未就学児が239名ということで73万円くらいですか。合計で240万円ほどがかかると見込んでおります。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私も簡単に計算したんですけれども、私の場合は5,000円かかるということを知っていたもんですから、それで簡単に計算しまして、通常のインフルエンザ、それから新型ワクチンのインフルエンザ、両方、小中学生、幼児やっても1,000万円はかからないという計算をしました。また町長は、こういうことを言うと、お金が問題ではないとか、何か次の理由を出してこられるんでしょうけれども、ぜひ検討していかれるということ

ですので、最優先課題で、現実に小中学校で100人以上の子供たちが受けているわけですから、そういう子供たちがもっとたくさんの子供が受けられるようにして守ってあげるという方向で検討していただきたいと思います。

これ以上聞いても水かけ論になると思いますので、前向きな、積極的な検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、官行造林についてですけれども、町長は、結局、答えを聞いていて、今年度、21年度予算化してある300万で買おうとされているのか、それとも、なるべく買わないで済むように協議をしようと考えておられるのか。何か買うほうが強いようにさっきの答弁では聞こえたんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 買うほうが強いではなくて、買うつもりであります。ただし、国等に対して、こうした場合の持分譲渡の場合の国策あるいは国土保全の観点、あるいは現在の地方財政を考えて無償譲渡の方向でという要望はし続けていきますけれども、やはり現時点では、町が町有林として管理をしていくべき、もちろん伐採はできませんので、そういう方向でいきますので、本年度はまた予算を認めていただきましたので、その中で買うつもりであります。また、来年度以降についても、状況を見ながら、あるいは予算に出した中で審議いただく、あるいは状況が変われば、その無償譲渡の方向、あるいはまた単価の問題とか常にやっていますけれども、今年に関しては予定どおり買わせていただくつもりであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今年度買うという根拠は何に基づいて買うんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） いずれ町有林というか、契約が切れれば何らかの対応をしなければならないときに、現時点では、その持分を買うことによって町が一括的に今度は森林として管理していく状況をつくっていくということでもあります。また、20年後に、もちろんそのやり方として、20年後にまた契約が切れるわけですけれども、そのときに再契約をして、ずっとこうした形で国とやり方も、方向としてはあるのかもしれない、この状況をずっと維持していくという。それよりも、現在の町が管理しながら、あるいは現時点、非常に財価的にも安い状況でありますので、このときにそういう対応をしていくこと。そして300万円という額が、その町財政とか森林の機能を考えれば、どういう状況になるかということを議会にもその判断をしていただきながらやっていく。その都度、単年度ずつ考えていくということになるかと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私には、その買わなければならないという理由が全く理解できないわけですけれども、契約に基づけば、伐採したときに半々に収益を分けましょうという契約、それを延長しただけで、契約が切れたときに、では伐採するのかという。18年度に契約

が切れましたね、一度ね。そのときに森林組合から、では皆伐しますよという話があったんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 3月のときにも話したと思いますけれども、そういった話はございません。ただ、現状では、伐採ということはできない環境でありましたが、そのまま契約を延長させていただきました。だから、先ほど申し上げたように、それをずっと繰り返すという手もございます。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 川根本町だけがこのような買い取りをしているんでしょうか。それとも、ほかに川根本町のように何年も何年も買い取りをしているところがあるんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そのほかにもあるというふうな情報は聞いておりますけれども、では今ここでどこどこが買っているというリストは持っておりませんけれども、これは川根本町だけではないというふうな話を聞いております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） どれくらいあるかというのをお調べになられたことはないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは当町との管理署の問題で、特に課題となるのは料金、要するに有償で買っているかどうかという話、国有林としてはもう一つの方針として無償譲渡はないということですので、例えばどこかに無償譲渡の例があれば、それは事例を調べることが必要ですけれども、まずそういう事例があることと、国有林の方針として有償譲渡は確定しているということですので、余り他の事例を調べるということは、私のレベルではやっておりませんけれども、有償譲渡等、そういう例があるということは聞いております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長は、貴重な財源だということで、ほかのことで補助金もカットしたり、私たちが要望した乳幼児医療費の補助もなかなかうんと言わなかったり、そういうことを続けてきたんですけれども、この官行造林について毎年300万円買うことを妥当というか、山がどこか行ってしまうわけではない、木が切られるわけではない、そのままある山になぜお金を払わなければいけないのか、そのような疑問は抱かれなかったんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 例えば20年度の官行造林の持分譲渡については、19ha近くを300万で買っているわけですが、そうしたことに关しては、やはり町がそうした所有することによって将来にわたって安定的な所有になって管理できるということに关しては、私は一定

の理解は得るだろうというふうに思っております。これは国有林との持分譲渡で延長ということは、所有権というか、それは管理あるいは立木の所有権というのは森林管理署は持っているわけですので、その中でさまざまな契約状況に縛られますので、我々が持つことによって、それを永久に町有林として管理できる、あるいはいろいろな活用ができるということに関しては、私は一定の理解が得られるんであろう。ただ、300万が高い、安いという評価は、いろいろな判断はあろうかと思えますけれども、私としては、現時点での評価でこれだけの面積があって、これを続けていけば、いずれこれについては町有林として一体管理ができるということに関してはご理解がいただけるだろうというふうに思っています。

ただ、予算に計上していきますので、さまざまな予算の状況の中から、これは認められないという、そういう状況も町民の総意としてあるかもしれません。やはり我々としては、そういったことを十分やりながら、今後も、これで決めたのではなくて、こういった状況でこの山を買っていくという、そういうチェックをしながらこの作業を進めていきたいと考え、と同時に、国に対しても、より譲渡しやすい状況というのも常に要望していくつもりであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 森林管理署からいただいた書類、多分、担当のほうも持っていられるのではないかなと思うんですけれども、平成18年から20年度における静岡県内の市町村で持分譲渡を行った官行造林の実績というのをいただいたんですけれども、本当に少ないんですよ。静岡県で伊豆のほうで修善寺町と南崎財産区、それから河津官行造林ですかね、官造と書いてありますので。この3自治体だけなんです。それで、例としては6件、それに川根本町の2件ということで8件なんです。私、南崎財産区を2回買っている南伊豆の方に聞いてみました。そうしたら、これを買うというのは物すごく議会でもめて、お金を出すなんておかしいではないかということで、でも、たまたま南伊豆町ではそこに風力発電をすると、それを建てなければいけなくなったもんだから、その風力発電をするために建てるころを買うということで買ったんだという説明を聞きました。でもそれは、オーケーが出たのは、その風力発電を建てることによって風力発電会社が南伊豆町が買ったお金を補償する、町に戻してくれる、だからオーケーというか、みんな合意したんだと。そのぐらい厳しく町の支出というか、お金を考えているわけですね。だけれども、当町のように、もう10年も買い続けてきた。そしてこれからも20年も買い続けるであろうという、そういうところは、私は今まで林野庁に行っても、森林管理署からも聞いたことがありません。で町長に聞いてみたんですけれども、町長も余り関心がないみたいで、気軽に買っているとしか思えないんですけれども、本当に驚くようなお金に対する感覚だなと私は思います。ぜひ21年度の予算300万円、貴重な財源です。買う根拠がないものに支出する必要はないと思います。私、先ほどの一般質問のところ、この項で、ちょっと最後のところで述べましたけれども、今後は林道開設や整備などで官行造林を伐採する必要がある、そこにかかる時に買わなければいけ



ないという協議をしたらどうなんでしょう、それ以外は当分買わないでいるということを考えてみるべきではないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 総論という話をちょっとさせていただきます。私は、今後、あるいは21世紀というのは、森林とか、あるいは水資源というような貴重な資源になるというふうを考えております。そういう意味で、現時点で、今後とも町有林と官行造林地が入り乱れておりますので、一体的にこの榛原川流域を管理するために持分譲渡をしていただきながら、森林、そして水資源の管理あるいはそれを町の財産として維持していきたいと考えております。したがって、今年度、来年度以降も、私は予算措置というのをさせていただきたい。ちょっと選挙もありますけれども、そういったことをさせていくべきだと、私個人、現時点では考えております。

ただ、300万という金額がそれにふさわしいかどうか、あるいは町の財政状況から出せるのかどうなのか、あるいはそのほかに優先順位があるかというのは、やはり議会の中で十分議論をしていただかなければならないというふうに私は思っております。戦略物資であると私は思っておりますし、水と森の番人川根本町というそういう使命では、一体的に管理することが望ましい。ただ、これが1億とか2億だという額になれば、それは幾ら理想はそう思ってもできませんけれども、この金額ならご理解がいただけるんではないかというふうな思いでやっておりますし、さらにそれが低価格あるいは無償譲渡になるよう、それは並行して努力してまいります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） この金額ならご理解がいただけるんではないかということが、私は先ほどから甘いと言っているんですけども、本当に貴重な財源ですので、買う根拠というか、結局、町長が買い続けていきたいと。買ったら、買わない場合とどう利益があるんですかね。買わないで官行造林のままにして営林署が管理をしていく、それでも水源涵養なんかできると思うんですよ。CO<sub>2</sub>も吸収するでしょうし、酸素も出してくれるでしょうし。それを町が買って管理することでどういう利点があるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の国有林の状況というのはなかなか管理が回っていかない状況にあります。それはいろいろな財政的な理由とか、人的な問題がありますけれども。そうしたときに、やはり町の治山の意味でも、あるいは防災上の意味でも、この榛原川流域を町として一体的に管理して、また町有林の場合にはさまざま国、県の補助が受けられますし、そこへ投入することも可能でありますので、そこで適正な除間伐も含めて管理をしていく、それが上流の川根本町の使命であり、また直接的には下流に住む方々の安全の確保につながるというふうに考えているわけです。

もし国有林がしっかりとした管理を全国の国有林でやれるような状況でしたら、そのまま

国にお任せするというのも可能であります、現時点では、全然手入れをしていないわけではありませんけれども、きめ細やかな対応ができておりませんで、そういったことも含めて森林の公益的機能を我々が享受するため、あるいはそれを確保するため、町の責任もあるのではないかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） とってもいい答弁をいただいたような気がします。まさしく森林を守るために町が努力をして、わざわざお金を出して国土である山を買って、国がやらないから町が管理をしましょう、除間伐もしましょう、お金かけましょう、そういうふうな気概に燃えている町に対して、国がお金を出して買わせるという、そういう協議しかできないというのは、私には理解できません。もっと強く、そういう姿勢で自分たちは臨んでいるんだから、山を守るんだから、国土なんでしょう、そう言って国と協議すべきではないでしょうか。ただで来て当たり前だと、私は思うんですよ。それでなかったら、森林管理署に、ちゃんと管理をしなさいと、そういうふうにするべきではないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同じことの繰り返しですが、先ほどから国にも管理をしっかりするように言っておりますし、無償譲渡の話もしておりますし、また国側からすれば、これは川根本町だけの問題ではなく、国の政策そのものの問題でありますので、そう簡単に、わかりましたと特例を設けるような話でもないと思いますので、難しいことは承知しておりますが、今言われたように、両方の面からしっかり要望はしてきておりますし、今後、市町村が国有林と話す機会等も県レベルあるいは関東森林局レベルでございますので、そういったところでも発言してきておりますし、今後も発言していくつもりであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それでは、最後に2点、徳山診療所と温泉スタンドの活用についてですけれども、徳山診療所の活用も22年度に補助制限が切れるということで考えていくということですが、その考えていくのに、例えば地域の住民の人たち、区の役員さんとか、住民の人たちとか募集したり、集まったりもらったりして今後の活用を考えるつもりはないかお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは地域医療とも大きくかかわってくる、福祉も含めてですね。ともかく一義的には診療所跡地ですので、地域医療の今後ということも非常に大きくかかわってくると思っております。また、徳山というのは地理的にも中心の場所にありますので、そういった意味でも、今後どういうふうな活動をしていくというのは、医師も含めた医療部門部会、あるいは地域の方々、あるいはさまざまなそうした福祉・医療関係のボランティアをされる方、そういった方の連携の中で使っていきたいというふうに考えております。あの土地が寄附された土地であり、その方の思いということもありますけれども、その方の思いとい

うのもうまく生かされるような、そうした利用方法というのを検討していきたいと考えて、現時点では補助金の縛りがありますので、22年度以降になります。それまでにしっかりそうした地域医療というものも見据えた中でプランというのをつくってあげればと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういう話し合う場というんですか、協議の場をつくる考えはないかということに対してどうなんでしょうか。住民も入れて、町長が今言われたお医者さんも入っていただいて、地権者ですか、寄附をしてくださった方も、もしよければ一緒になってどういうふうに使おうかと、ボランティアの人たちも一緒になって考えていくという、そういう話し合いの場を設ける考えはないかということをお聞きしました。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私が言ったのは、この施設だけのみを話すのではなくて、やはり地域の医療ということで、その活用方法等がないかという幅広い検討の中であそこの施設の位置づけというのを決めていきたい。その過程で、一つの方向性が出た中で、今度は地元の方とか、住民の方も含めてそういった場を設けながら、さらに効率的というか、より住民の福祉につながる、あるいは健康につながる活用方法というのは検討すべきだろうと。まず2段階あるかと思えます。診療として機能を持つのか持たないのか、あるいはそうした医療関係の施設として置くのか、それがまず一つの方向が出たら、その方向性の中で、今度はいかに住民の方を巻き込んでいくのか、その2段階を考えておりますので、特に後段に関しては住民の参加とか、あるいは活用が重要でありますので、そういう組織が必要ではないかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ぜひ積極的にそういう活用方法についての話し合い、庁内でも協議を進めていただきたいと思います。

最後に、温泉スタンドの活用についてですけれども、経過を先ほどずっと言ってくださったんですけれども、平成6年7月に中央温泉研究所に泉質とか利活用を研究してもらった。それで、毎分1.5㎡出て、水中ポンプによりエアータン試験、幾つかの試験をやったけれどもうまくいかなかったということで、それはたくさん出す、観光施設として使えるかどうかという調査をしていただいたんだと思うんです。町長、そのときに議会にいらっしゃったか、多分いらっしゃらなかったと思うんですけれども、中央温泉研究所の甘露寺さんという所長さんが報告にみえました。そして私たち聞いたんですけれども、その時点で、甘露寺先生は、観光施設に利用するのは無理だけれども、この町はお年寄りが多い町だから、お年寄りのために小ぢんまりしたお風呂をつくってお上げなさいと。そうすれば年をとって来ると神経痛や腰痛やいろいろ出てきて、とてもこの温泉は質がいいからお年寄りの人たちに喜ばれますよ、そういうのに効きますよ、効果がありますよというふうなお話を私はしっかりと聞いた

のを覚えています。

でも、そのときどういうわけか、温泉を掘ったり、観光施設をつくろうと思っていた議員の人たちと町長とが 町長は町民福祉に使うと、そのとき鈴木久町長だったんですけども、言っていましたので、多分議会のほうだと思えます、議会のほうが、そんな町民のためにつくっても金にならんということで、温泉スタンドにしてしまえということになったんだと私は思いますけれども、それが結論だというふうに決める必要はないんじゃないでしょうか。状況が変わってきている、お年寄りはずっとそのときから年をとってきている。期待していた方たちも、本当にもう10年たってきているわけですから、毎日とりにいっている人がいるよと、何人かいるよと言われても、その人たちだってもうとりにいけなくなることであるではないですか。おふろができれば、ちょっとおふろに入りにいこうということが出来るわけですから、長く利用できるわけですから、お年寄りの人たちだけではないですね。孫を連れておふろに入りにもいいし、そういう交流の場、健康を守る場として、そんなにお金かけないで、その当時は7億ぐらいかけて高山山につくろうという計画を出してきたわけです。それが壊れた、壊れたら、もうつくるなという、そういうやり方では、1億円以上もかけたお金を、本当に温泉の貴重な水と一緒にどぶに捨てているのと同じではないかと、私はずっと言い続けてきたんですけども、町長は、これがもう結論だと言ってしまうているんですけども、全くここを変えようという考えは、余地はないんじゃないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、ございません。いろいろな行政の課題の中で、ようやくさまざまなことにも、新しい事業ができるところまで財政のバランスをとってきて、これからも投資をしていきますけれども、その中で、このものが最優先課題とは思っておりません。ただし、高齢者を含めて住民の暮らしの中で、町内に温泉があるとはいっても、なかなかこの役場周辺の方々は、どっちへ行っても、北に上がっても、南に上がっても、そう手軽に利用できる状況ではないということは承知しております。総合的な健康管理とか、そういった意味で、そうした施設があればより豊かな気持ちになれるというのも十分承知はして、そういったことで議員も、あるいは要望も上がってきていると思いますけれども、現時点で行政が資金を出して、建物をして、維持管理もしていくというようなことに関しては、まだそこまで踏み切れる状態ではない。まだまだやらなければならないことが行政としてあるだろうというふうに私は思っている。実際ありますので、そこら辺のことをしっかりやりながら考えていきたい。現時点では新たな施設とかは。

ただ、話が具体的な維持管理とか、あるいは本当に1.5㎡の水が出て、それでそうした温泉の機能が確保できて、ある程度のスペースで安全というか、利用できるようなものができるかというのは、私もデータを持っていませんし、多分、鈴木議員も、小さなものをつくるという以上のものはないと思いますし、私がもらった要望書も非常にまだ漠然としたものでございますので、では、そうした要望に対してこたえとして、現在の状況でやった場合、ど

のような経費がかかって、どのようなものができてというようなことについて概略を持たないと、お互い要望だけして、あるいはそれを否定しながら、信頼関係というのは損なわれるのかなというふうに思っておりますので、これに関しては、やるという前提ではなくて、どのようなものが可能かということについて調べる必要はあるのかなというふうには思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、調べていただけるでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 実際、いきいきクラブ等、区長連合会の一部の方から要望書もいただいておりますので、その答えには、先ほど言ったように、現時点では町として施設整備をするつもりはございませんとお答えしましたがけれども、やはり町としては、そのくらいのデータがないと、漠然としてお金がかかるから断るとかということは、やはり信頼関係にもかかってくる、あるいは私が何回も言っている住民との協働ということに関して、決していい影響を与えない。逆に、これだけかかるのに本当にやるのということを、そう言っている方々に問いただしてみる必要も、当然行政としてあるだろうと思っておりますので、概略のものについては、やはり専門家の御意見をもう一回調査して、こういったものだというものを示す必要も、要望を受けた側としてはあるのかなと思っておりますので、そこに莫大なお金は、調査できないし、また予算も計上しておりませんけれども、調べるという方向でいくべきであらうと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 小長井にある創造と生きがいの湯、あれはかなり建物としては大きいわけですがけれども、浴室はそんなに大きくありません。あの浴室ぐらいのもので、あんなに大きい建物でないから、ちょっと板の間があって休めるというふうなぐらいのものを考えれば、建物がどれくらいでつくれるのか、1,000万なのか、1,500万なのか、お風呂のお湯を利用するのにどれくらいお金がかかるのか、こんなことは、私は女だからと言って逃げるわけではありませんけれども、経験がありませんので、そういう計算ができませんけれども、職員の中には建築士ですか、何かそういう資格を持っていらっしゃる方もいらっしゃるでしょうし、ちょっと頼めば、簡単な概算ぐらいはできるんじゃないでしょうか。これまで要望がなかったわけではなくて、要望があってもあっても抑えてきたことです。せめてそれぐらいのことは出して、こんなにお金がかかるけれども、やるのではなくて、これくらいでもできるんだよという計画を、ぜひ出していただきたいな、これくらいだったら何とかやれるんじゃないかという計画をつくることぐらい、能力ある職員を抱えている行政ですから、私は十分できると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） あくまでも基礎調査ということで、どういうレベルのものができるか

検討して、ある程度客観性があるものでなければならぬと思いますので、それも含めてデータはつくっていきたいと思っております。

ちなみに創造と生きがいの湯の年間の平均利用客が1日当たり15人、そして利用日数が293日、約300日であります。そういったものが身近にあって利用できる人と、なかなかできないという方が、やはり近くにあったらいいかなという部分もあろうかと思えます。この前の要望のときに私が言ったことは、確かに現時点はないけれども、ではもう少し温泉施設が利用できるとか、そういったことについて町内の交通網を整備するなり、そういったことに対しては一生懸命検討してまいりますというお答えをさせていただきました。やはり合併しているんな施設が町内に点在して、またそれも偏りがある場合もありますので、そういったことの中で一体となったまちづくりをするには、そうした気持ち、不公平感をもし持たれるようなら、それを解消していくようなさまざまな施策というの、大きな流れの中では必要かというふうに思っております。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番、高畑雅一君、発言を許します。高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 8番、高畑雅一でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

川根本町は日本を代表するお茶の名産地であります。緑茶生産は大きな収入源ですが、就業者の高齢化が進んでいる中、農協に依存する出荷体制など、生産はできるが販売ができないという状況が続いております。このため、後継者問題が将来ますます進んでいくことが予想され、ブランド化をいかに進めるかなど今後の生産・流通・消費についての現状と問題をとらえ、将来の戦略を検討する大変必要な時期に来ていると思えます。

この数年、茶業の低迷が続く、町全体の活気も失われております。特に今年は、お茶の品質・製造・品種・生産時期・立地条件等により茶価に開きがあり、各農家、また共同茶工場において格差が生じております。この現象は全国的なものでもありますけれども、上質茶産地として全国に知られ、どの産地より茶栽培に立地条件が満たされているこの川根本町でありますので、ブランド化の構築、現在の補助制度、営農指導など産地として戦略検討を進めていくのか町長にお伺いをいたします。

議長（森 照信君） ただいまの高畑雅一君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉

山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、高畑議員の質問にお答えいたします。

地場産業である茶業の今後という御質問でありました。

議員御指摘のとおり、川根地域は自然、立地等茶の栽培に適した条件を有していることから、地域農業そのものが茶生産に特化し、農業イコール茶を原則として土地利用・基盤整備等が重点的に進められてきました。また、全国茶品評会等における産地賞・農林水産大臣賞の受賞歴や、地域ブランド認証としての地域登録商標に「川根茶」が認められた状況から見ても、銘茶川根茶としての産地ブランド形成は広く認知されている状況と言えます。

しかし、最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々、緑茶いわゆるリーフ茶の年間主要消費量が減少傾向にあり、県・茶業会議所等の指導機関はもとより、流通を担う茶業関係団体及び農協等と茶産地が一体となった消費拡大戦略を図っていくことが必要であると言えます。

本町においては、JA茶業センターと協力した消費拡大PR等を積極的に取り組んでいく必要があると考えており、今年、富士山静岡空港が開港したことを茶業の消費拡大の面からも好機ととらえ、販売促進事業の実施に向け、島田市、牧之原市を初めとする志太榛原地域関係者との協議・協力を進めていきたいと考えております。

また、本町の現状を見ますと、少子高齢化の影響により、後継者、担い手不足、茶業振興上不可欠である緑地茶加工施設の多くが施設の老朽化により高品質茶生産の取り組みや食の安全・安心に対応できる食品工場としての機能が危ぶまれている状況にあり、早急にこれらの対応が求められています。これらの課題に対応するため、町としても収益向上、コスト削減、安定経営の面から企業的感觉、多面性を持った経営体の転換を進めるため、茶工場の再編を視野に入れた緑茶加工施設整備に向けた取り組みを展開しております。

また、産地として普通せん茶以外の新たな製造方法による茶の製造に積極的に取り組むために、現在取り組んでいる釜炒り茶に加え、多方面での利活用が期待されているてん茶製造を推進するため取り組んでいきます。

なお、昨年度、農家に対する今後の農業経営に関する意向調査を実施させていただき、その結果、集計・分析を行ったところであり、認定農業者の経営改善計画更新に際し状況確認や共同工場においても同様の個別面談を実施しており、これらの状況を踏まえ、町茶業振興協議会内に設置した農業振興実務担当者会議を中心に、川根茶及び町農業の状況の再確認・再認識を進め、農業振興策を講じていくほか、消費側における川根茶の現状を再確認するマーケティング調査を実施するなどして、川根本町農業振興計画　これは仮称であります

策定を進め、活力ある農業振興によるまちづくりを目指していくものであります。

先ほどの多方面に利用できるてん茶製造を推進すると申し上げましたけれども、推進するよう各団体等に働きかけているという意味でございます。

以上、大ざっぱではありますが、町の基本的な方針を述べさせていただきました。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それでは、今町長のほうから産業課を中心する川根本町の大筋の取り組みということをお聞かせいただきました。その中でも町長の答弁の中にありましたけれども、マーケティング調査というのが今、話に出てきたなと思っております。

それでは、そのマーケティング調査の現状ですけれども、調査をするには最初から最後までいろんな項目があるわけですから、第1に、緑茶生産の現状というのははっきり把握しておかなければいけないだろうと、そんなふうに思います。この点につきましては、生産者は個別単位とか集落単位、それから生産者組合単位で緑茶の収穫を行っているために、得られる情報というのは非常に農家は少ないわけでございます。そういう点につきましては、そのマーケティング調査の現状というか、今の状態を町長のほうからお話しただけであればありがたいなと、こんなふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） まだ現在進行中でありまして、川根茶消費実態の調査事業でありますけれども、一般の消費者がふだんにおける川根茶に対する意識、嗜好等に関する実態調査を行うことにより、消費者が持つ川根茶の商品イメージの把握を図るというふうに思っております。サンプル数は1,000ほどを用意し、インターネット等を中心に調査をしていきたいというふうに考えております。これが今後の我々が思っているイメージと合っているのか、あるいはいいイメージを持っているなら、それを生かす施策は何なのか、あるいはまだ足りない部分があれば、それに対してどう補っていきいくのかということも、次の振興プランの策定に生かしていきたいというふうに考えております。

また、川根茶の流通実態状況調査も行っておりますので。流通段階における川根茶の流通実態と川根に対する評価、これについても約300サンプル程度を郵送調査で、現在、県内の茶流通業者に対して行う予定であります。

こうした流通並びに消費者の意向を生かしながら、それを振興プランに生かし、また議員御指摘のとおり、これを農家の方あるいは団体の方あるいは茶工場等に流していきながら、それぞれの経営戦略にも生かしていただきたいと考えております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 今、ことし始まったマーケティング調査の概要が町長のほうからお話があったわけでございますけれども、その中で緑茶の流通というのが一つ出てまいりました。確かに最近販売形式が多様化してまいりまして、通販、それからインターネットを利用した各種のお茶の販売というのも規格品として取り扱っていると、そんなふうに認識しております。その中で、どのような形で流通をとらえておられるのか。例えば、その流通経路ですけれども、その中には取引価格の推移とか、それから飲み物に使われているのか、加工品に使われているのか、1戸当たりの収益はどうなのか、これも先ほどの原田議員のほうから質問があったわけでございますけれども、川根茶の販売及び販路の確保、それから行政に対する支



援の内容、そういうものも緑茶流通の現状という中に含まれてくるだろうと、そんなふう  
に思っております。ただ、大ざっぱにマーケティング調査をするのではなく、きめ細かにそう  
いうところを1点1点問題をとって、一つ一つ解決していくのが、これからの好まれるお茶、  
例えば消費者が好むお茶と生産者が好むお茶というのはかなり隔たりがあるような感じが  
いたしますので、そういう点について細かく調査をしていくというような形のマーケティング  
調査に対して、町長はどのようなお考えを持っているのか、ちょっとお聞きをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もちろん今後の川根茶の振興に生かすための調査でありますので、こ  
うした内容あるいは嗜好の変化、あるいは今後、流通業者、流通段階で求められるお茶とい  
うのも把握をしながら、把握できるように調査をしながら、それを還元していきたいという  
ふうに考えております。

また、基本的には、高級なお茶というのはある一定の需要があり、もちろん生産量も少な  
いわけですがけれども、一定の需要がありますけれども、特に中葉、下級茶がどのように流れ  
ているのか、あるいはそれがどのように利用されているかということも踏まえながら、それ  
にどう対応していくのか、あるいは、さらに高級茶にするならどういったことを加味して生  
産、品質を上げていけばより市場力を持つのか、そういったこともこの市場調査の中でデー  
タを集めながら還元していきたい、あるいは町の方針に生かしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 今の答弁の中にあつたわけですがけれども、確かに消費者が好むお茶と  
生産者のお茶というのは少しずつ隔たりがあるような気は、私も茶農家としてあります。た  
だ、その傾向の中で、緑茶のもたらす効果というのめかなり重要視されてくるのではないかと、  
そんなことは思っております。要は、その中で、今まではただ飲んでいけばよかつたとい  
うような時代から、安らぎとかリラククスに集中している面もございます。そして購入先  
として消費者が好む傾向がちょっと変わってきております。それは専門店を選ぶというよ  
うな形の傾向が出てきております、そして消費者は緑茶の購入に当たっては、店とのきずな、  
それから価格よりも品質を重視する、それから店の個性、専門性、こだわりなどなど、店員  
の持つ情報等を重視しているような考えを持ちますけれども、これは確かに一軒一軒の outlet  
させている店のことでありますけれども、そういうことを生産者にも伝えていく必要があり、  
今まではそれがほとんど表に出ることがなく、ただ農業の中で大体固めてきたわけですが  
けれども、そういう点をもっともっと町の住民の方々に情報提供していかなければいけないと思  
いますけれども、その情報提供については町長どんなふうにお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、営業にかかわることであり、あるいは自分の生業に  
かかわることでもありますので、情報収集というのは、その経営体あるいは経営が主体的に集  
めるべきものだというふうに思いますけれども、当町のように基幹産業であり、また、その

占める割合が大きいわけでありますので、町がそうした情報を得やすい環境あるいは町の茶振協等を通じて情報を積極的に流していく、その両方で必要な情報が生産者に行き渡るんだろうというふうに思っております。

また、議員のおっしゃるように、その専門店ということに関しては、現在の町の認識としては専門店の売り上げが減少し、スーパーあるいは量販店等の販売が増加していく、あるいは午前中も言いましたように、ペットボトル等、原料としての需要もふえているということで、そこら辺の認識についても、消費者のマーケティング等でどこら辺から購入しているのか、どういう嗜好があるのかというのをリアルタイムというか、現時点での動向というのを収集し、それに合った対応をしていきたいというふうに思っております。

総論としては、川根茶というのは高級茶路線でいかなければ、その大量生産による低コスト化は難しい状況にありますので、そういう方向にあると私は思っておりますけれども、その中でもさまざまな手法や段階があるかと思っておりますので、マーケティングによって消費者の動向あるいは意向、あるいは川根茶に合った販売戦略というのを見つけ出していければと考えております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それでは、今の町長の話の中には良質茶というお話が出ました。それでは、ブランド構築に関する課題と今後の方向性ということで、ちょっと視点を変えてお話を伺いたいと思っております。

例えばブランド化されていることによって期待される効果としては、生産者のマーケティング化によって期待される評価としては、マーケティング能力の向上及び収入の増加というのは生産者側のほうへはメリットがあると思います。そして川根茶は、その周辺の経済効果というのももちろんあるでしょう。経営関係者が集まって合意形成する中でのコミュニティの構築というのも期待されるのではないかと、そんなふうに思っております。そしてまた消費者からは、ブランド化することによって選択幅の増加。いいものから、それからまた中もの、下ものというのもあると思いますけれども、選択肢の増加ということ。それから、地域の関心もかなり高まってくるだろうと、そのことが期待されるわけでございますけれども、具体的な目標を設定するということが一番の川根茶の本来の方向性を見出していくには必要なことだと思いますので、ただ、こういう調査をします、こういうことで情報提供しますというだけではなく、今から、ブランド化をしていく上において、こういう方向性を持つよというようなお話をさせていただければありがたいかと、こんなふうに思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 午前中の答弁とも重なるところがございますけれども、町として茶業に関して果たすべき役割というのと、それぞれの経営体が自分の能力、規模、経営戦略の中で持っている目標というのは多種多様あるかと思っております。ただ、そのときに、一つの経営体が売っていくときに、全く何も知らない地域のお茶を売ると、川根地域というブ

ランド力を持ったものを売るときでは大きな差があるかと思っております。そういう意味で、まず川根地域としてブランド力をつけていくんだということが大きな行政の仕事だろうと。そして、それが高品質あるいは自分の目標に合ったお茶ができるように基盤整備を支援するのも行政の仕事だろうと。その中の経営体としての目標というのは多種多様であっていいと思うし、また、そういうさまざまな目標を持った経営体が地域に存在することによって地域の力とかブランド力というのを逆に維持できるんであるというふうに思っております。

町として、こういうものをつくりなさい、品質のいいものをつくりなさいということはお願ひしますけれども、こういうところに売っていただきたいとか、こういうところでこういうものをということに関しては、それはそれぞれの経営体が考えるべき部分だろうというふうに思っております。それが自分に合ったものが考えられるよう、先ほど言った流通調査あるいは消費実態調査の情報を提供していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それでは、1つ例をとってみますと、一般的に川根茶の知名度というのは静岡茶というイメージに比べてかなり低いような感じを、いろんなところへ行って感じます。この川根本町ですけれども、農林大臣賞を初め産地賞を獲得するなど数多くの高級茶を搬出しているわけでございますけれども、その静岡茶より川根茶のほうの知名度を上げるというような形で、いま一度町が行っておる販売戦略及びブランド化に対する考えというか、方向性というのは、いろんなところへ行ってイベントを行ったり、お茶を提供したりするだけでは、静岡茶に負けるような感じがしております。

例えばこの前もそうでしたけれども、東京のほうへいろんな形でお茶の研修に行っていました。確かに一つの店へ行って飲むには川根茶はいいよと言うんですけれども、一般の方にいろんなことを聞いてきますと、川根茶はほとんど知られていないんですよ。知られているのは静岡茶ですよということですけどもね。それについて川根本町として、町長のお考えとして、もう少し川根茶を表に出して、みんなに知らせるためには、ただ全国品評会で優等を取っただけではだめだよ、それプラスアルファが必要だよと思うんですけれども、そのプラスアルファのお考えがありましたら、お伺いをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 川根茶というのが全国的には静岡茶というブランドに隠れているということは、私も議員御指摘と同じような認識を持っております。宇治茶、八女茶あるいは狭山茶というのは単一ブランドでいきますけれども、静岡の場合はそれこそたくさんのブランド、大きく8つぐらいのブランドがその中にありますので、その中で静岡茶と同じようなブランド力を持つというのは、相当な努力も継続してやっていかなければならんというふうに思っています。そういう意味では、高品質度の一つの指標である品評会等の出店というのは大変農家の方にも負担がありますけれども、町も支援しながら、今後とも継続して一定の成績を出す。そして出店し続けるということが大事かと思っております。

それからまた、さまざまな小売り関係にアプローチをしていくということ、それから、さまざまな川根茶という商品、ただ値段が幾らから幾らまでであるということだけではなく、さまざまな商品の幅を持たせることも、主流はせん茶としてもさまざまな幅を持っていくことが必要ではないかというふうに思って、そこら辺はまず行政が試験的な、あるいはその施設整備というのを支援していくことが必要ではないかというふうに思っております。やはりお茶というのは末端の組織まで流通していくことが大事でありますので、例えば大消費地である都市の茶生産農家との連携を図りながら川根茶の優位性を訴えいく、もちろんそれは、後ろに高品質のお茶を提供し続けられるという前提でありますけれども、例えば東京の茶商さんとの連携をしながら話をしていく。これはもちろん当地にも産地問屋の協議会等がございますので、そういった組織と連携しながら、行政も一体となって川根茶のPRを消費地で図っていくことも大事なかなというふうに思っております。

また、積極的にラジオ、テレビ、雑誌等の取材も受け入れておりますし、情報提供も行っておりますので、そうした地道な活動、先ほど出ました空港での実際に川根茶を飲んでいただく話、そして実際に川根茶を生産しているこの地に多くの方々にグリーンティーツーリズムというような形で来ていただく、そうした地道な活動を今後も引き続き続けていく必要があるかと思っております。

流通関係の団体の方と連携しながら、すべて行政で回るわけではございませんので、そういった方と連携しながら、ブランド力の向上を図っていきたくと。ともかく川根茶というのが決して全国ブランドではないよということもみんなが意識しながら、そのブランド力の向上を今後も引き続き努力していくことが大事かと思っております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それぞれ町長の御答弁の中にはもっともな点が数多くあるわけですが、例えばよく私も言われるんですけども、日本一の産地である川根茶の産地へ行っても、いいお茶を飲むところがありませんよ、そういった問題はかなり出てきております。地元ですので、茶茗館に行っただけならば、そこでいいお茶が出ますというような形もありますけれども、もう少しその茶茗館も皆さんのほうへPRするような形をとっていただきたいと思います、そんなふうに思っております。

その中で、生産者自体が強くなって販売力を持たなければというような答弁もございました。それでは、その中でちょっとお聞きをしたいわけでありましてけれども、川根本町が今まで先導してきた茶業振興にかかわる取り組み、これも先ほど午前中のときに原田議員が質問をされておりますけれども、役場がこれまで実施してきた補助とその成果というのも問われてくるのではないかと、そんなふうに思っております。

その中で、今、川根本町の農家の中、また共同工場の中で一番遅れているというのは、自分で自分のお茶を売る、そういう体質が、なかなか今まで農協本位に生産をし、販売していたもので、なかなかまだできてはおりません。自園自製自販という農家も数多くは余り見受

けられない現状ですので、今までの町のほうの補助の制度というのは、生葉、生産・加工・基盤整備というのを重点に置いてきたわけでございますけれども、これからはその枠をもう少し広げて、産地直売につながるような加工施設を個人でも持ちたいよ、また共同工場を持ちたいよというときに補助制度をもう少し広げていただけたらいいなと思いますけれども、その点について町長のお考えをお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 例えば自園自製あるいはそうした個人に対する支援ということでありましてけれども、現在、当町では認定農業者の製茶工場における製茶機械の更新・増設を対象とした町単独緑茶加工施設整備事業を設け実施し、この場合、仕上げ茶の加工を目的とする機械も対象としております。しかし、仕上げ機だけの導入等を直接的に取り組むにあっては、国、県の事業で対応するように進めております。国庫補助事業にあっては、国産原料サプライチェーン構築事業、農商工連携事業が仕上げ茶加工団体での取り組み事業であり、県事業にあっては中山間地域農業整備事業となっております。こうしたものを利用しながら、そうした流通加工の施設の整備を行っていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり、町の補助事業というのは、個人よりも3人以上の団体では協業体が主になっております。それは、持続性やあるいは公共性を観点としてそういう制度になっているかと思っております。しかしながら、国としても、それだけではなかなか対応できないということで、附帯条件、例えば個人の場合は生葉を2戸以上の農家から買い入れると、そういう公共性というか、広がりを持った中で、そういった附帯条件をつけて個人にも支援ができるようになってきております。そういうことをぜひ、そういった利用も受けとめていただきながら事業の拡大あるいは機械整備を行っていただきたいというふうに思っております。これはまた中長期的な話として、川根本町単独の支援に対してどのように個人で頑張っている、あるいは特徴のあるお茶をつくっていただく農家、あるいは企業体をどう支援するかということも課題だと承知しております。そういった方々が今後とも継続できるように、こういった部分で支援できるのか、また支援する場合は、単なる個人の収益だけに終わらないように、広がりを持つように、こういった附帯条件をつけて地域全体の底上げを図っていくとか、これは随時、今後検討していかなければならない課題だと思っております。

現時点では、国、県の補助を利用して施設整備が可能ですので、その利用を進めているところであります。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 確かに現在、3人以上の協力体、それから国からの補助制度によって大きい加工施設とか何かというのは補助制度があります。その中でも、これだけお茶の価格が落ちてきて低迷してきますと、例えば100万円のを40%出してくれて40万円だよといっても、あと60万円が払えないような状態に今なっているわけですよ。それですので、町単独のほうでも少しずつ加工施設、それから自分でつくって自分で加工して自分で売る、そう

いうことに少しでも力を入れていただければ、農協とか何かへ、いろんな商品を守る、商店なんかにも売っているわけですが、そこのお茶の補てんというのが、自分の通販、または仕上げ茶を売ることによって補てんされるわけですので、これは本年度からすぐというわけにいかないと思いますけれども、12月までのうちにいろいろ検討していただいて、来年度にはその補助制度というのが間に合うように検討していただきたいと思います、そんなふうに思っております。

それから、一番最後になりますけれども、営農指導を行っていく上で、JAの茶業センターの関連はということの点なんですけれども、私、全国茶品評会から4年間茶業のほうを務めさせていただきましてけれども、特に感じられるのは、4月下旬、4月24日、25日ごろから5月上旬、5月10日、八十八夜前後に対して、その時期に本町では全国品評会の取り組みというのはすごい大事業になっております。そこに産業課を中心とした全国品評会の支援が行われているわけですが、その支援の中にJA農協職員の方も深く関与して指導を受けております。この時期には、川根本町全体においても良質茶の製造の時期でございます。そのときに農協職員を全部こちらのほうの全国品評会のほうに引っ張ってしまいますと、茶農家の、例えばJAの茶業センターですけれども、そこで毎日取引が行われているわけですが、そこにおいて指導ができないというようなちょっと矛盾した現状が起きております。

そこで、すぐにはどうかと思いますけれども、1年を通じて農協と協力して生産とか製造を指導する農林業センターづきの指導者を育成するというようなお気持ちはありませんか、町長にお伺いをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の御指摘のことについては、ここで一般質問の提案を受けて、ここですぐ結論が出るような問題ではございません。どのような指導体制、そしてその指導人員はどこに所属する人間で、その費用をどうするかということに関しては、まだもう少し議論が必要かというふうに思っております。

また、農協の営農指導に関しては通年を通じて行っていただいておりますので、ただその全品のときの状況と、その他の一般のお茶の品質保持に大きな影響を与えるということだとすれば、そこら辺は茶業センターあるいは営農部との協議をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。現在では、農協としても全国品評会で上位入賞するということは地域の茶業の振興と同時に、農協の販売促進活動にも大きな影響を与えるということでご理解を得ておりますけれども、営農というのは全品に出品者だけの話ではございませんので、その指導に問題があるとするならば、そうしたことに對しても協議しながら、改善すべき点があれば改善していきたいというふうに考えております。

また、農林業センターにそうした専従の職員を置くことについては、冒頭申し上げたように、これはまだまだセンターの運営委員会あるいは町の担当課レベルでも十分協議しながら

検討していくというか、やる、やらないを含めて検討していく大きな課題だというふうに思っております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それでは、確かに今、町長言われたとおり、私も4年間、茶業に携わらせていただきました。そういうことは重々わかっております。ただ、一番心配でしたのは、農協職員が、先ほど言いましたけれども、一番いい良質茶をつくる時期にどうしても全国品評会のほうへかかわっていただいて、それがいいお茶をつくって、全国品評会で1等を取って、それがブランド化されて、全部のお茶に対しても普及していくという考え方は、それは間違いではないと思います。ですけれども、あそこへ持ってきて売っている農家にしてみれば、もうちょっとここで製造を指導していただければ、1,000円のが1,200円で売れるよという状況は多々あるわけですよ。ですから、そういうハンディをなくすためにも、やっぱり農協と町と協働して、そういうハンディを少しでも少なくしてやるという取り組みも必要ではないかということで、これを提案させていただきました。

確かに今、私も改選の時期でありますので、町長に言って、はい、農林業センターでやりますよというような答弁はできないと思いますけれども、基本的に町の姿勢として、茶業を見た場合にはそういう方向性で進んでいただきたいのと、そんなふうに思っております。

それでは、以上をもちまして私のほうの一般質問は終わらせていただきますけれども、特に最近茶業の低迷が危惧されておる時代でございますので、どうか町長ばかりではなく、産業課を中心として茶業のほうの振興に力を入れていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上で終わります。

議長（森 照信君） これで高畑雅一君の一般質問を終わります。

10番、板谷信君、発言を許します。板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、質問をさせていただきます。

新町合併があって4年が過ぎようとしています。この4年間の実績を踏まえ、町行財政の継続性、当町はこれからも町としてやっていけるのか、そして町として継続するということはどういうことなのか、このような観点から質問をしたいと思います。

まず、今回、平成19年度に続き、平成20年度の健全化判断比率の4つの指標が出されました。この指標につき町長はどのような考えを持っているか伺います。

次に、ブロードバンド、移動通信などの大型事業が検討されています。これらの事業を行った場合、さきの健全化判断比率のうち実質公債費比率及び将来負担比率にどのような影響があるか伺います。

次に、当町は小規模の自治体合併を選択したわけですが、このような当町においては、新たな合併の模索、近隣自治体との広域連携が検討されなければなりません。今後の町の方向としてどのような選択肢があり、どのように進むべきか伺います。

次に、当町の行政改革大綱にも効率の高い行政運営の推進、財政の健全化がうたわれていますが、今回ここでは、公の施設のあり方に関する行革推進委員会の答申が平成21年2月20日に出されていますが、この答申に対する町の考え方について伺います。

最後に、今まで何回も一般質問してきたことのまとめとして、基金の整理と町債の活用を取り上げたいと思います。

まず、地域限定と言われる基金が全体として約5億円近くありますが、この基金は整理して、使い勝手のいい形にしていくべきではないかと。その点について伺います。

そしてもう一つは、財政状況を把握した中での町債の活用による事業展開を進めていくべきではないかと、そのような点についても町長の考えを伺います。

以上です。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問、大きく分けて3つになろうかと思えますけれども、財政について、まず平成20年度決算に係る財政健全化指標についてですが、実質赤字比率と連結赤字比率は黒字であり、非該当であります。

実質公債費比率は単年度の数値で見ると、平成20年度13.3%、19年度12.4%、18年度9.9%となっており、年々上昇しております。これは地域振興基金創設、田代環境プラザ建設、これは平成15年から17年ではありますが、等にかかる地方債の元金償還が開始となっていることが主な原因であります。指標は、3カ年平均でとらえますので11.8%、昨年度より1.1ポイント上がっておりますが、合併特例債等といった交付税措置のある有利な地方債を計画的かつ有効に活用しているため、地方債現在高74億円を考えると低く保たれております。

将来負担比率は32.7%であり、昨年度より30.6ポイント下がっております。これは退職者不補充による退職手当負担金見込額の減、地方債借り入れの減による地方債残高の減等による将来負担額の減少と実質公債比率同様、交付税措置のある有利な地方債の活用と、負担に充当可能である各種基金残高が好影響となっております。各比率とも昨年同様、早期健全化基準と比べても当町の指標は低く、好結果となっております。

また、県下の状況ですが、先日、平成20年度決算の速報値として報道された当町の指標は、静岡市、浜松市を除く35市町で、実質公債費比率は低いほうから13番目、将来負担比率は低いほうから6番目であります。これらのことから、20年度の財政健全化指標を見ますと健全な財政運営であると評価できると考えますが、引き続き持続可能な経営を目指し財政運営に努めていく上では、新規事業に対応可能な弾力性あるいは、いわゆる経常的な一般財源の余裕度を図る経常収支比率も重要であり、今後、健全化指標とともに注目していきたいと考えております。

また、ブロードバンド等の大型事業を行った場合の実質公債費比率及び将来負担比率への影響についてですが、先日お示しした財政計画におきましては、建設計画をもとにシミュレ



ーションをしております。現在の計画での建設事業につきましてはブロードバンド、防災通信設備の大型事業のほか、通常の建設事業分を想定しております。これらの大型事業につきましては、その財源として国、県等の補助金と合併特例債を見込んでおります。それぞれの事業について具体的な比率はなかなか出せませんが、先ほど述べたように、財政健全化比率の状況を踏まえると、引き続き有利な財源の確保に努めていけば比率の上昇はありますが、将来負担比率につきましては交付税措置等の控除財源があり、大きな影響はないのではないかとこのように考えております。

ちなみに実質公債費比率がブロードバンド事業を行った場合どうなるかという、あくまでも想定をしておりますが、さほどの変化、やはり10%から12%の間というような数値が概算でありますけれども想定されます。また、負担比率についても同じような、現在32.7%でありますけれども、ブロードバンドをやった場合でも30%台ということで、大きな変化がないというふうに現時点では想定しております。さまざまな国、県の交付税の影響等で数値は変わりますけれども、現時点では極端な数字の変化がないというふうに認識しております。

実質公債費比率につきましても、同様に交付税措置のある有利な起債等の活用に大きな比率の変化はないと予想していますが、交付税措置も7割程度であり、残り3割は自主財源となるため、単年度の償還額及び経常収支比率に注意をして見守っていきたいと思っています。

いずれにしても大型事業でありますので多額の費用を要するため、事業内容、費用の精査は当然していかなければならないと考えております。

それから、広域行政の可能性ということであります。

現在の広域行政でありますけれども、島田市・川根本町の1市1町で構成していた島田市北榛原地区衛生消防組合は、議員御承知のとおり平成20年度から廃止され、現在は衛生業務、消防救急業務とも島田市への業務委託契約を結んでおります。また、本町は島田市・吉田町・川根本町の1市2町で構成する島田榛原地域広域市町村圏協議会に属しております。自主的な事業の終了や近年の合併や社会情勢の変化などに伴う国の要綱廃止などの理由から、この協議会のあり方を再検討しようという議論を進めております。現在、解散も視野に入れ、その後の連携の方策について、首長クラスでも話が進んでおります。もちろんこれは広域での協議会や組合が解消されたからといって、現実的に住民の生活に影響が出るとは考えておりません。これまでどおり、それぞれの業務が行われていくと考えております。

また、この他組合業務として、1市1町で組織する川根地域広域施設組合、5市2町で組織する駿遠学園管理組合があり、それぞれ負担金を支出しているほか、県の後期高齢者医療広域連合のような組織も広域で運営されております。

組合という行政の事務的な形態を持たなくても、広域的に連携して、さまざまな業務を実施していこうという組織は多くあり、平成19年度から開催されている志太榛原中東遠市町の課長クラスで構成されている地域政策会議や、総合計画の中でも大きな課題としてとられている観光や基盤整備、環境問題、茶業の振興などについて広域的な地域の活性化を図るため、

大井川観光連絡会、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会、大井川の清流を守る研究協議会、川根お茶街道などさまざまな協議会や研究会という形で協力・連携が実施されております。

また、首長クラスでは、県が主催し、知事も参加する志太榛原中東遠サミットが開催されており、また先ほど申し上げたように、大井川流域の志太榛原3市2町が連携する組織の検討が首長クラスで行われております。また、業務にあわせて消防、医療、福祉などで連携・協力が行われております。

今後、政権が交代しましたので、少し流動的な部分がありますけれども、現在、道州制等が論議されております。どのような形でそれが県あるいは市町村にありてくるかわかりませんが、そういったことも踏まえて、現在はしっかり川根本町の基盤をつくり、この次のそうした道州制を含めた中に活力をもって参加できる、あるいは一定の力を持って参加できる、そういう時期だというふうにとらえております。そのために、当然、大井川流域を中心に各市町が連携して、先ほど述べたような課題を実施し、それぞれ市町が果たす役割というのを果たしていくことが大事かというふうに考えております。

3番目であります。公の施設に関してであります。

公の施設とは、地方自治法において住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設と定義されており、自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設であります。当町にも公営住宅を初め、児童福祉施設、社会福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業振興施設、集会施設等の公の施設を有し、施設の設置及び管理に関する事項は条例により定められているところであり、その管理にあつては直営のほか、指定管理者によって行われております。

さて、議員から御指摘の公の施設のあり方に関する行政改革推進委員会の答申に対する町の考えであります。経緯を述べますと、前年度、平成20年度に行政改革推進委員会に対し町長の諮問として調査、審議を求めたものです。対象の施設は、資料館やまびこ、文化会館、本川根B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターの6施設で、施設のあり方について諮問いたしました。なお、この6施設を諮問した意図は、直営で管理を行っており、職員を配置し、年間の維持管理費も多額である施設を絞ったものです。既に指定管理者制度を導入した施設については3年間経過し、結果が出た時点で、その後のあり方を改めて判断する考えを持っております。

また、山村開発センターは、直営の施設であります。職員も配置しておらず、維持管理費が6施設と比較して少額であり、庁舎の附属施設、会議室としての利用が多いことから、対象から除きました。

委員会は7回開催され、見直しの視点として、必要性、有効性、効率性の面から討議され、見直しの方向性として廃止、譲渡、存続の方向で協議がなされました。答申はことしの2月20日に片山委員長を初め、行革委員会同席のもと、答申の形で提出されました。提出された

答申の内容は、議員各位に2月の全員協議会で配付したとおりであり、広く町民にも、3月には町のホームページでもお知らせして、広報9月にも全文掲載により周知したところであります。答申に対する町の方針は、答申に沿った形に取り組むことを前提に諮問したものですから、答申を尊重し進めていきたいと考えております。

施設を所管する担当課には、年初当初、このことを指示し、取り組み方針とその工程表を作成し、工程表に沿った事務を進めるよう、あわせて指示したところであります。

最後に、基金に関してであります。基金においてそれぞれの目的で設置された基金が大部分であります。しかしながら、その目的が達成された基金については、実施事業の内容を踏まえた上で、残額については財政調整基金、減債基金への積み立て等が考えられます。また、目的が類似しているものについては、創設の経緯及び基金の効果を踏まえ整理していくことも必要であると考えております。町債の活用については、主に建設事業への活用であります。限られた自主財源の中、重要な財源でありますので、将来負担比率及び経常収支比率を考慮し、事業の緊急性、必要性、効果を踏まえて有利な起債を中心に活用していきたいと考えております。

起債に関しては、償還も進めてまいりましたので、活用の基盤というか、余裕はまだあると考えております。

また、基金についても、その当初基金が成立した状況等も加味しながら、整理あるいは統合、そして存続というような形で分けて考えていきたいと考えております。

以上、大きくわけて3つの点についてお答えをさせていただきました。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 毎回、財政中心の質問をしてきましたので、行政のほうも板谷は何を言いたいかというのがだんだんわかってきたみたいで、そつのない答弁をいただきまして、ありがとうございます。

若干幾つか聞きたいなというところは、まず最初のところでの健全化の判断比率の4指標について。特に、若干悪化ぎみに来ている公債費比率、ここ3年ちょっと上がってきている、悪化してきているんですけども、ここの部分の今後の見込みというか、予想みたいなものがありましたら教えてください。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 公債費比率でありますけれども、シミュレーションの中で、先ほど町長がお答えしたように、今後の24年度までの中では大きな変化はないというふうに見ております。今回示しました11.8がほぼ同様か、若干下回るというところに落ちつくというふうに見ておりますけれども。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） ありがとうございます。ここのところをまず確認しておきたいなと思いました。というのは、公債費で大体、公債費比率が決まるんですけども、ここの部分

のところでは起債は幾つもおたくさんの起債を持っていて、それが償還の時期が来たりとか、それから償還し尽くしたとか、それからまだ利子だけだよというような、幾つかのいろんな要素の中で公債費が決まってくるという中で、ここ3年伸びていた部分のところがこれからどうなるかなという部分のところで、私のほうの認識としても、これからはどちらかというところ若干減ってくるだろうというような感覚なんだけれども、減ってくるというのは、このまま起債を起こさなければ減ってくるということではなくて、ブロードバンドと移動通信のこの部分でかなり大きな町債を起こしても、今、総務課長が言ったような形で、28年か29年ぐらいのところが一番高くなるにしても、これ以上増えるというような形にはなっていないというような認識でいます。そのような認識でよろしいか、もう一回確認したいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私も同じような認識を持っております。今、3年間上がってきましたので、一般的には上がるかというようなお考えの方もあろうかと思っておりますけれども、これは今年度が一応計算上は高どまりして下がっていきます。そしてブロードバンド等が始まると若干上昇みになって、もし計画どおりにブロードバンドとして通信網の整備をやっていけば、20年度後半にまた高くなるというような形ですけれども、やはりこの想定の数値内に入ってくるということでありますので、極端な数字の変化はないというふうに考えております。

ただ、その分母が小さくなったり、分子が大きくなったりということでこのパーセントは変わってきますので、確定的なことは言えませんが、極端な地方財政制度の変革とか、交付税の変化等がなければ、この2つの指標というのは想定の中に入るのではないかと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まさに町長が言われた部分で、結局、標準財政規模の分母の部分の部分が動くか動いてしまう部分があるんですけれども、そのところは大体今の制度のままでという前提の中での議論になると思います。その中で、先ほども町長の答弁の中で、この2つの事業をやっても全体的には実質公債費比率は10%から12%の間ぐらいのところにとまるよと。それから将来負担比率も、去年に比べて今年は半分ぐらいに下がったんですけれども、大体そこら辺のところ、何か大きい事業をやるのになぜこのところが上がらないんだという感覚を持つんですけれども、実際、数字的にはそうならないというところをまず認識しなければならぬと思います。

それを前提として、2年後ぐらいにやるかもしれないと言われているブロードバンドなんですけれども、財政シミュレーションの中に出ている計画は、各家庭のところまでその事業が来るという内容のものではなくて、公共施設を結ぶよぐらいの幹線というんですか、その部分だけをやるというような中で12億程度のものが上がっているんですけれども、ただ、住民の方にその事業をやったことによって、その事業の効果を、恩恵を受けてもらうというふうに考えたときに、それだと中途半端な事業になってしまうのではないかと。もちろん僕は

ブロードバンドをやるのが賛成というわけではないんですけれども、それはしっかりこれから検討していかなければならないんですけれども、ただ、中途半端な事業というのは全くつまらない事業になってしまうのではないかとという点において、やるならば住民の方に恩恵を与えることができる、この事業のすばらしいところというのは、全体の住民の人に公平に行政サービスが行き届くところに意味があると思うもので、インターネットを使える人だけが使うのではなくて、なるべくこの事業で全体の住民の方にわかってもらう、町のこともわかってもらう、またいろんなサービスも受けてもらうという点において、中途半端な事業にすべきではないのではないかと感じているんですけれども、この点について町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員御指摘のとおり、今、我々が研究に着手したブロードバンドというのは、いわゆるラストワンマイルまで入った、1軒1軒まで通信網が行くように、利用できるようなものを想定しております。ここの6億円というのは、大ざっぱなその当時の財政シミュレーション上上げたもので、一たん記載される以上、変えるにも理由が必要でありますし、特にここについてはずっとこれをやっておりますけれども、現時点でこうした、これが極端に大きく倍とか3倍にならないような想定の中で、あるいは同時に、次に考えております防災設備との併用等も兼ね合いながら、総事業費というのを提案していきたいと考えております。

今想定しているのは、各家庭まで入ったものを含めて地域ブロードバンドの整備というのを想定しております。それに関しては、各戸ごとのアンケートとか、単純にインターネット環境の整備ということではなくて、さまざまな暮らしの利便性を向上させる、あるいは安心・安全を向上させる施設として運用していきたいと考えております。それも含めて調査研究、あるいはアンケート等を行っていく予定であります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） ちょっと確認をしたいなと思うのは、今、町長の答弁の中で、この事業12億、これはまさに概算の事業計画なんですけれども、その中では、各家庭まで引き込む、それも入っての事業というような答弁だったんですけれども、財政シミュレーションの中にある説明文では、そこまで入っていない、各公共施設を光ファイバーで結ぶことにより幹線を整備する内容で概算事業費を算出しているというような説明になっているんですけども、どちらでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 家庭までこの情報通信網を整備する前提で整備をしていくということで、ここで言っているように、公共施設を結ぶ光ファイバー網の整備ではございません。将来的仕上がりは、各家庭まで使えるような整備をします。ただ、どこからが家庭の負担で、どこまでが行政の負担かということまでは、まだここではうたっておりません。私も、その

具体的なイメージは持っておりませんが、これが整備されれば、希望されれば、あるいは加入すれば、そうした通信網で入って、各家庭で、あるいは行政サービスが受けられる、あるいは情報提供が受けられると、そういうことを想定しておりますので、例えば集会所に機械があって、そこへ行けば連絡がとれると、そういうものではございません。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 若干細かい話になるんですけども、結局、最後のところでは、家庭までのをすべて整備した中で、例えばNTTがやるとしたら、町の施設をNTTに貸与するというような形で、回線の利用料を取りながらやるという方法と、それから、そうでない、その部分は個人というか、住民が負担するという部分なのかなというところがあって、財政的な感覚でとらえると、町が整備して、そしてNTTならNTTに貸し付けるような形で入ってくる使用料をメンテナンスのほうに回すというふうな形にしたほうが、結局、メンテナンスの部分というのは国や県からの補助金とか助成とかは考えられないもので、ある面においてはメンテナンスをいかに安くするかということも、こういう長い事業の場合は検討が必要ではないかなと。その点も含めて検討していただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員がおっしゃるとおりであります。やはりこういったものは初期投資には合併特例債等の有利な起債が起こせませんから、ある程度の町の負担というのが軽減されますけれども、その後の維持管理についてはさまざまな地域で負担していかなければなりませんので、それも考えて、現在は、さきの議会で議決されたように、その調査というか、計画づくりをしておりますけれども、その中には公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、さまざまな運営方法も検討材料の中に入って、それを裏づけるアンケート等も行いながら、あるいは行政としての活用方法も加味しながら運営方法を考えていきたいと思いますが、いずれしる中長期的に見て運営費がより低額であり、また住民に対してもその負担が少ない、そういったものの接点を探していきたいと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 次に、公の施設の答申に対する町の考え方というところで2点ほど確認の意味で聞きたいというのは、資料館と音戯の郷が答申の中では指定管理というような提案がなされていると。それに対して町のほうとしては、この2つの施設についてどのように検討されているのか伺いたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 指定管理にして、それで今までの課題が解決されるかということ、なかなかそうはいかないというふうに思っております。もちろん町がずっと職員を配置してということもなかなか難しい状態でありまして、また臨時の方をお願いする手法も中長期的にはなかなか難しくなりますので、そうした場合、内容の変更も指摘されて、内容の充実も委員会で指摘されておりますので、その調査検討を今やっております。したがって、例えば今年

度中に指定管理に移行するというだけでなく、こうした運営内容というのを町として一つのプランを描きながら、こうしたものに対して手を挙げてくれる管理主体を探していくというような手順を取っていきたいというふうに考えております。工程表でそれぞれ示されており、また工程表にも温度差がありますけれども、それを指示しながら、単なる指定管理ではなくして、一定の形をつけた上で指定管理に移行するというような形をとっていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） このところで公の施設を取り上げたのは、全体的な財政を考えたときに、先ほど町長の話もあったんですけども、健全化法はある程度ハードルはかなり余裕でクリアしているんですけども、経常収支比率が我が町では高いという、ずっと持病のようなものがあるんですけども、さらに細かく言うと、どこの部分を改善できるかなという話の中で、本当に我が町の人件費は突出して高いのか、それから物件費も高いのか、低いのか、こちら辺の部分をもう一回検討してみたいなと思っていました。そうした中で、平成19年、それから20年度、今年も決算がもう終わったんですけども、そのところで見ると、人件費が占める経常収支比率はそんなに高いのかなという部分のところでは、平成19年度のときは人件費13億6,300万円ぐらいで、経常収支比率が32.9%、これは類似団体の平均が26.7%ですのでかなり高いという感じになっています。

それでは、平成20年度はどうかなといったときは、平成20年度の人件費は12億4,900万で、経常収支比率で28.6%、これは平成20年度の類似団体というのは資料がなかったので、平成19年度、去年のを使わせてもらおうと、類似団体での平均が26.7%、それから我が町での経常収支比率が人件費が28.6%、かなりの部分改善されてきているという中でとらえると、本当に今まで町長と議論してきたように、何が何でも職員の数を減らすだよということとはちょっと考え方を考えてもいいんじゃないかなと。何ととっても行政サービスのことを考えたら、職員は減らないほうがいいに決まっていることですので、減らさなくてもよければ減らさないで、それで行政サービスにいそしんでもらおうというふうに考えたとき、28.6%という人件費の経常収支比率が本当にこれからも、町長が130人台まで何が何でも減らすんだというふうに考えていることとちょっと考え方が違ってきてもいいんじゃないかなというふうな気がするんですけども、お考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の想定でいきますと、新規採用は毎年1人という想定でいきますと、今一つの目標となっている130人というのが平成26年度であります。平成26年度の、先ほどの議員が12億と言った金額に相對するものは、平成26年度では10億程度に下がると予想されております。平成20年度と比較して31人の減であります。

そうしたことを考えれば、確かに現状でも職員が四苦八苦しなながら業務をこなしているということでもありますので、相当厳しい状況になるというのは想定できましたけれども、一つ

の一定業務として何が何でもという議論も片方ではあるというふうに私は思っております。ただし、この28%という数字についても、現在、さまざまな意味で地方交付税に関しては、言い方は失礼ですけれども、バブルの状態に、国の情勢を見れば、多く来ているという状況であります。これで民主党政権が本格的に地域づくりを始めて、この地方政策をどうするかという部分がありますけれども、ここ2年ぐらいの状態が今後続くとは想定は私はしておりません。そうした場合には、通常の平成13年、14年ぐらいのベースに交付税が戻っていくと、やはり厳しいけれども130人体制まで持っていかないと、投資に回す資金がないのではないかというふうに私は思っております。

それで、どういうふうに職員を配置して職員に仕事を分散していくか、役割というか、仕事を分けていくかということを考えるために、前から言っているように、行政評価というのをやりながら資源の再配分を今後の4年間でやっていきたいというふうに考えております。なった場合です、なったらやっていきたいと考えております。

したがって、正直申し上げて、平成17年、私が町長になったときには、何が何でも130に持っていかなければこの組織体が維持できない。それこそが住民サービスの低下につながるという思いで、強い思いで今までやってきましたし、削減もしてきたつもりであります。これはもう痛みがわかることは承知でしたし、去年100あったものが今年80になれば、やっぱり影響があることは承知していたけれども、役場自体が体力がなくなればしょうがないということで、やらせていただきました。しかし、こういう現状の交付税に代表される状況、地方財政の状況、そして新たな民主党政権がどのような地方政策を打っているかということをも十分踏まえながら、議員おっしゃったように、何が何でも130人体制ということについては一定の判断を保留しながら、方向としてはいきますけれども、状況をしっかり見守りながら一定の線で可能ということが推察できれば、新たな住民サービス維持のための定員管理計画というのをも策定する必要があるのではないかというふうに考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 私も、運よくまた出てきたら、この点についてはまた議論をしたいと思えます。そういう問題意識がきょうの議論の中で持っていたということは、すごくうれしいなと、そんなふうに思います。

それから、もう1点の部分が物件費の部分です。物件費の部分については、結論から言うと、やはりこの部分というのはちょっとメスを入れないとだめだよという部分という気がします。そうしてなぜ物件費が高いのかという、また他の団体と比べても高いと。同じような比較の仕方をさせてもらおうと、経常収支比率が物件費が13.3%あるんですけれども、類似団体の平均が10%ちょっとということになると、3%、かなり高い金額だなと。1%は大体4,000万くらいとすると1億2,000万ぐらい高いのかなというような数字です。それでは、どうしたら物件費を減らせるかなという部分においては、かなりの部分絞って、それから昼間の電気をつけるのは我慢したりみたいな形で現在もやっています。そうした中で、なかなか



そこの部分を減らすのは厳しいかなと思う中で、結局、物件費というのは内容で言うと需用費であったり、委託料であったり、それから備品であったり、役務費であったりと。それからパソコンなんかを使う使用料であったりということになってくるもので、ここの部分で、やはり決定的にかかっているというのは、余りにも町の施設が多いという部分があって、できれば公の施設もそういった中で、ある程度必要最小限に整理していつてもらいたいと思うんですけども。

それともう一つは、できたばかりで悪いんですけども、やはり2つの役場を持っているというのは、これから決定的にこの物件費の部分、厳しくなってくるのではないかなと。需用費も倍かかるし、それから電気代もかかるし、委託料もかかるし、使用料もかかるというような中で、何とかここのできた支所をやめようというわけではないんですけども、ここの2つの役所をいかに効率よく、お金がかからないようなやり方をしていかないと、どんなに努力してもここの部分の経費が減らないと。ここの部分が経費が減らないということは経常収支比率が改善されないというような認識を持つんですけども、この点について町長のお考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 物件費に関して施設が多いということに関しては、それぞれ時代の要請を受けて、あるいは住民の希望を受けてできた施設でありますので、その当時の設立、あるいは存在意義はあったというふうに思っておりますが、現時点で常に精査をしていく必要があるだろうと思います。

また、同じ建物があったとしても、通常管理費等についても、やはり相当見直しをしていかなければならぬだろうというふうに思っております。現時点での状況と将来を見据えた状況、両方を加味しながら、常に経費の削減等に関しては努めていきたいと考えております。

もちろんその中には行政改革委員会の諮問とか、そういうさまざまな手続を受けて存続、あるいは譲渡あるいは廃止という、そういった選択肢も当然将来的には出てくる可能性があるというふうに思っております。

総合支所に関して、私はこれは合併をしたことによって、より広域になったので、2つの役場というよりも、2つ合わせて1つの役場というふうに考えておりますので、必要な組織だ、逆に議論をして、最低限必要な役場というのは、総合支所をつくったというふうに考えております。ただ、これは本庁も合わせてですけども、経常経費の節減、無駄がないようにしていくことは言うまでもないと思っております。

他の例を見ましても、今回の平成の合併でなくても、旧の昭和の合併でも支所機能をずっと維持して一体化を図った地域も数多くございますので、そういう意味では、私は必要な拠点であるというふうに考えております。

しかし、これは常にどの施設も見直しというか、注意深くその経費を見て、不必要な部分は改善していくことは必要かと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 経常収支比率の部分が改善が必要だという部分は、まさに町長が言ったように、財政の柔軟性という部分においてどうしても進めなければならない。ただ、平成19年度と平成20年度を比べるとかなり経済収支比率が改善されていると。97から91ぐらいまでいっていると。これは、その前に町長の話もあったように、分母の部分のちょっと変わった部分もあって、その影響もあるんですけども、それでも全体が財政が大きくなったのは、その分経常収支比率が下がることは、まさにいいことなもので。

最後に、考えてもらいたいと思うのは、町の財政運営をやっていく中で、どうしても削らなければならない必要性があるという中で、例えば物件費を削るとか、例えば人件費を削るというような選択になったときに、やはり私の希望としては、人件費は守っても物件費のほうを削ってもらいたい。結局、それは何といても住民のほうから見てみたら、サービスを提供してくれるのは施設ではなくて、やはり職員、人なので、そういう点においても、そこら辺のところの選択を迫られたときはそのような考え方で検討していただきたい。最後をお願いとして言います。もし答弁がいただけるなら、これを最後にしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 人件費というか、職員の配置については、やはり行政サービスとのバランスをとりながらしっかりと考えて、注意深く、今後の全体の状況の中を見守っていききたい。

1点、私が住民の協力を得ていかなければならないのかなと思うのは、例えば今までは50人単位のそういった健診等でも来ていただいたけれども、それを交通の利便性を確保した上で150人の会場に集約してもらおうとか、そういったいろいろな全体の状況の中で役場職員の負担というのを減らしながら、新たな需要に人材を投入していく、そういった改善・改良の余地がまだあると私は考えております。それをやった上で、もうこれ以上やると大きな影響が出てくるよというときに、何が何でもお金がなくなったから、一番効果の出やすい、あるいは直接的な影響が出にくいとか、後からじわじわ効いてきますけれども、出にくい人件費で形を整えるという方針は、持つつもりはありません。それは、やはり自分も役場をやってみて、役場の職員が一定の数が出て、住民の期待にこたえていくのは必要なことと思っておりますので、そこに安易に人件費削減だけで帳尻を合わせようという姿勢は持ってきたつもりもないし、今後もそういう立場なら、そういう姿勢はとるつもりはございません。

議長（森 照信君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第2 認定第1号 平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（森 照信君） 日程第2、認定第1号、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、杉本道生君。

決算特別委員長（杉本道生君） 平成20年度川根本町会計決算特別委員会委員長報告をいたします。

それでは、本定例会において平成20年度川根本町会計決算認定について決算特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77号の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

9月2日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領等について協議を行い、その後、財政シミュレーション、健全化判断比率及び総括説明を受けました。

審査は9月3日、4日、7日、8日と4日間にわたり実施をいたしました。

3日から平成20年度一般会計及び特別会計7件の決算審査についてそれぞれの所管課長、局長等の説明を受け審議を行ってきました。また、10日には現地調査を実施し、水川地区急傾斜地対策事業地、元桜保育園跡地駐車場、山岳図書館、大間川林道引湯管災害復旧工事現地を視察いたしました。

視察終了後、午後1時15分から認定第1号から認定第8号までの委員会採決を行いました。採決の結果、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

認定第1号、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第4号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第6号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第8号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の経過状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきですが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

一般会計、総務課。

歳出2款1項1目、一般管理費の10節、町長交際費79万3,000円についての質問があり、香典、祝儀や公務出張時や公式な来客者への手土産代などであるとの説明があった。

2款1項3目、財産管理費、「ことしの仕事」の印刷費55万4,000円について、1冊当たり170円であるとの説明があった。単価は安いですが、批判は多い。もっと早く出してほしい。要覧に主な仕事をつけてほしい。前年の比較もないなど内容の精査をするよう意見があった。

国道362号線の小井平 - 崎平間は今年度、土木事務所で交通整理を出すようになった。青部 - 崎平間は一方通行ができるように土木事務所へ要望を出していくとの説明があった。

2款1項9目、庁舎管理費、光熱水費は前年より90万円ほど増額となっているので、もっと調べてみればどうかとの意見があり、電気料については毎月課長会議で使用状況を確認して節減に努めているとの説明があった。

2款1項10目、総合支所管理費、島田信用金庫の千頭支店が来年2月に撤退方針を決めたが、地元商工会から陳情が出された。なくなるとお年寄りが困ってしまうので、週一、二回

出張してくれるなど検討が必要ではないのかとの意見があった。

2款1項11目、山村開発センター等管理費、耐震診断はしているのかとの質問に、昭和58年の建設で当時の耐震設計で建ててあるとの説明があった。

2款5項3目、農業委員会委員選挙費、改選の年だが、無投票のため執行率は少ないとの説明があった。

9款1項2目、非常備総務費、19節、消防団運営交付金の当初予算43万3,000円の支出がないことについて質問があり、当初1人1,000円の手当を計上したが、出勤手当を出していることで重複するとの理由で取りやめたとの説明があった。

次に、税務課。

歳出2款3項2目、賦課徴収費、静岡地方滞納整理機構の効果についての質問があり、財産調査を行ったことで過払い分が戻ってきた。不納欠損したこと、滞納整理機構で徴収できなかった移行分は町に戻ってきて、差し押さえ財産の発見できないものについては不納欠損処分を行った。

歳入1款1項1目、個人町民税、督促状を送っても、町外で届かないなど5年の時効が成立している分については不納欠損処分を行った。3件、114万1,807円であるとの説明があった。

建設課。

歳出6款2項6目、治山費、15節、工事請負費1,117万2,000円の箇所はどこかの質問に、三ツ間戸地区で、わき水による土砂流出防止のため谷どめの堰堤を入れたとの説明があった。

8款3項2目、河川維持費、13節、排水機上保守点検委託料について、桑の山、千頭、田代の3カ所分で、本川根地域は町営、中川根地域は県営である。点検には立ち会わないが、業者が実際に水を溜めて行い、写真などの資料が届くとの説明があった。

8款4項1目、町営住宅等管理費、野志本住宅、中津川住宅は廃止の計画で、空いても入れない。入居者に他の住宅へ移ってもらうよう話をしているが、家賃が高くなる。慣れたところにいたい等、動いてもらえないとの説明があった。

次に、商工観光課。

歳出7款1項2目、商工振興費、プレミアム商品券の繰越明許についての質問があり、8月31日現在で93.11%、3億3,351万500円が回収された。商店での使用期限は9月30日で、商店が商工会で換金する期限は10月30日であるとの説明があった。

7款1項4目、音戯の郷運営費、音の彫刻コンクール委託料183万3,300円の内訳について質問があり、企画運営費90万、審査員に80万、その他諸経費、通信費などで、作品募集等のチラシ代は含まれていないとの説明があった。

7款1項6目、ウッドハウスおろくぼ運営費、車両を購入したが、車検などの維持管理費はどこが持つのかの質問に、初回だけは町で、以降は指定管理者が全額持つとの回答があった。

議会事務局。

歳出1款1項1目、議会費、11節、修繕費について質問があり、録音用カセットデッキの修繕である。臨時会、川根地区広域施設組合議会の会議録は事務局でテープを起こして作成しているとの回答があった。

出納室。

歳出2款1項4目、会計管理費、資金管理運営委員会のメンバーについての質問があり、委員長、佐藤公敏氏、副委員長、高畑欽司氏、委員、風間隆氏、小藪侃一郎氏、山下忠之氏の計5人で、金融関係に精通している方をお願いしているとの回答があった。

企画課。

歳出2款2項1目、企画総務費、女性の会は今年で終わるのかとの質問に、今年一杯は本部はあるとの回答があった。

2款2項5目、企画環境費、19節、地域緑化事業費補助金20万円の支出がないことについて、当事業は花壇の新設への補助であり、区・花の会などに年度当初PRしたが、要望がなかったの説明があった。

2款2項9目、定額給付金事業費、定額給付金事業費、定額給付金の給付実績は、平成21年8月現在99.5%で、県下第1位、1億4,271万2,000円のうち1億4,201万2,000円給付を済ませたとの説明があった。

生涯学習課。

歳出10款4項1目、社会教育総務費、19節、川根本町文化協会補助金について230万円がどう変わったかとの質問があり、平成21年度分からは事業費に対しての補助率3分の2以内とした。200万円を限度としているとの説明があった。

10款4項4目、資料館運営費、光熱水費136万円が161万4,000円に上がっていることについて質問があり、契約容量で基本契約を定めるためには、その施設が一番上がったときを基準にするが、30分以上通常の契約容量より多く使用したことがあり、毎月5万円増えた。これは業者の不慣れによる点検ミスが原因の可能性が大きい。これを解除するためにはデマンド方式の機械を設定し、21年5月からは電気料が安くなるようにしたとの説明があった。

10款5項2目、海洋センター運営費、生涯学習課は、各施設の利用実績や収入など詳しい資料が出され、わかりやすく審査しやすかったとの意見があった。

教育総務課。

歳出10款2項1目、学校管理費（小学校）、15節、工事請負費の繰越明許費について、中央小プールの塗装工事は夏休み前に終了しているかとの質問があり、夏休み前に完了し、授業にも使用したとの回答があった。

10款3項1目、学校管理費、13節、セコムへの防犯管理委託料について、本川根中、中川根中の金額の違いについての質問があり、契約の時期が違い、本川根中は後から契約したため、少し高額になっているとの説明があった。

続いて、産業課です。

歳出 6 款 1 項 4 目、農村地域農政総合推進事業費、担い手育成総合支援協議会委員報酬について、2 回開催したが、農業委員会と同日開催のため 3 万 9,000 円の委員報酬となるとの説明があった。

6 款 2 項 2 目、林業振興費、クマの出没が多く、ミツバチの巣や柿の実への被害が出ているとの意見があり、国有林では 2 頭獲る許可が出ているとの説明があった。

森づくり県民税、年 8 億円は町にどういう形で来ているのかとの質問に、もりの力再生事業でエリアを決めて対象事業に対して交付されるとの説明があった。

続いて、生活健康課。

歳出 3 款 1 項 5 目、国民年金事務費、617 万 3,000 円のうち 568 万 7,000 円は、職員 1 人の人件費で、国より事務委託料で 216 万 3,000 円が入るほかは一般財源であるとの説明があった。

次に、4 款 2 項 1 目、塵芥処理費、アルミ缶・牛乳パックはどこで集めているかとの質問があり、旧中では学校で集め、旧本では集積所へ出しているとの説明があった。

4 款 1 項 3 目、予防費、20 節、高齢者インフルエンザ予防接種費扶助、720 万 4,000 円は、1,500 円の本人負担を超えた分の 2,387 人分で、全額一般財源だが、交付税措置になっている。接種率は 65 歳以上の 67% であるとの説明があった。

4 款 1 項 4 目、健康増進費、8 節報償費の健康まつり記念品 6 万 5,000 円はどのようなものかとの質問があり、体力測定などに参加した人へちょっとしたものをやっているとの答えに対し、もっと配るものに工夫が必要との意見が出された。

次に、福祉課。

歳出 3 款 1 項 3 目、老人福祉費、13 節、在宅介護支援センター委託料 1,389 万 1,000 円はどこにあるのかとの質問に、社協に中川根・本川根の 2 カ所とあかいしの郷だが、21 年度は中川根社協の在介を役場の包括支援センター内に置き、22 年度からは委託をやめて町直営にする方針であるとの説明があった。

3 款 1 項 7 目、老人医療費、後期高齢者医療へ以降したため、老人保健特会へ繰出金が 1 億 1,683 万 1,000 円から 1,006 万 7,000 円に 10 分の 1 に下がったとの説明があった。

3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費、19 節、駿遠学園管理組合分担金 678 万 4,000 円の積算根拠についての質問があり、人口割 70%、均等割 30%、借入金が 100 万円ずつ減っている。利用は 18 歳以下が 2 名、18 歳以上が 3 名の計 5 名との説明があった。

3 款 2 項 3 目、子育て支援対策費、子育て支援センターの機能を充実させる必要があるとの意見があり、今後対応したいとの答えがあった。8 月 23 日に子供に関する行事を文化会館でさゆり幼稚園の先生の講師でやったが、保育園の親子はほとんどみえていなかった。日曜日でもあり、お知らせがされていなかったのではないかと質問があったが、各保育園にチラシを配って呼びかけていたとのことであった。

次に、特別会計です。

#### 簡易水道事業。

歳入 2 款 1 項 1 目、給水使用料、滞納についての質問に、61人の未納者があり、8月末で919万7,000円の未納額である。最高額は320万円で、現年度分の未納はない。水道料は税ではないので滞納整理機構への移行はできない。過去、悪質な未納者1名に給水をとめたことがあるが、一部支払いがあったので給水を再開した。10万円以上の未納者は12人いるとの説明があった。

#### 温泉事業。

歳入 1 款 1 項 1 目、温泉使用料、加入旅館数についての質問があり、17件であるとの回答があった。月当たり1口6,500円で、寸又峡40口12件、接岨11口5件、千頭10口3件で、使用料が減っているのは口数の減によるものであるとの説明があった。

歳出 1 款 1 項 1 目、維持修繕費、工事請負費の補正については、消防の指導で温泉のガス発生調査を行い、フェンスの張り直しを指摘され、実施したとの説明があった。

#### 国民健康保険。

歳出 1 款 1 項 2 目、連合会負担金、連合会負担金50万7,000円について財源が一般財源になっているが、事務費なのだから医療のため税を使わず一般会計から繰り入れるべきではないかとの質問があり、国が示している一般会計繰り入れの対象にはなっていないとの説明があった。

2 款 4 項 4 目、出産育児諸費、213万円は35万円の5人分と38万円の1人分で、一般会計繰入142万円と一般財源71万円が財源であるとの説明があった。この額で出産費用が足りるのかとの質問に、21年度に3件の出産があり、この方々の費用は48万6,000円、49万4,000円、38万5,000円だったとの報告がありました。

5 款 1 項 1 目、老人保健医療費拠出金、19節医療費拠出金1,428万2,000円について、当初予算で1,274万3,000円計上したが、1,428万2,000円の請求があり、154万円を補正で増額したとの説明があった。

歳入、国民健康保険税の一般被保険者で293万6,000円の不納欠損額についての質問があり、5年の時効が成立した2世帯分である。不納欠損処理を受けたことで資格証明書になるなどのペナルティーは受けることはないとの説明があった。

11款 3 項 6 目雑入。雑入の9万798円は何かとの質問に、20年4月から70歳以上の自己負担割合が1割から2割に上がるはずだったが、1割に据え置かれたため補装具等、直接町へ被保険者が申請してきた際の国負担分を請求したとの説明があった。

#### いやしの里診療所。

歳入 1 款診療収入、診療収入や患者数についての質問があり、19年度1,353万9,000円で、1日平均16.08人、20年度は3,157万4,000円で24.7人、21年の1日平均は26.85人で増えているため、1日平均30人あればとんとんととの説明があった。

#### 老人保健特別会計。



歳出 1 款 1 項 1 目、医療給付費、老人保健対象者が後期高齢者医療制度に移行したため、医療費の決算額が12億2,623万6,000円から 1 億1,842万3,000円に約10分の 1 に大幅減少したとの説明があった。

次に、後期高齢者医療。

歳入ですが、1 款 1 項 2 目、普通徴収保険料、普通徴収保険料の予算減額が847万円なのに調定額が1,837万3,000円になっているのはなぜかとの質問があり、年度途中に制度改正で軽減措置の拡大が行われ、保険料が変更したことから特別徴収ができなくなり、普通徴収に切りかわった件数が多かったためとの説明があった。

次に、介護保険。

歳出 2 款 5 項 1 目、特定入所者介護サービス等費、特定入所者等は何かとの質問に、特定は住民税の世帯非課税者で、食費、居住費等の補足給費がされるとの説明があった。

続いて歳入です。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料、平成21年 3 月末現在、被保険者のうち特別徴収者が3,353人、普通徴収が227人、滞納者44人で、滞納繰越額は248万6,000円、年度内に 5 人分、11万8,000円の不納欠損処理を行い、過年度滞納分が40人、189万6,000円、現年度滞納分は26人、59万1,000円である。平成20年度新規被保険者は普通徴収38人、特別徴収103人の計141人である。

以上、幾つか抜粋して報告をいたしました。

終わりに、毎年度、増加累積されている滞納繰越分の町税は、滞納整理機構を以前にも増して活用するとともに、使用料等の分納について滞納繰越分と現年分の収納とあわせ、さらなる努力を要望いたします。また、国の政権交代による政策動向を見ながら町財政の将来を見きわめ、国、県の補助金及び町債等有利な財源の確保に努力され、町民への行政サービスが低下することのないよう対応をお願いするとともに、今後の予算編成執行に当たっていただきますようお願いいたします。

決算特別委員会審査に当たり、関係各部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を進行することができました。関係課長のご配慮に心より感謝いたします。

また、委員の皆様からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、無事決算特別委員会の審査を終了することができました。重ねてお礼を申します。

これで平成20年度川根本町会計決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

おかげさまで長時間にわたって審査を行っていただきましてありがとうございます。忙しい時期ではありますが、読み残した部分はお帰りになってしっかり読んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（森 照信君） これで、決算特別委員会委員長報告を終わります。

これから、認定第 1 号、「平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定」について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場で討論を行います。

と申しまして、当然のことながら決算のすべてがだめだということではありません。20年度一般会計決算は59億余の収入に対し56億円弱の支出で3億円余も支出削減になっていますが、この支出の大半が赤ちゃんからお年寄りまで、農家や林業家から町内企業や自営業者まで、町民の健康や福祉、暮らしや営業を守るために支出されており、また町民の安全・安心の確保や教育の充実など町民にとってなくてはならない支出であることは、言うまでもないことです。

そして、その一つ一つの取り組みの陰には、職員の皆さんの昼夜を分かたぬ御苦労や献身的な汗に支えられていることも、いろいろな相談に真剣に乗っていただく中で十分感じて取られ、心から感謝申し上げるものです。

それなのになぜ反対するのかと思われるでしょうが、決算は既に使われたもので、後戻りすることができるものでもありませんが、大きな企業もなく、低迷する農林業の中で公共事業も激減し、年金暮らしの高齢者が多くて、所得水準も低い当町では、行政に課せられた町民を守る課題は待ったなしの切実のものが多いはずです。その意味でも、町の基本的な事業を行うのに収入の足りない分が交付される地方交付税に支えられている当町では、本当に住民に必要な事業が行われているか、厳しい審査を行うことが議員の使命と考えるからです。事前に出された説明書類は、以前よりは随分充実し、手にとるようにわかりやすいところが多くなりましたが、課によっては決算書と同じ程度のことしか書かれていないところもまだあり、また、審査当日に資料が出されても、ほとんど説明もないものもあるなど、行政側だけの責任ではなく、議会の側も相変わらずの短い会期や開会翌日からの連続審査など、せっかくの資料も十分に調べることができない日程は、今後改善が必要なことは言うまでもありません。

合併して4年目を迎え、町長も議員も任期切れが目前に迫る最後の定例議会ですが、一番問われることは、合併してどれだけ地域や住民を守れたか。合併前より暮らしやすくなったかということではないでしょうか。一つ一つのことでは多少の肯定はあっても、全体で見ればよいことが増えて我慢できると言われれば大成功です。合併後のすり合わせでは、在宅介護手当が、中川根の5,000円と本川根の7,500円で高いほうに合わせられ、旧中川根の通院費補助も全町的な制度として残されたなどのものもありますが、ほとんどのものが中間で合わせて、どちらかが負担増になっています。特に小回りのきく身近な福祉に取り組んでいた旧本川根町民からは「合併しないほうがよかった」との不満や批判が渦巻いています。

中でも、旧中川根町民には寝耳に水のすり合わせが地区集会所の管理、修繕費の地区負担です。合併前は、旧中川根町では地域の活力や防災の拠点として地区負担なしで町が全地区の集会所を整備し、町有財産として町が管理していましたが、旧本川根町で地区が町の補助を受けて、地区の財産として建設し、管理、修繕などを行っていたことで、建て替えや大規

模修理では1世帯数万円から、多いときには十数万円もの負担となって住民を苦しめていたと聞いています。負担がゼロの中川根と一緒にできれば楽になると期待の声を聞いていました。それなのに本川根町民の期待はみごとに破られ、中川根町民には予想もしていなかった負担増が押しつけられました。

20年度決算でも、瀬平が大規模修繕で3分の1の161万円の地元負担が、ほかには小規模修繕の2分の1の地元負担で、藤川で17万3,000円、田野口で32万8,000円、上長尾で16万円が収納されていますが、第2住民税ともいえる強制負担をこのままにしておくわけにはいかないと考えます。収益を上げるのが目的の企業には、もりの国でも、ウッドハウスおろくぼでも500万円もの指定管理料を町民の貴重な財源から支出し、施設の修繕や車も買い与えるなど大サービスをしながら、そこで働く人は低賃金で、雇用の確保とも言えない状況で、かつての両町の失政のしりぬぐいがされながら、町民には地区活動の拠点施設である集会所の管理費や修繕費を負担させるなど、町民福祉の向上を本旨とする地方自治体にあってはならないことではないでしょうか。

その中で、私は、合併当初から住民を励まし、元気づけるためにも、近隣よりおこなっている子供の医療費補助を引き上げて、放課後学童クラブも早急に実施することや、若者定住で子供が増えている地名の保育園を再開すること、北部地域の住民の足の確保をすることなどを要求してきましたが、合併3年目の20年度後半ようやく北部地域の外出支援サービスや学童保育の試行運営が始まりましたが、子供の医療費補助の拡充は、町民の合意がない、負担と受益の公平、継続的な財政の見通しがいいなどの答弁が繰り返され、ようやく12月議会で21年度から引き上げが示されました。これは当初予算で3年連続で1,236万円も計上されながら、国が子供の医療費負担を3割から2割に引き下げる対象年齢を年々引き上げているため、18年度が960万円、19年度は736万円、20年度は484万円の支出にしかなくなっていません。その証拠に、県の補助はちゃんと当初から国の引き上げを予測して減らしていることも指摘してきたことです。せめて、今不安が広がっている新型インフルエンザや通常のインフルエンザ予防接種に子供へも補助を創設して感染を防ぎ、お金がなくて受けられないというようなことがないようにすべきだと思います。妊婦検診の補助を全国でも画期的な14回すべての補助を行うことは多めに評価できますが、生まれた子供の子育て支援に力を入れない町では産みたい気持ちにならないという若い人の声に真剣に耳を傾けるべきです。

昨年秋からアメリカの金融不況に端を発した100年に一度と言われる大不況で、当町でも自動車関連産業の仕事がなくなり、自宅待機や解雇が続出し、それに伴い町内の商店や事業所の売り上げも落ち込むなど、当町でも深刻な影響を受けました。それを受けて、総額4億近い国の地域活性化交付金や定額給付金が交付されましたが、それに伴って発行した町が2割をつけたプレミアム商品券は、総額が少な過ぎてすぐに売り切れ、高齢者や子育て世帯など一番必要な人たちへ行き渡ったのか、4億円近い交付金がどれだけ町内の景気を底上げしたのか、町民を守る根本的対策になったかなどは甚だ疑問と言わざるを得ません。

また、商工会より要望があった融資への町の補助拡大にも何の手だても打たれていないなど、余りにもものんき過ぎるのではないのでしょうか。4款2項1目で衛生消防組合の解散による施設の島田市への譲渡で、一般廃棄物処理が委託料になり、可燃ごみは前年度より約50t減っているのに、処理費は5,300万円から5,952万6,000円に約700万円も増え、当初予算額と全く変わっていないのを見ても、年度当初の委託料交渉が重要であることを示しています。これも過去に行政がとった失政による過大な処理経費としか言いようのないものです。

町営バス料金を100円から200円に値上げした途端、利用者が半減したことや、町の対応の失敗で医師とトラブルをこじらせ宿泊施設としてしか使われなくなって久しい徳山診療所、1億円以上もかけてたれ流し続けている温泉スタンドなど、行政が本気になって町民のための使い方を考えれば、少ないお金で町民を喜ばせる利用法があるはずで、当初予算の反対討論でも指摘したことです。赤字の観光施設への惜しげない庭園管理費や清掃委託費などのつぎ込み、町民などほとんど行かない山奥の林道開設の負担金、国、県言いなりの住基ネットや、毎年2,000万円もつぎ込む地籍調査費や、買う義務もない官行造林も、この年も国言いなりに300万円もの持分買い取りをしています。

また、後期高齢者医療制度や障害者自立支援制度など医療や介護の現場からも廃止や見直しの声がいまだにおさまらない、弱者に冷たい差別や負担増などを押しつける制度ですが、国がこの間次々と打ち出した負担増やサービス抑制に対して町長はどのような方針、考えて臨まれたでしょうか。町長は私の質問に、持続・継続的な制度改正とか、負担と受益の公平などと答えられ、世間の怒りを無視して自民党一辺倒の姿勢を示されたのではありませんか。

昨年の参議院選挙以来、弱者切り捨ての国の政治へ国民の多くが激しい怒りの声を上げ、国の中樞が音を立てて崩れようとしている激動のときに、町長の自民党一辺倒の姿勢は、町を代表する者として大いに反省すべきです。

存亡の危機で大揺れに揺れている女性の会の補助金を活動への補助に切りかえたとの理由で80万円から70万円に減らしましたが、存続を願う会員の苦悩をどれくらい聞き、支援の手を差し伸べたのでしょうか。当初予算でお手盛りと指摘した職員の海外研修や退職職員への記念品も支出されています。町民の平均収入の3倍近い報酬や、350万円の期末手当、4年ごとに一千数百万円が支払われる高額な退職金など、議員の目から見れば過大なお手盛りとしか思えない町長の待遇を当然の対価と思われるのであれば、町民に財政が苦しい、大変だと言われる前に、もっと厳しい目で真の無駄を見つけ、9,000人近い町民を1人残らず命がけで守り通す姿勢こそ示すべきではないのでしょうか。賢く勇気ある町長、弱い立場の人たちにこの上なく優しく、温かい光を与える町長、そんな町長を町民は望んでいます。

日本一の子育て支援策で子供も若者も人口も増やしている自治体や、住民と力を合わせて新しい産業を起こして成功している自治体、町のごみや間伐材、雑草など循環型農業を取り組む自治体も珍しくありません。小さな町でむやみに職員を異動させるのではなく、専門家を育てることも必要です。2期目のリーダーとなられる方が真に、小さくても輝くまちづくり

を取り組む市町村に倣って、近隣でどこよりも子育てしやすい町、年をとってもだれもが安心暮らせるまちづくりに基点を置き、若い人の職場を増やし、住民負担の軽減策を取り組み、本気で町民を守る姿勢で町政に当たられることを強く望みます。

最後に、議会事務局職員のお2人には、多忙な職務の中で委員長報告の作成に当たり、私の下手な字や不正確なメモに何の文句も言わずに根気よく読み起こしてパソコンに打ち込んでいただき、一つ一つ担当職員に確認をとられていただくなど、並々ならぬご協力を賜りましたことに対して、言葉では言いあらわすことができない感謝の思いを述べさせていただき、4日間にわたる委員会審査での記録が今後の行政と議会のよりよい運営に生かされることを心から期待いたしまして、平成20年度一般会計決算認定の反対討論を終わります。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

ただいまの反対討論がございましたけれども、私は、認定第1号、20年度一般会計決算について賛成の立場から討論いたします。

鈴木議員は予算においても反対の立場でありましたので、決算についても反対されるのは無理もないことではありますが、この決算は20年度の予算をやった決算であると思います。その中でも幾つか上げられておりましたけれども、集会所の地区負担とか、それについても公平な、平等な経費の負担を、これは建設の違いによるものでありますけれども、そういったものをもって生かせるもの、また指定管理等についても、いかに町の出費を抑えるかにかかっていることで、今後精査は必要ではありますが、そういった面も含まれております。

また、先ほど乳幼児医療等ありますけれども、21年度から中学校まで対象を拡充をされましたけれども、20年度においては、この乳幼児医療のみにとらわれず、先ほど言われた妊婦検診の14回まで補助するなど、子育て支援のさまざまな形のサービスを町に合った仕組みを中心にやってきたものと思われま。また、補助金等についても、単なる補助ではなく、その事業に合った実績に伴う補助体制となったことであると思います。

このように、20年度決算は予算に沿った事業完遂と経費節減を評価するものであり、賛成するものであります。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、「平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、認定第1号、「平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第2号、「平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。原案に反対の立場で討論します。

平成20年度の国保税算定方法は、昨年の6月議会で、4月1日から始まった後期高齢者医療制度に合わせて専決で税条例の改正が行われ、今までの医療分に後期高齢者医療支援分が加わり、介護納付金分と合わせて3本立ての課税方式になりました。この条例改正の専決処分に私は反対しましたが、ほかの議員の皆さんは全員賛成で可決されています。

この条例改正に基づく税率をそのまま本算定の税率にすると低所得者の負担が大きくなるので、今後は継続的に国保の支払準備基金を取り崩して税率を下げる緩和措置をとるための条例改正が同じ議会で全会一致で可決されましたが、1人平均でも国保税は5万8,863円から6万4,619円に5,756円も増えています。最高限度額が62万円から68万円に6万円も増額し、10月からは65歳以上の年金受給者は取りはぐれのない年金天引きの特別徴収も始まり、批判の声が上がっています。

後期高齢者医療制度は、国民の大きな反対を押し切って4月から始まった75歳以上の高齢者を国保から外して負担増と差別医療が待ち受ける高齢者だけの医療保険に囲い込む、世界にも例のない制度です。たとえ国が決めた制度でも国民の代表者である議員が、はっきりと町民の立場に立って廃止・見直しの意見書を上げるなどするべきで、町長も持続・継続的な制度改正とか、負担と受益の公平などと官僚顔負けの発言を繰り返すのではなく、もっと町民、高齢者の気持ちに寄り添った姿勢を示すべきではないでしょうか。

平成20年度から退職被保険者が60歳から64歳までとなり、65歳から74歳までの約600人が一般に移され、医療費が急増しました。保険税引き上げの要素ができたのではと心配です。あいかわらず国、県の指導で医療費通知が年6回も送られていますが、目的は何でしょうか。医者不正を見つけるためだという説明をしながら、今までに不正が見つかったことは一度もないとの回答もありました。手間も経費も無駄遣いといか言いようないことではないでしょうか。それとも国が言うように、自分の医療費がどれくらいかかっているかを知らせて、申しわけないと医者に行くのを控えさせることを考えているのでしょうか。

だれでも年をとれば体のあちこちに具合が悪いところが出るのは当然です。年間数十万円を済んでいるのは、むしろありがたいことです。受診抑制では医療費は下らないどころか、重症化でかえって増えかねません。受診を控えさせるのではなく、早期発見・早期治療につな

がる健康指導こそ重要というのが世間の常識です。所得の低い当町では、国保税が高くて払えないとの声があえまません。低所得者救済策で軽減や減免が活用されるようするべきです。

国は、国民健康保険制度を国が行う社会保障制度と定めながら、国の負担をどんどん減らして自治体に押しつけ、被保険者の負担を増やしてきました。以前配付された被保険者の所得分布を見ても、所得250万円以下の人が9割も占め、100万円以下に65%も集中するなど、加入者の所得が低いこと、それでも20万円、30万円もの税額になる人もあり、低所得者の国保税負担は生活を脅かす深刻な問題です。払いたくても払えない滞納者は年々増え続けています。払う力があるのに払わない人がほとんどの説明がされてきましたが、20年度決算で293万6,000円の不納欠損処理が行われていることでも、決して払えるのに払わなかったのではなく、払えなかったことが明らかになりました。当町も資格証明書の発行が1世帯、短期被保険者証の発行が26世帯になっていますが、資格証明書は、ぐあいが悪くなっても医療機関にかかるのに、窓口で保険がきかず10割払わなければなりません。憲法第25条の生存権保障に立つてつくられた国民皆保険制度の国保で命にかかわる罰則を設けるなど絶対にあってはならないことです。基金を取り崩して負担増を回避するとの方針が出されたことは大変画期的ですが、基金にも限度があります。長持ちさせるためにも、町民を守る福祉施策としても基金の取り崩し額と同額を、せめて一般会計から繰り入れて、被保険者が高い保険料を出してため込んだ基金をこそ、だれもが払える国保に使うべきだと思います。

これらは毎回述べていることですが、以上の理由から決算認定に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

ただいま国保特別会計の意見がありましたけれども、賛成の立場から討論したいと思いません。

国保税、当町については県下でも低い水準でいっているということ、また、他の市町では、先ほど繰り入れ等しているということはありませんけれども、他の市町においては法定外繰り入れをしておりますけれども、この市町においては基金等が少ないというような要因を考えております。当町においては、20年度も見られるように基金からの繰り入れが行われ、国保税の抑制、また介護分9万から10万円の限度額の引き上げなどを行わないようにしております。

それから、一般事務費等の繰り入れ等もこの決算の審査等の中でも意見がありましたけれども、それら等についても繰り入れ基準に沿った事務費等の繰り入れを行っています。ですので、この国保特別会計については、当町では抑制というふうな、国保税を上げないような措置を20年度はとっておりますので、賛成の立場として討論いたしました。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、認定第2号、「平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第3号、「平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、「平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第4号、「平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場から討論いたします。

と申しましても、この会計は、今までの老人保健法にかわり新設された後期高齢者医療制度を運営する県の広域連合が請求する保険料を徴収し、広域連合へ納付するだけの会計で、町に何らかの裁量の余地がある会計でないことは承知しております。しかし、この会計のもとになっている後期高齢者医療制度は、年々増え続ける医療費と15年後には団塊の世代が75



歳を迎えることに備えて、3年前に自公政権が強行採決した医療改革法に盛り込まれた数々の医療抑制と差別医療と際限なく保険料が上がり続ける仕組みの医療保険制度です。

国は、老人はいずれ死ぬのだから手厚い医療を行うのは無駄だとして、医療機関に支払う1カ月間の診療報酬を定額化する包括診療制度を取り入れたり、長期入院ベッドの削減など、これまでの老人保健に輪をかけた露骨な差別と負担増の制度を考え出しました。しかし、全国で廃止を求める嵐が吹き荒れ、国はスタート早々から次々と見直しや一部凍結を打ち出して軽減策などを打ち出し、批判を交わしてきています。そのため、保険料もいろいろな一時的な軽減が行われ、全国的にも安くなり、当町でも約7割の人が国保税より下がったとの報告がされています。

しかし、いまだに高齢者団体や医療関係者など凍結されている部分の復活をおそれて廃止の声を緩めていません。私も、議会に意見書を提出したり、町長に一般質問で、国に反対の姿勢を示すべきだと要望してきましたが、将来の医療を考えると必要不可欠の制度で、医療費削減のためではないなどとして推進してこられました。しかし、当町でも多くの高齢者がやめてほしいと声を上げており、年をとって負担を増やすのではなく、むしろ高齢者の医療費は沢内村のように無料にして、早期発見・早期治療で重症化を防ぐことや、手厚い保健福祉の取り組みこそ医療費抑制につながることは多くの医療関係者が認めていることです。そういう認識が皆無と思われるこの制度が持つお年寄りに冷たい仕組みから、到底賛成することはできないことを明らかにします。

決算審査でも、全くといっていいほど資料が出されず、議会の側で言えば、審査もそこそこで切り上げるなど、真剣に審査しようとの姿勢を感じられない。審査時間も、説明を入れてもわずか10分そこそこで終了しています。連合が決めた所得割プラス均等割で算出した保険料を広域連合へ納付するだけの会計とはいっても、医療費はどうなっているのか、受診状況はどうか、重症化の傾向はないか、県下でどれくらいの位置にあるのかなどなど、高齢者の健康状況の報告や把握などが行われて当然ではなかったかと思います。

歳入でもスタート1年目で既に42万500円の未収金が出ています。保険料を1年以上滞納すると保険証が取り上げられ、かわりに医療機関の窓口で10割全額支払いの資格証明書が発行されます。国保では75歳以上の高齢者には発行しないとしていたのに、後期高齢者医療では発行するとしています。年金が月額1万5,000円以下や無年金の高齢者が年金天引きでなく、自分で納付する場合にしか滞納が起きないのに、生活するのめやつの厳しい収入の高齢者が保険料を払えなくて滞納することにどれだけの罪があるのでしょうか。

また、どんなに検査や治療をしても、6,000円以上は支払われない包括診療報酬を医師に選択させ、医療費の抑制もねらっています。戦前から戦後を通して国のため、社会のためと働き続け今の栄光を築かれた高齢者を、このような冷たい医療制度に困り込み、当時の厚生労働大臣さえ自分のブログに載せていた「うば捨て行きのバスに乗った高齢者の不安のつばき」を希望に変えるためにも、こんな制度は廃止しかないこと、高齢者の医療は無料にし

て当然であること、高齢者が多い町だからもっと保健師さんや看護師さんを増やし、一人一人に声をかけて顔色を観察し、相談に乗れる温かな保健福祉の取り組みが必要であることなどを指摘して、冷たい差別医療をもとにした当会計の決算認定の反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） それでは、認定第4号、川根本町後期高齢者医療特別会計について賛成の立場から討論いたします。

先ほど制度の問題がありましたけれども、この後期高齢者医療の歩みとしては、昭和48年、老人医療の無料化、70歳以上ですけれども、それから始まり、その老人保健制度の問題点が、昭和58年に老人保健法を制定して、その当時から問題が増えておりました。というのは、現役世代の拠出金がふえ続けるということと、保険料を納めるところと使うところ、保健所と市町村が分かれています。それから若者に対する費用の負担関係が不明瞭というような点がありました。

そこで、老健の拠出金の不払い問題とか、特に健保組合等がありました、その制度の破綻というものがここで出ております。平成14年で老健制度は廃止して、新たな制度を共産党以外、国のほうでは参議院で決定をしております。また、それについて、14年また18年に長寿医療制度が始まったわけですけれども、この制度についても、18年に始まった以降10年にわたる議論の結果始めたものによって、先ほど言われたように、7割が補正で下がるような制度改正、また抜本的な改正をしており、若い人と高齢者との分担ルールを明確にしてやっているような改正が行われております。

このような本格的高齢社会が迫っているから、これからも将来に向けて必要な制度だと考えられますけれども、先ほど言われたような資格証等も市町の裁量ではなく、広域連合の権限でありますけれども、交付に係る市町の事務については市町が行っておりますけれども、それは該当者と相談に応じ、必要なもの、特別な事情を的確に把握し、相談に応じ、自治会、民生委員を初めとする地域の住民の情報を得ながら、適切なる納付相談をして対応しているように見られます。

また、医療費抑制の面ですけれども、おかげさまで当町及び職員の保健指導や早期発見等の努力のおかげで、また元気な高齢者がいらっしゃるためか、平成20年度医療諸率は、県下平均70万5,558円のところ59万175円と、これまた前年比でも85%となりますけれども、最下位の値を示しております。

そのようなことで、この制度、これからに向けて必要な制度と思っておりますので、また決算についても予算に沿った支払い等行われておりますので、賛成といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから認定第4号、「平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、認定第4号、「平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第5号、「平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 原案に反対の立場で討論を行います。

と申しましても、本当に介護の現場で働いておられる方々の献身的な対応ぶりを見ていますと、反対するのも本当に心苦しいと思い、この討論も昨夜、今朝方につくりましたので、一度も目を通していませんので、自分でも何を言うかわからなくて怖いなと思いながら、ちょっと読み上げさせていただきます。

平成12年度に導入された、それまでの措置制度にかわる介護保険制度は、家族介護中心で家庭崩壊の悲鳴が上がる中で、介護の社会化により、民間参入で選べるサービスを売り言葉に、介護費用の1割を利用料として出してもらい、残りの半分を40歳以上の保険料で集め、その残りを公費で賄うという制度になりました。高齢者の懐に手を入れて、年金から有無を言わず保険料を天引きする取りはぐれのない方法がこのときから始まったのです。余りの好成績に気をよくしたのか、政府は、後期高齢者や国保税にも同じ方法を取り入れ、またサービス利用料の1割負担も受益と負担の公平などといって、どこかで聞いたような理屈が振り回されて、弱者でもサービス利用は利益だとの考えで、障害者自立支援制度などにも取り入れられました。

今問題となっている制度のすべてが介護保険制度の1割負担、年金天引きなどを取り入れて後に続いているものです。しかし、スタート当時は負担あって介護なしと批判されたこの制度ですが、その後の改正に次ぐ改正で、今では利用者も増え、サービス提供事業者も増えてありがたい、なくては困るというような制度になっています。それもひとえに介護や相談窓口などの現場に当たる職員の皆さんや社協や事業所の皆さんの献身的な対応によって得られた評価だと感謝するものです。

しかし、問題がないわけではありません。わがままを言えば切りがないと言われるかもしれませんが、実態は、まだまだ深刻なものがあります。特に、少ない年金でやっと暮らして

おられる御夫婦や結婚していない息子さんと暮らす親御さんなど、体が不自由になり介護サービスを受けたくても、お金がないから頼めないと介護認定も受けずに我慢している人たちが少なくありません。また、特養は80人ほど待機者がいて、もう施設に入所がなかなかできない状態になっています。介護保険制度はある程度の収入がある人たちにはありがたい制度だと思いますが、少ない年金だけが頼りの高齢者にはサービスを受けることがなかなかできない、保険料だけではできない状態なのに、保険料だけは有無を言わずに天引きされる、一方恐ろしい制度だとの声もあります。

保険料も、どんなに収入が少なくても基準額の半額までしか下がりません。収入が少ない高齢者を守るために減免を初め保険料の軽減に取り組むべきです。天引きされない普通徴収の高齢者は、年金が1万5,000円以下しかない人で、滞納が1年以上続くとサービスを受けるのに原則10割負担となる罰則も設けられています。年金が1万5,000円以上あれば、確実に天引きされます。これさえも普通の神経ならできないことですが、政府は絶対もらいはぐれのないこの制度がよほど気に入ったようです。そっくり後期高齢者医療制度にも取り入れられました。

それでも、20年度決算を見ると250万円近い未済額が出ており、20年度1年間で新たに26人で59万円の未済額が出たそうです。このことはいかに収入が少ない高齢者が多いかということであり、行政の支援の手が差し伸べられなければサービスを使うこともできない人たちが大勢いることを示しています。5人で11万8,000円の不納欠損処理も行われており、このような深刻な状況を放置して賛成することなど到底できるものではありません。

地域包括支援センターの皆さんが1人の高齢者も見逃すまいと懸命に掘り起こしに取り組んでおられることは感謝にたえない思いですが、何といたってもたった3人の体制で深刻で複雑な問題を抱える人たちへの連日の対応は、身も心もくたくたになられていることでしょう。職員自身の心のケアも必要です。一日も早く交代で現場に当たれるくらい的人员確保が必要であることを申し添えて、保険料の減額などに取り組む意思を示されない当会計の決算認定には賛成できないことを明らかにします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） それでは、介護保険特別会計について賛成の立場から討論をいたします。

簡易保険制度、先ほどありましたように、介護する家族の切実なる要望の上で始まった事業でございます。これも先ほど低所得者等についての問題がありましたけれども、これも後期高齢者保険と同じように包括支援センターにおいて全体的な把握に努めております。それによって軽減とかそういったものもやっております。

また、介護関係の施設整備も進み、在宅介護サービスの充実が町内においても見られるようになっております。その点について給付の増加ということもありますけれども、この20年度の決算状況を見ても、制度の整った適正なる事務処理が行われていると理解しますので、

この20年度介護保険特別会計の決算については賛成といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、「平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第6号、「平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、「平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」のを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、「平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第7号、「平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、「平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、「平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

これから、認定第8号、「平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号、「平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第8号、「平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

#### 日程第10 川根本町議会議員派遣の件

議長(森 照信君) 日程第10、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のと

おり決定しました。

日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（森 照信君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 2 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（森 照信君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長（森 照信君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 9月17日

議 長 森 照 信

署 名 議 員 澤 畑 義 照

署 名 議 員 杉 本 道 生